

**平成21年度における環境の状況  
並びに豊かな環境の保全及び創造  
に関して講じた施策**

平成22年9月

大 阪 府

# 目 次

|      |   |
|------|---|
| はじめに | 1 |
|------|---|

## 第1章 計画的な環境政策の推進

|               |   |
|---------------|---|
| 1 環境基本条例等の施行  | 2 |
| 2 環境総合計画の推進   | 3 |
| 3 環境総合計画の進行管理 | 3 |

## 第2章 環境の状況及び講じた施策

### 第1節 廃棄物対策とリサイクルの推進

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1 廃棄物の減量化・リサイクルの推進 | 4 |
| (1) 主な目標と現状        | 4 |
| (2) 講じた施策          | 5 |
| 2 廃棄物の適正処理         | 5 |
| (1) 主な目標と現状        | 5 |
| (2) 講じた施策          | 6 |

### 第2節 温暖化に対する取組み

|                     |   |
|---------------------|---|
| 1 地球温暖化対策           | 7 |
| (1) 主な目標と現状         | 7 |
| (2) 講じた施策           | 7 |
| ① 地球温暖化対策の推進        | 7 |
| ② 環境に配慮したエネルギー利用の促進 | 8 |
| 2 ヒートアイランド対策        | 9 |
| (1) 主な目標と現状         | 9 |
| (2) 講じた施策           | 9 |

### 第3節 自動車公害の防止

|             |    |
|-------------|----|
| (1) 主な目標と現状 | 10 |
| (2) 講じた施策   | 12 |
| ① 自動車排ガス対策  | 12 |

### 第4節 水環境の保全等

|             |    |
|-------------|----|
| (1) 主な目標と現状 | 14 |
| (2) 講じた施策   | 14 |
| ① 水循環の再生    | 14 |
| ② 水環境の保全    | 15 |

### 第5節 環境リスクの低減・管理

|                  |    |
|------------------|----|
| (1) 主な目標と現状      | 17 |
| (2) 講じた施策        | 17 |
| ① 環境リスクの低減・管理    | 17 |
| ② 環境保健対策及び公害紛争処理 | 18 |

### 第6節 自然との共生

|                            |    |
|----------------------------|----|
| (1) 主な目標と現状                | 19 |
| (2) 講じた施策                  | 19 |
| ① 自然環境の保全・回復・創出            | 19 |
| ② 自然とのふれあいの場の活用            | 19 |
| ③ 潤いとやすらぎのある<br>都市空間の形成・活用 | 20 |

### 第7節 環境配慮のための仕組みづくり

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1 環境配慮のための仕組みづくり       | 21 |
| (1) 主な目標と現状            | 21 |
| (2) 講じた施策              | 21 |
| ① 環境教育の推進              | 21 |
| ② パートナーシップによる環境保全活動の推進 | 21 |
| ③ 環境監視及び調査研究の推進        | 22 |
| ④ 経済的手法等による環境負荷の低減     | 23 |
| 2 府の率先行動の拡大            | 23 |
| (1) 主な目標と現状            | 23 |
| (2) 講じた施策              | 23 |
| ① 環境マネジメントシステムの確立      | 23 |
| ② グリーン購入の推進            | 24 |

## 第3章 施策の進捗状況の評価と今後の方向性

### 1 主要課題の進捗状況及び今後の方向性

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| .....                           | 25 |
| (1) 資源循環                        | 25 |
| (2) 水循環                         | 25 |
| (3) 地球環境(ヒートアイランド対策を含む2つの温暖化対策) | 25 |
| (4) 交通環境                        | 26 |
| (5) 有害化学物質                      | 27 |
| (6) エコロジカルネットワーク                | 27 |

### 2 計画目標と達成状況

## 卷末資料

|                  |        |
|------------------|--------|
| 1 環境関連主要事業費(決算額) | 資料編-1  |
| 2 環境保全目標         | 資料編-27 |

※第2章の各施策・事業名に記載されている

【新規】・・・平成21年度からの新規施策・事業

## はじめに

この報告は、大阪府環境基本条例第10条の規定により、平成21年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関する本府が講じた施策を、平成14年3月に策定した「大阪21世紀の環境総合計画」（以下「環境総合計画」という。）の施策体系に沿ってとりまとめたものです。

平成21年度の府内の環境の状況につきましては、大気中の二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は環境保全目標（環境基準）を達成しており、大気中の二酸化窒素、河川水質の鉛、カドミウムなどの健康項目についても環境保全目標をほぼ達成しています。しかし、河川の汚濁指標であるBODは、改善の傾向にあるものの、環境保全目標を達成できていない地域が残っています。さらに、地球温暖化・ヒートアイランド現象への対策や、廃棄物の減量化・リサイクルの推進などが重要な課題となっています。

本府といたしましては、環境保全目標の達成・維持に向け、自動車NOx・PM法の排出基準を満たさないトラック・バス等の流入車対策や低公害車等の普及促進、河川の水質管理と健全な水循環の構築に向けた取組み等を進めました。また、地球温暖化・ヒートアイランド対策として特に優れた取組みを行った事業者の表彰や自動車の二酸化炭素排出削減策として有効なバイオエタノール3%混合ガソリン（E3）の普及を図るための実証事業、容器包装リサイクルや家電リサイクルの推進、産業廃棄物の不適正処理の根絶に向けた取り組み等様々な施策を実施しました。

一方で、府は、事業者・消費者としての立場も有していることから、府民や事業者、民間団体などすべての主体の模範となるべく率先行動を拡大するとともに、環境総合計画を実効あるものとするため、環境の保全に関する基本的事項の審議などを行う「大阪府環境審議会」や府内の推進体制である「大阪府環境行政推進会議」等を活用し、計画の適切な進行管理を行っています。

本報告では、主な環境の状況と平成21年度に講じた施策のうち重点分野の取組みを中心に記載し、豊かな環境の保全と創造に関する全ての施策・事業の概要及び決算額を＜巻末資料＞に一覧表で記載しています。

# 第1章 計画的な環境政策の推進

豊かな環境の保全と創造に向けて、環境基本条例に従い各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに、「大阪21世紀の環境総合計画」に示した基本方向等に基づき各種の施策を総合的かつ計画的に推進しました。

## 1 環境基本条例等の施行

### ■環境基本条例（平成6年3月）

「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」をめざして、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進しました。

### ■循環型社会形成推進条例（平成15年3月）

再生品の普及促進や不適正処理の根絶など循環型社会の形成に向けた施策を推進しました。

### ■温暖化の防止等に関する条例（平成17年10月）

事業活動における温室効果ガス及び人工排熱の排出抑制や建築物の省エネルギー等の環境配慮など、地球温暖化防止及びヒートアイランド現象の緩和に向けた施策を推進しました。

### ■生活環境の保全等に関する条例（平成6年3月）

土壌汚染に関する規制等について、土地の履歴調査制度等の充実を図るとともに、平成21年4月に改正された土壌汚染対策法との整合を図るため、平成22年3月に条例改正を行いました。

揮発性有機化合物の排出抑制を図るとともに、化学物質の適正な管理の促進にかかる事項等について施行しました。

また、自動車 NOx・PM 法の排出基準を満たさないトラック・バス等の流入車規制を21年1月1日から実施(8ナンバーは10月1日開始)しました。

### ■水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年3月）

府民の健康を保護し、又は生活環境を保全することを目的として、汚濁物質の排出を抑制するため、法の排水基準に代えて府域で適用する排水基準を定めています。平成20年3月に水生生物保全を図るために亜鉛の排水基準の強化等を行っています。

### ■自然環境保全条例（昭和48年3月）

「大阪府自然環境保全地域」等の府内に残された貴重な自然環境の保全に努めるとともに、自然環境の回復及び活用、緑の創出並びに生物多様性の確保に向けた取組みを推進しました。平成17年10月には、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の敷地等における緑化の促進を目的とした改正を行い、平成18年4月から施行しています。

### ■環境影響評価条例（平成10年3月）

規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境保全への適正な配慮がなされるよう、事業者が事業の前に実施した環境影響評価及び事後調査の審査を行いました。

### ■景観条例（平成10年10月）

平成20年に指定した7つの景観計画区域内で、大規模建築物等を対象とした届出制度に基づく指導等を行いました。また、新たな景観計画区域の指定についての検討も行いました。

### ■文化財保護条例（昭和44年3月）

条例に基づき指定された史跡、名勝、天然記念物を保護するため、整備、保存修理、保護増殖等への助成や開発地における文化財を保護するため、開発関係者に対して指導を行いました。

### ■放置自動車の適正な処理に関する条例（平成16年3月）

府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を図るため、府所有地・管理地内の放置自動車の適正かつ迅速な処理を行いました。

## 2 環境総合計画の推進

平成 14 年 3 月に策定した「大阪 21 世紀の環境総合計画」に基づき、「豊かな環境都市・大阪」の構築の実現に向け、「平成 21 年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」をとりまとめ、諸施策を推進しました。また、計画の進行管理として、進捗状況を可能な限り数値化したうえで、大阪府環境審議会に報告・意見聴取を行い、公表しました。

## 3 環境総合計画の進行管理

「豊かな環境都市・大阪」の実現に向けた着実な行動のため、PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルによる進行管理・点検評価システムを導入しています。

### 【立案段階 (Plan)】

環境基本条例に掲げられた基本理念や、環境総合計画で掲げられた中長期的な目標などを施策等の方針とし、毎年度の施策実施プログラムとして環境基本条例第 10 条第 2 項により、講じようとする施策を府議会に報告するとともに公表しています。

### 【実施・運用段階 (Do)】

環境基本条例第 7 条の施策の基本方針及び環境総合計画の施策の展開方向を踏まえながら、様々な施策や事業を実施・運用しています。

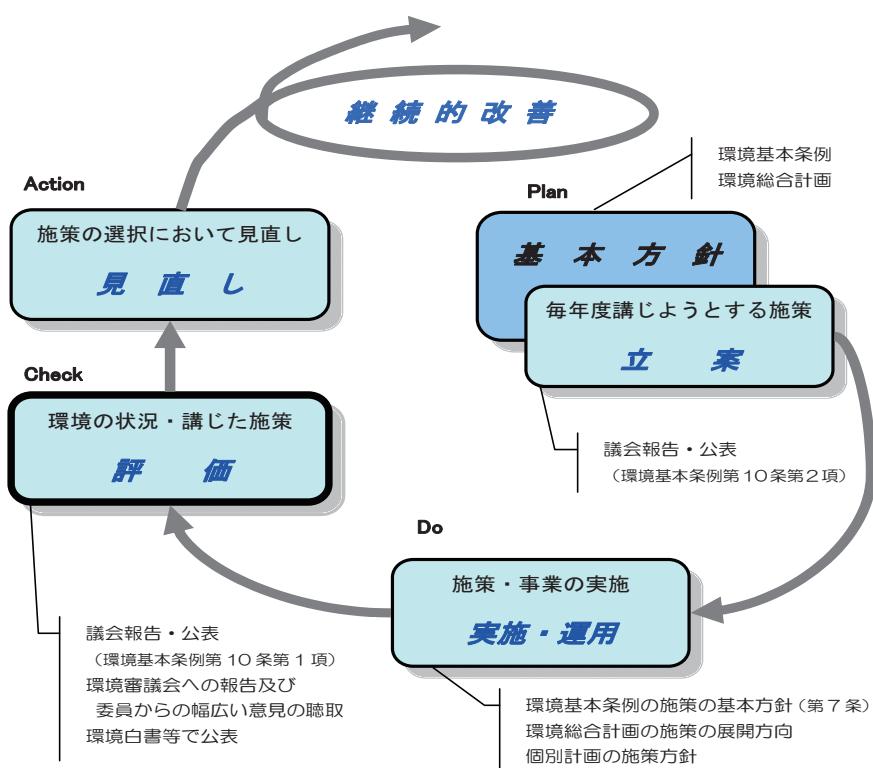
### 【評価段階 (Check)】

環境基本条例第 10 条第 1 項により、毎年度、環境の状況と豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策を府議会に報告するとともに公表しています。また、府環境審議会からの意見を聴取し、その内容を環境白書で公表しています。

### 【見直し段階 (Action)】

評価等をもとに、必要に応じ、施策の内容や選択について見直しを行います。

図-1 大阪 21 世紀の環境総合計画の進行管理について



## 第2章 環境の状況及び講じた施策

府内の大気環境については、二酸化窒素の環境保全目標（環境基準）の達成率は98.0%でしたが、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は環境保全目標を達成しました。一方、府内の水環境については、河川のBOD、大阪湾のCODについて、環境保全目標の達成率がそれぞれ、82.5%、40.0%でした。また、地球温暖化やヒートアイランド対策、アスベストをはじめとする有害化学物質対策、廃棄物の減量化・リサイクルの推進などが課題となっています。

本章では、これらの主な環境の状況と併せて、平成21年度に講じた施策のうち、主要な施策や新たな取組みを中心に、その概要について環境総合計画の目標と併せて報告します。

### 第1節 廃棄物対策とリサイクルの推進

#### 1 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

##### (1) 主な目標と現状

###### 【主な目標】

廃棄物の最終処分量を2010（平成22）年度までに1997（平成9）年度比で概ね半減させることなどを目標に、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを推進します。

###### 【現 状】

###### ①一般廃棄物

平成20年度に府内から排出された一般廃棄物は380万トン（集団回収含む）であり、一人一日あたりの排出量は1,201グラムと減少傾向にあります。また、再生利用量は44万トンであり、最終処分量は59万トンとなっています。リサイクル率も徐々に向上しており、11.5%となっています。

###### ②産業廃棄物

平成17年度に府内から排出された産業廃棄物は1,728万トンとなっています。また、再生利用量は545万トンであり、最終処分量は67万トンとなっています。



図-2 一般廃棄物排出量の推移

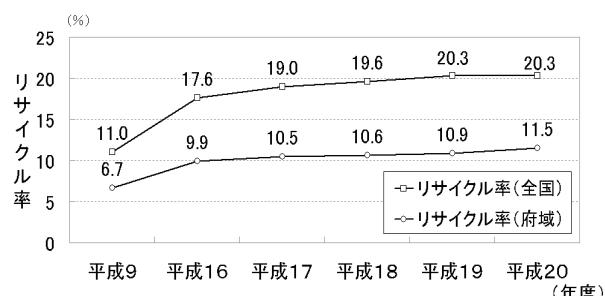


図-3 一般廃棄物のリサイクル率の推移

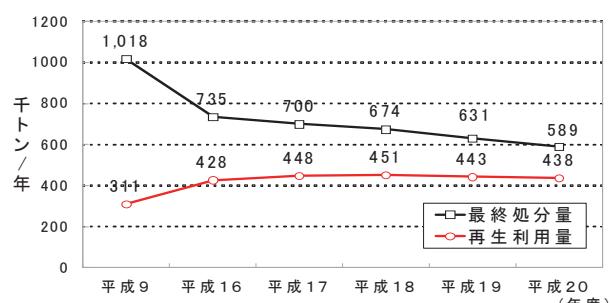


図-4 一般廃棄物の再生利用量・最終処分量の推移  
(大阪府)

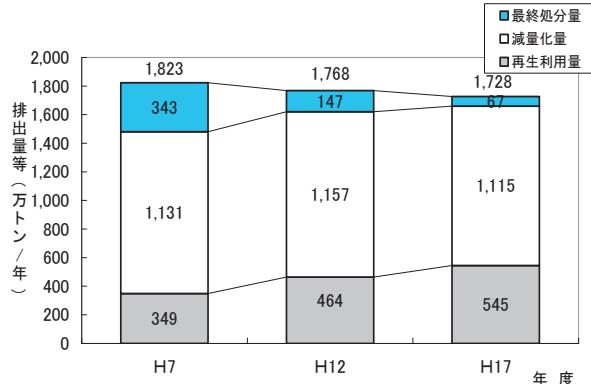


図-5 産業廃棄物の排出量と再生利用量等の推移  
(大阪府)

## (2) 講じた施策

### ■容器包装リサイクルの推進

【循環型社会推進室 内線：3815】

容器包装リサイクル法に基づき、「第5期大阪府分別収集促進計画（平成20～24年度）」を円滑に推進するため、市町村の分別収集実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握し、先進的な取組事例の情報提供等の技術支援を引き続き行いました。

(環境関連主要事業（決算額）一覧 NO.7)

### ■家電リサイクルの推進

【循環型社会推進室 内線：3815】

家電リサイクル法（平成13年4月施行）については、リサイクル料金が高い、法施行前からリサイクルに取組んできた府内の再生資源業者の活用がほとんど図られていない、不法投棄が多い等の問題が指摘されています。

このため、府は、既存再生資源業者を活用した、安価で適正な「家電リサイクル大阪方式」を推進しており、消費者や関係者への周知・啓発を行いました。

また、大阪方式のリサイクル率基準の見直しを検討するため、新たに対象に追加された薄型テレビについて、各製品に含まれる素材の種類、構成比、それらのリサイクルの可能性を判断するための実証調査を実施しました。

(環境関連主要事業（決算額）一覧 NO.9)

### ■再生品普及促進事業

【循環型社会推進室 内線：3819】

リサイクルをより一層促進するとともに、循環型社会の形成に寄与するリサイクル関連産業を育成するため、平成16年度から、府内で発生した循環資源（廃棄物等）を利用し、府内の工場で製造したりサイクル製品で一定の基準を満たすものをなにわエコ良品（大阪府認定リサイクル製品）として認定しています。

平成21年度末現在で、再生路盤材等の土木資材や日用品、事務用品等339製品を認定しており、それらの普及に努めるとともに、年2回の認定を実施しました。

また、なにわエコ良品をより府民の身近なものとするため、なにわエコ良品専門のインターネットショップ開設に向け、事業者との調整などを行い、平成22年4月1日に「なにわエコ良品ショップ」をオープンしました。

(環境関連主要事業（決算額）一覧 NO.12)



図-6 なにわエコ良品マーク

## 2 廃棄物の適正処理

### (1) 主な目標と現状

#### 【主な目標】

大阪をきれいな環境都市とすることをめざし、不法投棄等の根絶に向けた取組みを重点的に進めます。

#### 【現 状】

産業廃棄物の野外焼却・野積み・不法投棄などの不適正処理は、小規模な事案が大半であるものの依然として多発しており、また、その手口が悪質・巧妙化しています。

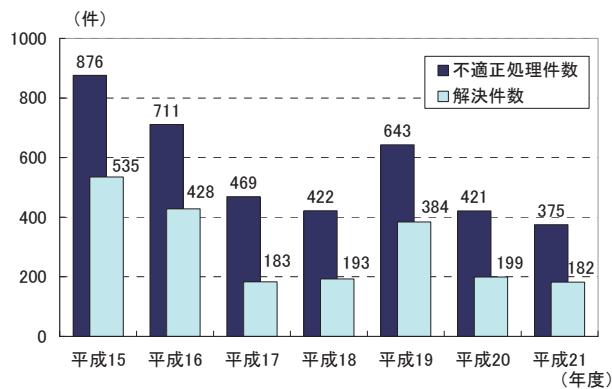


図-7 産業廃棄物の不適正処理件数

## (2) 講じた施策

### ■産業廃棄物の不適正処理の根絶

【循環型社会推進室 内線：3825・3827】

【環境管理室 内線：3871】

産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止を図るため、排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付の徹底等による産業廃棄物の適正処理を指導するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導を行いました。

また、廃棄物処理法と循環型社会形成推進条例を効果的に運用し、不適正処理の迅速な解決を図りました。

（環境関連主要事業（決算額）一覧  
NO. 125・129・137・138）



図-8 産業廃棄物の不適正処理現場

### ■P C B 廃棄物適正処理の推進

【環境管理室 内線：3871】

P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理については、日本環境安全事業(株)が、近畿圏の処理

拠点として大阪市此花区に脱塩素化分解方式による処理能力2 t /日の施設を建設し、平成18年10月から稼動しています。

「大阪府P C B廃棄物処理計画」（平成16年3月策定）に基づき、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、保管事業場への立入検査等により、保管廃棄物の適正管理の徹底を図りました。

また、中小企業によるP C B廃棄物の処理を支援するため、国・都道府県が（独）環境再生保全機構に拠出したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を通じて、中小企業が負担するP C B処理費用を軽減しました。

（環境関連主要事業（決算額）一覧 NO. 134）

#### 【脱塩素化分解方式】

トランス・コンデンサ等の処理対象物に含まれるP C Bを抜取、洗浄、密閉・真空状態での加熱等の方法により分離・回収した後、触媒の存在下にて260°C、常圧でP C Bを水素と反応させて、塩酸とビフェニルに分解し、無害化します。

表-1 大阪府域\*のP C B保管等届出状況  
(平成21年3月31日現在)

|      | 保管中   | 使用中 |
|------|-------|-----|
| 高圧機器 | 9千台   | 4百台 |
| 低圧機器 | 371千台 | 2千台 |
| 廃油等  | 227トン | —   |
| 廃感圧紙 | 12トン  | —   |

\* 大阪市、堺市、東大阪市及び高槻市を除く。

### ■微量P C B汚染廃電気機器等把握支援事業

【環境管理室 内線：3871】

絶縁油中に微量のP C Bが混入しているトランス、コンデンサ等の廃棄物（微量P C B汚染廃電気機器等）の府域（大阪市、堺市を除く。）における実態を把握するとともに、保有者の負担軽減を図るため、混入の疑いのある廃電気機器等の保有者に対してP C B測定費用の一部を補助しました。

（環境関連主要事業（決算額）一覧 NO. 135）

## 第2節 溫暖化に対する取組み

### 1 地球温暖化対策

#### (1) 主な目標と現状

##### 【主な目標】

2010(平成22)年度の府域の温室効果ガス排出量を基準年度\*から9%削減することを目指に、新エネルギーの導入、省エネルギーの推進などを図ります。

\*・・・1990年度

(ただし、代替フロン類は1995年度)

##### 【現 状】

2008(平成20)年度の温室効果ガス排出量は5,299万トンで、基準年度の排出量と比べ8.4%、2007(平成19)年度と比べ6.6%減少しています。

また、温室効果ガスの9割以上を占める二酸化炭素の排出量は5,194万トンで、基準年度と比べ0.7%増加しているものの、2007年度と比べ5.6%減少しています。

#### (2) 講じた施策

##### ①地球温暖化対策の推進

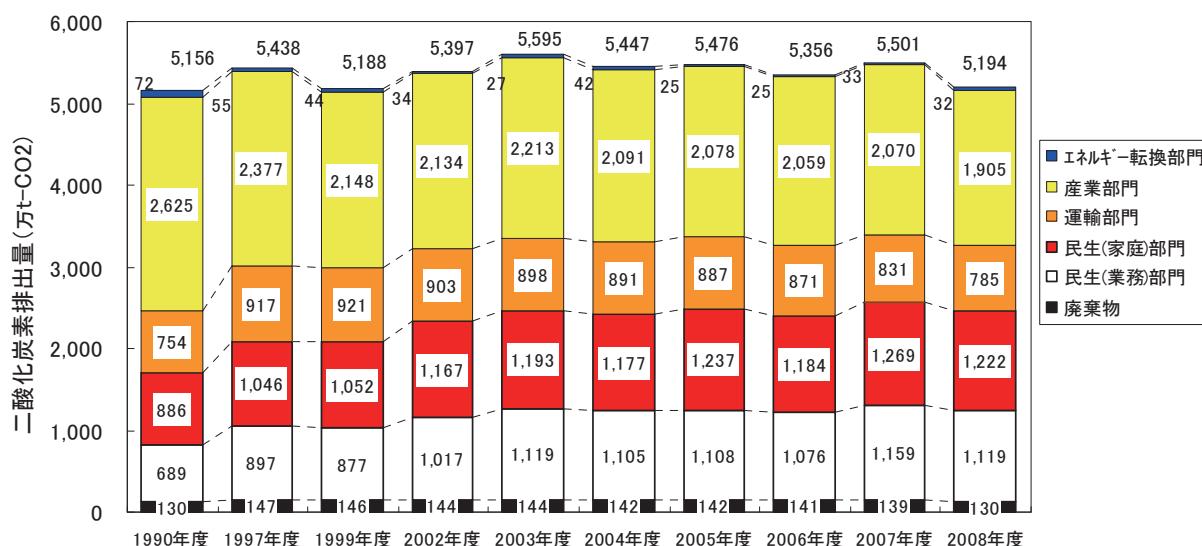
###### ■温暖化の防止等に関する条例に基づく排出抑制対策の推進

【みどり・都市環境室 内線：3885】

温暖化の防止等に関する条例に基づき、エネルギーを多量に消費する事業者に対し、温室効果ガスや人工排熱の排出抑制についての実績報告書や新たに3か年の対策計画書の届出を指導し、計画的な排出抑制対策を推進しました。平成20年度の実績報告書では、前年度から約163万トン削減されました。

また、実績報告書を届け出た事業者の中から、他の模範となる特に優れた取組みを行った事業者を「おおさかストップ温暖化賞(知事賞、優秀賞)」として表彰し、事業者名とその内容を広く公表することにより、対策の一層の普及促進を図りました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.54)



(注) 1 排出量は、各年度の全国の電力排出係数を用いて算定している。

2 四捨五入の関係で、各部門の値の合計と合計欄の値が一致しないものがある。

図-9 大阪府内の二酸化炭素の排出量

## ■大阪版カーボン・オフセット制度推進事業

【新規】 【みどり・都市環境室 内線：3885】

温室効果ガス排出削減クレジットの売り手(中小事業者)のシーズと買い手(大規模事業者等)のニーズをマッチングする仲介機関を設置する大阪独自のカーボン・オフセット制度を構築し、中長期の温暖化対策に不可欠な中小事業者の温室効果ガス排出削減対策を推進しました。

(環境関連主要事業 (決算額) 一覧 NO. 46)

## ■民間事業者省CO<sub>2</sub>設備導入支援事業【新規】

【みどり・都市環境室 内線：3885】

大阪府グリーンニューディール基金を活用し、民間事業者が高効率ボイラーやLED照明等の省CO<sub>2</sub>設備を導入する際の資金の一部を補助することにより、民間事業者の地球温暖化対策を推進しました。

(環境関連主要事業 (決算額) 一覧 NO. 47)

## ■自然公園のLED等省エネ照明の率先導入事業

【新規】 【みどり・都市環境室 内線：3853】

大阪府グリーンニューディール基金を活用し、明治の森箕面国定公園の中核施設であるビジターセンターにおいて、省エネ効果の高いLED照明器具を率先導入しました。これにより、CO<sub>2</sub>の排出を削減するとともに、府民への地球温暖化防止の意識啓発に繋げていきます。

(環境関連主要事業 (決算額) 一覧 NO. 66)

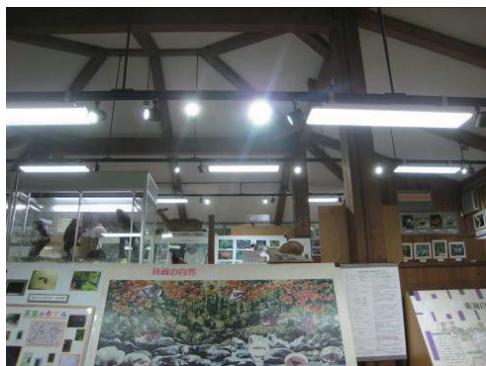


図-10 箕面ビジターセンターのLED照明

## ②環境に配慮したエネルギー利用の促進

### ■燃料電池自動車普及促進事業

【新エネルギー産業課 内線：6067】

次世代のクリーンエネルギーである水素を燃料とする燃料電池自動車を平成16年度から府の公用車として率先導入しており、平成21年度も引き続き各種イベント等での紹介や試乗会を積極的に実施し、府民等における新エネルギーの普及啓発を進めました。

併せて、府内の产学研官13団体から構成される「おおさかFCV推進会議（事務局：大阪府）」の取組みや平成18年度から府域でも実施されている国の「水素・燃料電池実証プロジェクト」とも連携し、府内等の水素・燃料電池関連産業の振興を図りました。

(環境関連主要事業 (決算額) 一覧 NO. 32)



図-11 燃料電池自動車

## ■エコ燃料実用化地域システム実証事業

【みどり・都市環境室 内線：3856】

自動車の二酸化炭素排出削減策として有効なバイオエタノール3%混合ガソリン(E3)の普及に向けて、平成19年度から5か年の予定で実施している実証事業です。

平成21年度は、引き続きE3の利用拡大を図り、製造・流通・販売を通じた品質管理等の各種検証を行っていくとともに、高濃度バイオ燃料(E10)の導入に関する検証を行いました。

(環境関連主要事業 (決算額) 一覧 NO. 34)



図-12 E3事業ロゴマーク

## 2 ヒートアイランド対策

### (1) 主な目標と現状

#### 【主な目標】

住宅地域における夏の夜間の気温を下げ、2025年までに夏の熱帯夜数を現状\*より3割減らすとともに、屋外空間にクールスポットを創出し、夏の日中の熱環境の改善を図り、体感的な温度を下げるなど、平成16年6月に策定した「ヒートアイランド対策推進計画」の目標達成に向け、各種対策を講じていきます。

\*・・・1998年から2002年の平均

#### 【現 状】

大阪では、過去100年間(1900年から2000年)で平均気温が2.1℃上昇し、全国平均の1.0℃を大幅に上回っており、この差の1.1℃がヒートアイランド現象の影響と考えられています。

また、真夏日、熱帯夜の日数もここ30年間で著しく増加しており、平成21年は真夏日が73日(平成20年:71日)、熱帯夜が27日(平成20年:42日)でした。

なお、平成16年は真夏日が94日と過去最高でした。

【真夏日】日最高気温が30℃以上の日のこと。

【熱帯夜】夜間の最低気温が25℃以上の日のこと。

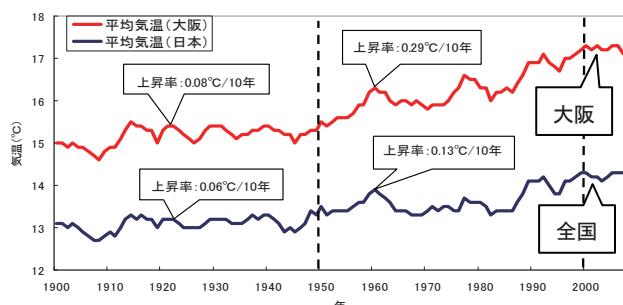


図-13 大阪・全国における年平均気温の推移  
(5年移動平均)

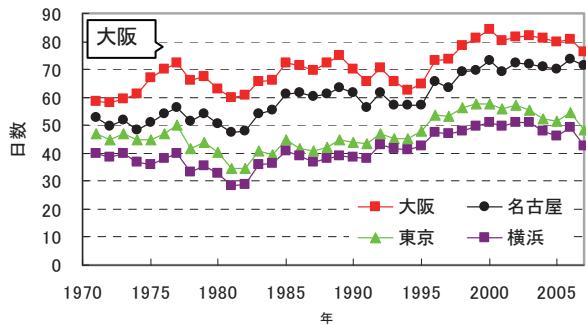


図-14 大都市における真夏日数  
(5年移動平均)

### (2) 講じた施策

#### ■ヒートアイランド対策の推進

【みどり・都市環境室 内線:3885】

これまで実施してきたモデル事業の成果を活用し、「ヒートアイランド対策ガイドライン」に沿った対策や大阪市中心部のモデル街区における取組みを促進するとともに、自然環境保全条例及び温暖化の防止等に関する条例の適切な運用に努めました。

また、「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム」との連携により、対策技術の開発・普及等を推進しました。

さらに、雨水等を利用した打ち水の実施など、府民、市町村、民間企業、NPO等と協働したヒートアイランド対策を実施しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.71, 72, 73)

#### ■自然環境保全条例に基づく建築物敷地の緑化の促進

【みどり・都市環境室 内線:2745】

自然環境保全条例に基づき、一定規模以上の敷地で建築物の新築、増改築を行う建築主に対し、一定基準以上の緑化を義務付けています。

前年度に同条例の規定等に基づき緑化を実施した者の中から、特に優れた者を「おおさか優良緑化賞」として表彰し、ヒートアイランド現象の抑制等の都市環境の改善や都市の魅力向上を図るとともに、府民・事業者の意識啓発を図りました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.77)

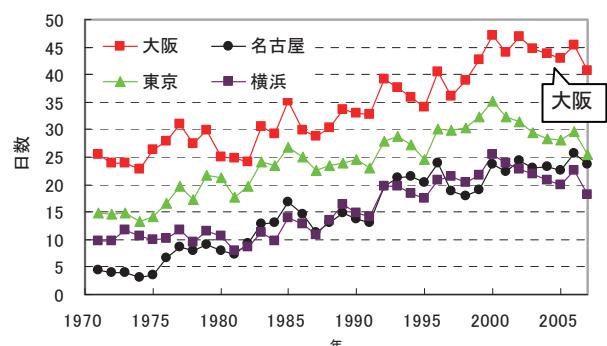


図-15 大都市における熱帯夜数  
(5年移動平均)

### 第3節 自動車公害の防止

#### (1) 主な目標と現状

##### 【主な目標】

- ① 平成 22 年度までに二酸化窒素 ( $\text{NO}_2$ ) 及び浮遊粒子状物質 (SPM) の環境保全目標を達成します。
- ② 平成 22 年度までに、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車  $\text{NOx} \cdot \text{PM}$  法）の対策地域における自動車排出窒素酸化物 ( $\text{NOx}$ ) の総量を 16,450 トン／年、自動車排出粒子状物質 (PM) の総量を 740 トン／年まで削減します。
- ③ 平成 22 年度までに、道路に面する地域において、環境騒音の環境保全目標の概ね達成をめざします。

##### 【基準年度の状況】

- ① 「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の基準年度である平成9年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標達成率は、それぞれ 66.4%、33.3%でした。
  - ② 平成9年度の対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量は 27,260 トン／年、自動車排出粒子状物質の総量は 3,170 トン／年でした。
  - ③ 自動車騒音については、数次にわたる自動車 1 台ごとの単体規制の強化が国によって実施されています。また、府内の道路管理者及び関係機関による大阪府道路環境対策連絡会議において、自動車騒音の深刻な地域における沿道環境対策の実施方針「大阪府域の沿道環境対策について」(平成 9 年) が策定され、遮音壁や低騒音舗装等の道路構造対策、道路網整備や交通管理・規制等の交通流対策を推進しました。
- しかし、騒音規制法に定められた要請限度を超過する地域の解消には至っておらず、面的評

価による道路に面する地域における平成 13 年度の環境保全目標の達成率は 70.9%でした（面的評価は平成 13 年度から開始）。

##### 【要請限度】

自動車騒音について国が定めた限度のこと。この限度を超えることによって、周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき、市町村長は騒音規制法に基づき都道府県公安委員会に交通規制等の措置を要請することができる。

##### 【現 状】

- ① 二酸化窒素の年平均濃度は緩やかな改善傾向で推移しており、平成 21 年度の環境保全目標の達成率は、一般環境大気測定期局（以下「一般局」という。）で 7 年連続 100%、自動車排出ガス測定期局（以下「自排局」という。）で 94.4%、一般局及び自排局をあわせた全測定期局で 98.0%でした。

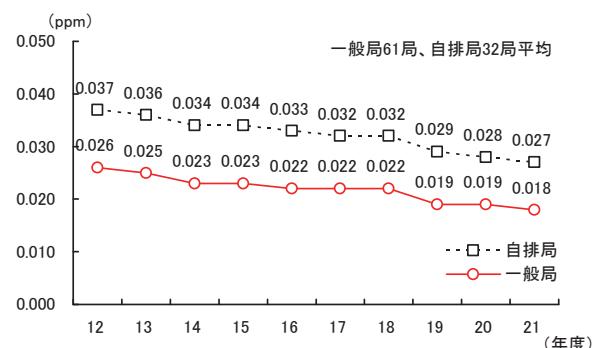


図-16 二酸化窒素年平均濃度の推移

(注)各年度で 6000 時間以上の測定を 10 年間継続した測定期局の測定値を用いた。

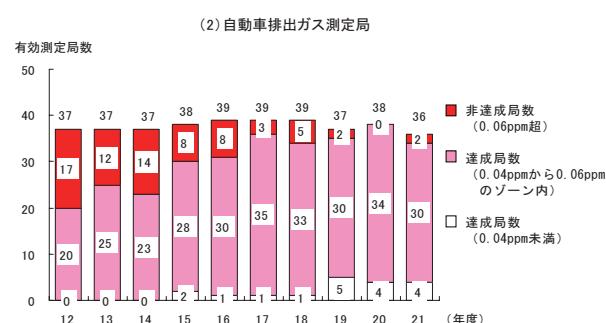
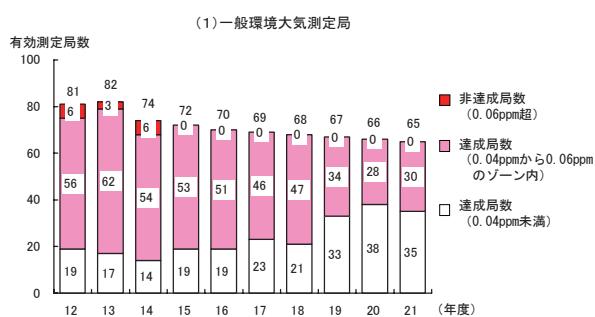


図-17 二酸化窒素の環境保全目標達成状況の推移

浮遊粒子状物質の年平均濃度は緩やかな改善傾向で推移しており、平成21年度の環境保全目標の達成率は、一般局、自排局とも100%となり、全測定局で2年続けて目標を達成しました。

今後も環境保全目標の達成維持に向けた総合的な諸施策を計画的に推進します。

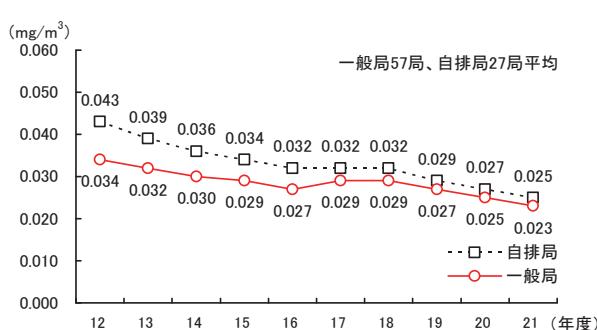


図-18 浮遊粒子状物質年平均濃度の推移

(注)各年度で6000時間以上の測定を10年間継続した測定局の測定値を用いた。

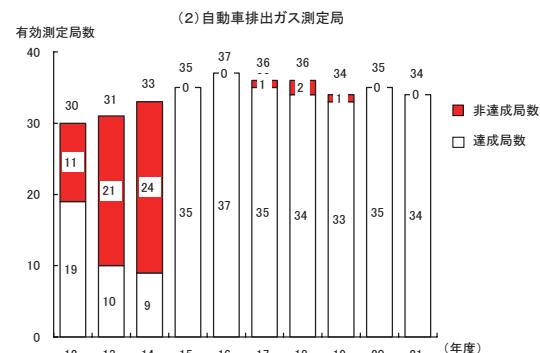
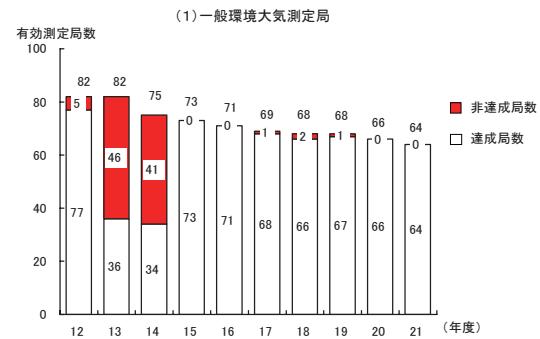


図-19 浮遊粒子状物質の環境保全目標達成状況の推移（長期的評価）

② 府内の自動車保有台数は、平成17年度をピークに減少傾向にあり、環境負荷の大きいディーゼル車の割合も減少しています。

平成20年度では、対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量は16,100トン／年、自動車排出粒子状物質の総量は830トン／年まで削減されました。

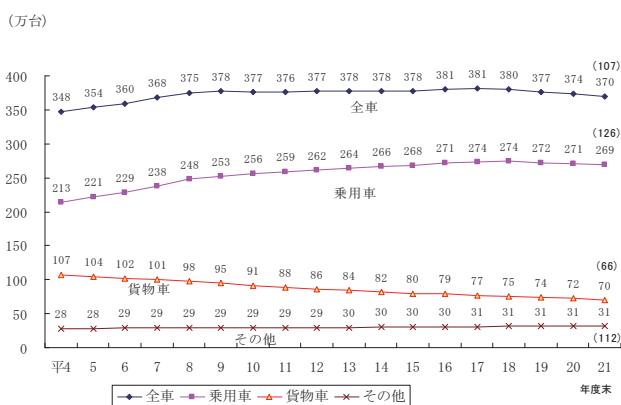


図-20 自動車保有台数の推移

(注) 1 國土交通省調べ  
2 ( )内は平成4年度末を100とした指標を示す。  
3 乗用車：普通・小型・軽乗用車  
貨物車：普通・小型・小型三輪・軽貨物車及び被牽引車  
その他：乗合車・特種(殊)用途車、二輪車

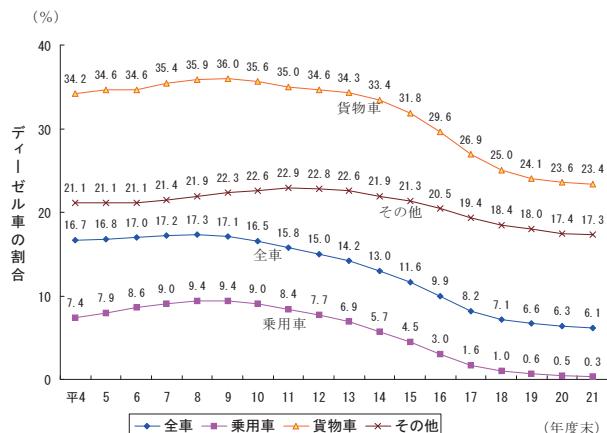


図-21 ディーゼル車の割合の推移

(注) 国土交通省調べ

③ 自動車騒音については、関係機関の連携のもと道路構造対策、沿道対策及び交通流対策を実施しました。

面的評価による道路沿道における環境保全目標の平成20年度達成率は88.9%(平成19年度達成率:87.9%)であり、前年度に比べ若干改善しました。

要請限度との比較では、特に夜間に超過する地域が存在するなど、今後も低騒音舗装の敷設などの道路構造対策をはじめ諸対策の継続・強化が必要となっています。

## (2) 講じた施策

### ① 自動車排ガス対策

#### ■自動車排ガス総量削減計画の推進

【環境管理室 内線：3895】

大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(平成15年7月策定)に基づき、低公害車・低排出ガス車の普及促進、自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を関係機関等と連携して計画的、総合的に推進しています。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.92)

#### ■流入車対策推進事業

【環境管理室 内線：3890】

二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る環境基準の確実な達成を図るために、生活環境の保全等に関する条例(平成19年10月25日改正条例公布)の規定により、運送事業者、荷主、旅行業者及び施設管理者等の連携した枠組みによる流入車規制を実施しています。

大阪府対策地域内に発着する場合には適合車の使用及び、ステッカーの表示を義務付けており、本規制の実効性を確保するため、立入検査・指導を実施しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.95)



図-22 適合車等標章(ステッカー)



図-23 流入車規制立入検査

#### ■低公害車等の普及促進

【環境管理室 内線：3895】

天然ガス自動車などの低公害車や低排出ガス車の普及促進を図るために、公用車への率先導入を行うほか、自動車税の軽減(グリーン税制)を実施しています。

また、次世代電気自動車を活用し、普及に向けての広報活動やデータ集積を行いました。

さらに、多様なエコカーの普及拡大に向けて、大阪自動車環境推進会議において長期的な戦略である「大阪エコカー普及戦略」を策定しました。

(環境関連主要事業（決算額）一覧 NO.93)

【低公害車】

排出ガス (NOx・PM 等) 性能のよい自動車を指し、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、メタノール自動車がある。

【低排出ガス車】

「低排出ガス車認定実施要領」(平成 12 年運輸省告示第 103 号)に基づき、基準よりも排出ガスを低減させた自動車で国土交通省が認定した自動車をいう。

【次世代電気自動車】

従来の鉛蓄電池やニッケル水素電池に比べ、小型でかつ大電力を蓄電できるリチウムイオン電池を搭載した電気自動車で、平成 21 年から市販されている。

【エコカー】

低公害車をはじめとして、排出ガス性能に加え、地球温暖化防止の観点から二酸化炭素排出量の少ない自動車をいう。

度や成分の分析を行い、汚染状況の実態把握を行いました。

(環境関連主要事業（決算額）一覧 NO. 153)



図-24 電気自動車

### ■浮遊粒子状物質環境調査

【環境農林水産総合研究所 6972-5862】

自動車排ガスの微小粒子状物質削減対策に資するため、4 地点で浮遊粒子状物質 (SPM) の成分分析を行い、府内の汚染状況の実態把握、発生源寄与率の解析及び対策の効果確認を行いました。

また、環境基準が設定された粒径  $2.5 \mu\text{m}$  以下の微小粒子状物質 (PM2.5) について、質量濃

## 第4節 水環境の保全等

### (1) 主な目標と現状

#### 【主な目標】

2010（平成22）年度までに河川の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の環境保全目標を概ね達成することなどを目標に、水質汚濁の主な原因である生活排水の処理について重点的に対策を進めます。

また、大阪湾の水質保全については、海域の代表的な汚濁指標である化学的酸素要求量（COD）や、富栄養化の原因となる窒素、りんの排出量を一層削減するなどの対策を進めます。

#### 【計画策定期の状況】

BODの環境保全目標は、約6割の河川で達成していました。

また、大阪湾の水質は、COD等の環境保全目標について、湾奥部等で達成・維持していたものの未達成の海域もあり、季節、場所によって赤潮や貧酸素水塊の発生が確認されていました。

#### 【現 状】

河川のBOD濃度は、この10年間でみると全体的に改善の傾向にあります。平成21年度は、河川80水域中66水域が環境保全目標を達成していました（達成率82.5%）。平成20年度は65水域が達成）。

また、大阪湾のCOD濃度はここ10年間では概ね横ばいの状況です。平成21年度は15点中6点で環境保全目標を達成していました（達成率は40.0%）。

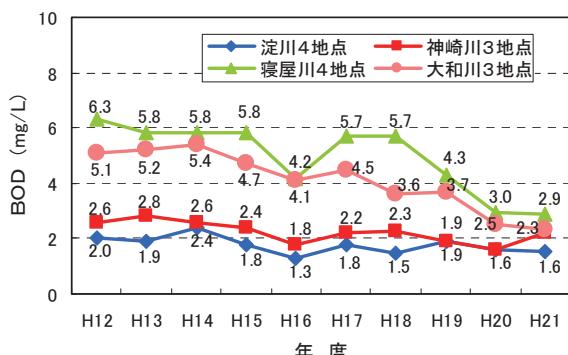


図-25 府内主要河川におけるBOD（年平均値）の推移

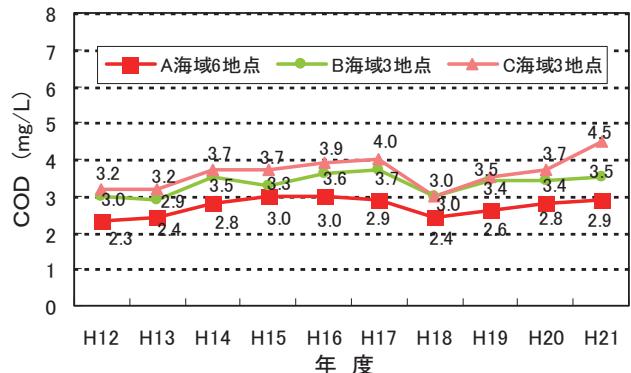


図-26 大阪湾のCODの推移  
(大阪府測定点・表層年平均値)

### (2) 講じた施策

#### ①水循環の再生

##### ■「おおさかレインボウプロジェクト！」の推進

【環境管理室 内線：3854】

雨水を活用したまちづくりを推進するため、「おおさかレインボウプロジェクト！」として、平成17年度から平成19年度までモデル事業を実施してきました。平成20年度からは、モデル事業の成果を活用し、より広く府民へ実践していただけるように市民団体、学校及び市町村等と連携を図り、出前講座等を通じ、雨水利用の普及促進を図りました。

（環境関連主要事業（決算額）一覧 NO. 25）



図-27 保育園での環境学習

## ■健全な水循環の構築に向けた取組み

【環境管理室 内線：3865】

府内河川で最も水質が悪い見出川において、水質の改善や、健全な水循環の再生をめざし、見出川流域水循環再生協議会（平成19年度設立：地元市民団体、小学校、学識経験者、行政等で構成）が中心となって、水循環再生計画を策定するとともに、清掃活動や普及啓発を実施しました。

（環境関連主要事業（決算額）一覧 NO.26）



図-28 見出川の清掃活動

## ②水環境の保全

### ■河川の水質管理

【環境管理室 内線：3854、3865】

大阪府環境審議会における検討結果を受けて、府内河川に適用する水質環境基準の類型を改定するなど、よりよい水質を目指して水質改善に取り組みました。

特に、大和川は、国管理河川の中で平成17年から19年まで3年連続して全国水質ワースト1となったため、平成20年度に設置した「大和川水質改善検討チーム」において、ワースト1の安定的脱却に向けて、生活排水対策を中心とした効果的取り組みを推進しました。（平成20年はワースト1を脱却しました。）

（環境関連主要事業（決算額）一覧 NO.172）

## ■生活排水対策の推進

【環境管理室 内線：3865】

府域で発生する水の汚濁負荷の約4割を未処理の生活雑排水（台所排水など）が占めています。下水道や合併処理浄化槽等を効率的・効果的に整備し、この生活雑排水の適正処理を進めるため、「大阪府生活排水処理実施計画」に基づき、市町村に対し生活排水処理計画の見直しを働きかけるとともに、技術的支援を行いました。

また、「大阪府生活排水対策推進月間」（2月）を中心に、各種イベントや媒体を通じて、各家庭における府民一人ひとりの負荷削減の取組みを呼びかけました。

（環境関連主要事業（決算額）一覧 NO.170）



図-29 電光掲示板（道頓堀）による街頭啓発

## ■事業所排水対策の強化

【環境管理室 内線：3865】

前出の大和川、見出川をはじめ、府域東部の寝屋川など環境基準の未達成の河川流域において、水質汚濁防止法等の規制対象事業所の重点立入を実施するとともに、規制対象外の小規模事業所のうち排水の汚濁が比較的高いと考えられる事業者に対し、立入指導や、業界団体機関紙等による啓発を実施しました。

（環境関連主要事業（決算額）一覧 NO.176, 177）

## ■大阪湾の再生

【環境管理室 内線：3854】

大阪湾の水質改善を図るため、引き続き、水質総量規制等による汚濁物質の流入負荷削減を推進するほか、「大阪湾再生推進会議」に参画し、水質一斉調査の実施など、様々な機関と連携して大阪湾の再生に取り組みました。

また、将来を担う子どもたちに大阪湾の環境の大切さを引き継ぐことをテーマに、大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において平成20年度に作成した「大阪湾かるた」等を用い、参加型の普及啓発事業を実施しました。

(環境関連主要事業 (決算額) 一覧 NO. 171)

## ■浄化槽整備事業の推進

【環境衛生課 内線：2577】

生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善に効果的な浄化槽の設置を促進するため、個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業（個人設置型）」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を設置し、住民から使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図りました。

(環境関連主要事業 (決算額) 一覧 NO. 165)

## ■流域下水道事業の推進

【下水道室 内線：3959】

大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善のため、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、水みらいセンター（下水処理場）の整備を推進しました。

水みらいセンターにおいては、富栄養化の原因である窒素・りん等を除去する高度な水処理施設の整備を推進しました。

(環境関連主要事業 (決算額) 一覧 NO. 192)

## ■海底堆積物除去事業

【水産課 内線：2761】

河川から流れ込み、大阪湾の漁場海底に堆積したプラスチックやビニール、空き缶・ペットボトル等の廃棄物は、魚介類の生息環境を悪化させるだけでなく、漁船や漁具の破損の原因になるなど、漁業操業の種々の障害となっています。

このため、これらの廃棄物を引き揚げ・除去し、漁場の再生産機能の回復と海域環境の保全を図りました。

(環境関連主要事業 (決算額) 一覧 NO. 183)



図-30 底びき網で回収したごみ

## 第5節 環境リスクの低減・管理

### (1) 主な目標と現状

#### 【主な目標】

2005（平成17）年度までにダイオキシン類の排出量を2000（平成12）年度比で約4割削減し、環境保全目標を達成することなどを目標に、事業者の自主管理の改善による排出抑制を促進します。また、環境リスクの高い化学物質について排出量を削減します。

#### 【計画策定時の状況】

2000（平成12）年度の府内でのダイオキシン類の排出量は、89.4gでした。

#### 【現 状】

平成21年度におけるダイオキシン類の排出量は6.0gで、2000（平成12）年度比で93.3%削減しました。ダイオキシン類の環境濃度は、大気、海域水質・底質、地下水、土壌については、環境保全目標を達成していましたが、河川水質では66地点中3地点（平成20年度は78地点中5地点）で、河川底質では66地点中2地点（平成20年度は79地点中4地点）で、それぞれ環境保全目標を達成していませんでした。

平成20年度の府域におけるP R T R法及び府条例により届出された化学物質の排出量は、14,114トンでした。また、P R T R法による化学物質の届出排出量と届出外排出量の合計は19,642トンで、全国の4.0%を占めていますが、前年度と比べて3.4%減少しました。

#### 【P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）】

有害性のおそれがある化学物質について、事業者の自主的な管理を促進し、環境汚染の未然防止を目指した法律のこと。一定の業種や要件に該当する事業者が届出対象となり、届出の集計と届出対象外の発生源の推計により、環境への排出量を算出している。

### (2) 講じた施策

#### ①環境リスクの低減・管理

##### ■アスベスト飛散防止対策等の推進

【環境管理室 内線：3877】

中皮腫や肺がんなどの原因となるアスベストから府民の健康を守るため、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査等を行い、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止対策の徹底を図りました。

特に6月と12月を「アスベスト飛散防止推進月間」と位置づけ、解体現場パトロールを実施するとともに、6月には、関係団体の参画による会議や府民・事業者を対象としたセミナーを実施するなど、重点的な取り組みを行いました。

（環境関連主要事業（決算額）一覧 NO.146）

##### ■府有施設アスベスト対策事業

【公共建築室 内線：4606】

アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付けアスベストの除去対策工事を進めるとともに、空気環境測定等の定期点検を実施しました。

（環境関連主要事業（決算額）一覧 NO.217）

##### ■民間建築物アスベスト対策の促進

【建築指導室 内線：4329】

吹付けアスベスト等が使用されている建築物について、順次、立入検査を実施し、劣化等により、衛生上著しく有害となる恐れがあると認められる場合には、建築基準法に基づき、所有者等に対して、除去等必要な措置を講じるよう指導しました。（21年度 立入検査件数 33件）

（環境関連主要事業（決算額）一覧 NO.218）

## ■ 化学物質対策の推進

【環境管理室 内線：3808】

化学物質による環境リスクを低減するため、PRTR法に基づき、排出量等の届出、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の取扱量等や化学物質管理計画等の届出を指導し、事業者による化学物質の自主的管理を促進しました。

また、府民に化学物質への関心を深めてもらうため、ホームページ等を通じて届出に基づく集計データや化学物質の有害性等について、情報提供を行いました。

(環境関連主要事業（決算額）一覧 NO. 210, 211)

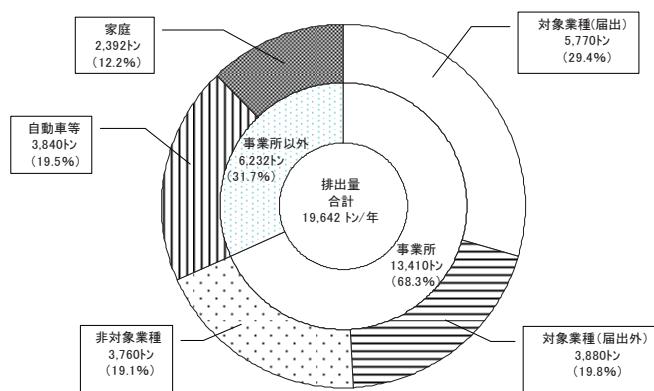


図-31 府域における化学物質排出量（平成 20 年度  
PRTR 法の届出排出量及び届出外排出量）

## ■ 土壤・地下水汚染対策の推進

【環境管理室 内線：3809】

土壤汚染による健康への影響を未然に防止するため、土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壤の汚染状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。

(環境関連主要事業（決算額）一覧 NO. 195)

## ■ 地盤沈下規制指導事業

【環境管理室 内線：3809】

地盤沈下を未然に防止するため、地盤沈下観測所で地下水位・地盤沈下量を常時監視するとともに、府内の地下水採取量の把握と適正な採取の指導を行いました。

(環境関連主要事業（決算額）一覧 NO. 194)

## ■ 大阪エコ農業総合推進対策事業

【農政室 内線：2739】

農薬の使用回数と化学肥料の使用量を府内の標準の半分以下にして栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進しています。本制度により府民が求める安心できる農産物を生産するとともに、農業の持つ物質循環機能を活かしながら、環境への負荷を軽減し、地域環境の保全に寄与する大阪エコ農業を推進してきました。

(環境関連主要事業（決算額）一覧 NO. 179)



図-32 大阪エコ農産物認証マーク

## ② 環境保健対策及び公害紛争処理

### ■ 石綿健康被害救済促進事業

【環境管理室 内線：3877】

アスベスト健康被害者の救済のため、平成 18 年 2 月に制定された「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、(独)環境再生保全機構に創設された石綿健康被害救済基金に対し、国・他都道府県・事業者とともに拠出し、救済制度の円滑な運用を図りました。

(環境関連主要事業（決算額）一覧 NO. 228)

## 第6節 自然との共生

### (1) 主な目標と現状

#### 【主な目標】

府民が自然環境を通じて心の豊かさ、うるおいを実感でき、自然と共生する社会の実現をめざし、地域住民の参加によるみどり環境(水とみどりのネットワークであるエコロジカルネットワークなど)の創出などを進めます。

#### 【計画策定時の状況】

森林、農空間においては、都市化の進展や開発行為などによる減少・分断化、担い手不足や高齢化による荒廃化が危惧され、大阪湾においても、自然海岸の割合が低く、干潟や藻場が減少しており、平成12年度の府政モニター・アンケートでは約7割の府民が府域の自然環境の状況を「悪い」と感じていると回答していました。

#### 【現 状】

生態系の保全のため、ボランティアによる身近な里山の保全活動をはじめ、府民・NPO・企業等の協働により産業廃棄物最終処分場跡地で森づくりを行っていく「共生の森」構想を推進するなど、府民参加による自然環境の保全に取り組んでいます。

### (2) 講じた施策

#### ①自然環境の保全・回復・創出

##### ■農空間保全地域制度の推進

###### 【農政室 内線：2775】

「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、農空間の公益的機能を将来にわたり發揮させるため、保全すべき農空間として同条例に基づき指定した農空間保全地域において、農業者や府民とともに農空間を守り育てる取り組みを一層強化しつつ、農道やほ場整備などによる営農条件の改善、ため池改修等による安全安心の確保や、農地賃借の円滑化等によ

り遊休農地を解消しました。

##### ・遊休農地解消実績

平成20年度 23.9ヘクタール

平成21年度 50.0ヘクタール

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.272)

##### ■生駒山系花屏風整備の推進【新規】

###### 【みどり・都市環境室 内線：2753】

大阪の市街地から見渡せる生駒山系を屏風に見立て、府民との協働で花木や紅葉の美しい樹木を植樹し、府民に愛される自然資源として整備することにより、森林への関心を高めるとともに、放置森林問題への理解を深めてもらいます。

平成21年度は、この取組みを広く周知し、府民自らの参加により「花屏風」を創り出すことを意識してもらうため、植樹イベントの開催など府民協働による植樹活動等を実施しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.303)



図-33 植栽活動の様子

#### ②自然とのふれあいの場の活用

##### ■オアシス整備事業

###### 【農政室 内線：2773】

ため池を農業用施設として活かしつつ、都市に“うるおい”と“やすらぎ”を与える地域の貴重な環境資源として、安全なまちづくり、自然環境の保全、教育・文化の推進等を目的として総合的に整備するとともに、住民参加による快適な水辺

環境づくりを行います。

平成21年度末で府内34地区の整備が完了しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO. 264, 268)

### ■いきいき水路整備事業・まちづくり水路整備事業

【農政室 内線: 2773】

農業用水路の改修により、雨水の安全な排水などの防災対策を実施するとともに、水路のもつ公益的機能を保全するため総合的に整備し、水と緑豊かな水辺環境づくりを推進します。

また、住民参加による水生植物の植栽や子どもたちの環境学習などに取り組みます。

平成21年度末で府内7地区の整備が完了しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO. 263, 266)



図-34 水路での保全活動状況

### ■自然とのふれあいの場の整備

【水産課 内線: 2766】

漁業活動の拠点としての機能だけでなく、一般府民も容易に近づき楽しむことのできる「ふれあい漁港」の整備を、岬町の深日漁港及び小島漁港で進めました。

平成21年度は、臨港道路や駐車場等を整備し、漁港の基本施設がほぼ完成しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO. 317)

### ③潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用

#### ■「みどりの大坂21推進プラン」と「大阪府広域緑地計画」の改定統合版策定

【みどり・都市環境室 内線: 2750】

【総合計画課 内線: 3965】

21世紀に向けた新たなみどりの保全・創出に関する総合的な計画である「みどりの大坂21推進プラン」と、広域的観点から見たみどりの確保目標や配置計画、みどりの将来像などを示す「大阪府広域緑地計画」との統合により、府民にわかりやすい形で、「みどりの大坂推進計画」を策定しました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO. 57)

### ■公立小学校の芝生化推進事業【新規】

【みどり・都市環境室 内線: 2744】

地域と学校が一体となって行う公立小学校の運動場の芝生化を推進するため、芝生づくりにかかる経費の一部を補助するとともに、府内関係部局により「芝生サポート隊」を設置し、技術サポートや出前講座を行いました。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO. 324)



図-35 芝張り作業の様子

## 第7節 環境配慮のための仕組みづくり

### 1 環境配慮のための仕組みづくり

#### (1) 主な目標と現状

##### 【主な目標】

環境に配慮したライフスタイルや事業活動を活発化させることを目指し、府民、事業者民間団体、行政等がパートナーシップを構築し、環境に配慮した経済社会への変革に取り組みます。

##### 【現状】

府民・事業者の団体や市町村府からなる「豊かな環境づくり大阪府民会議」において、大阪府民のローカルアジェンダである「豊かな環境づくり大阪行動計画」を毎年度策定し、パートナーシップによる各主体が環境配慮行動に取り組みました。

また、教員向けの環境教育の手引きや活動事例集等の作成・配布並びに環境NPOによる教員向けの体験研修を行い、学校における環境教育・環境学習を支援するとともに、環境教育・環境活動の関連情報を掲載したポータルサイトの開設や、「こどもエコクラブ」のサポーター等のスキルアップを目的とした講習会を開催するなど、地域社会における自主的な環境学習への支援を行いました。

##### 【こどもエコクラブ】

地域において環境に関する活動を行う小・中学生のグループの総称。全国の小・中学生の継続的な環境活動を支援するため、環境省の委託事業として始まったもの。

#### (2) 講じた施策

##### ①環境教育の推進

##### ■総合的環境資源情報提供システム構築事業

【みどり・都市環境室 内線：2756】

環境イベント情報、施設情報、環境教育プログラム教材情報、人材情報などの環境資源情報をデ

ータベース化し、環境教育に取り組もうとする者が効率よく情報にアクセスできるようインターネット上にポータルサイト“エコあらかると”を開設しました。

(環境関連主要事業 (決算額) 一覧 NO. 423)



図-36 エコあらかると

##### ②パートナーシップによる環境保全活動の推進

##### ■環境情報プラザ管理運営事業

【環境農林水産総合研究所 6972-7666】

環境情報プラザにおいて、環境関連図書・ビデオ・パネル・チラシ等の環境情報を提供するとともに、研修室・実験室等の施設を活動の場として提供し、府域における環境活動を支援しました。

さらに、環境情報プラザのウェブページ「かけはし」において、NPO、自治体、団体等による環境活動情報の交流を図り、交流会やセミナー等を開催するなど、パートナーシップづくりに努めました。

(環境関連主要事業 (決算額) 一覧 NO. 431)



図-37 かけはし交流会

### ③環境監視及び調査研究の推進

#### ■光化学オキシダントと粒子状物質等の汚染

##### 特性及び広域移流に関する研究

【環境農林水産総合研究所 6972-7632】

光化学オキシダントや粒子状物質等、二次生成により発生する汚染物質の経年変動や高濃度事象について、気象条件、発生のメカニズム、地域循環風による移流等に関する解析を、国立環境研究所及び他の自治体と共同で行いました。

また、東アジア規模の大気汚染物質広域移流を観測するため、大気常時監視データの活用に加えて、国立環境研究所等と共同でライダー観測データや人工衛星観測データを活用したモニタリングに取り組みました。

(環境関連主要事業 (決算額) 一覧 NO. 156)

##### 【ライダー観測】

レーザ光を上空に向けて照射し、その反射を解析することにより、上空(3000～18000m)の大気環境を監視する技術

#### ■食品製造副産物等循環資源を利用した地域エコフィード利用技術の開発

【環境農林水産総合研究所 072-958-6551】

循環型社会形成への取組の一環として、梅酒製造副産物として排出される漬け梅を、リサイクル飼料として肉牛へ給与する技術を確立し、農家に普及させてきました。

これを乳牛にも拡大させるため、乳牛用飼料としての梅酒漬け梅の安全性を検討しました。さらに、府内 14 戸の酪農家において長期間の給与実証試験を実施しました。試験終了後の現在も、毎月 10 トン以上の梅酒漬け梅が、乳牛飼料向けに出荷され、地域循環資源として再利用されています。

(環境関連主要事業 (決算額) 一覧 NO. 444)



図-38 乳牛への梅酒漬け梅の給与

#### ■多種多様な栽培形態で有効な飛ばないナミテントウ利用技術の開発

【環境農林水産総合研究所 072-958-6551】

環境負荷を低減するため、野菜・花き類の生産現場においては、化学農薬の使用量の大幅削減が求められています。

そこで、遺伝的に飛ばないように選抜されたナミテントウについて、「飛ばない=逃げない」という性質を活用し、アブラムシの天敵農薬としての実用化を図りました。

飛ばないナミテントウの商品化のため、その品質管理手法や大量増殖技術を開発しました。また、飛ばないナミテントウの効果的な利用方法を開発するとともに、様々な害虫防除技術を組み合わせて、アブラムシによる被害が深刻な農作物の新たな防除体系を構築しました。

(環境関連主要事業 (決算額) 一覧 NO. 444)



図-39 実用化した飛ばないナミテントウ

#### ④経済的手法等による環境負荷の低減

##### ■環境技術コーディネート事業

【環境農林水産総合研究所 6972-7634】

循環型社会の構築や環境関連産業の振興のため、大阪が抱える環境問題の克服に役立つ環境技術を中心に、府の関係機関等と連携して、研究開発の奨励、技術支援、特許情報や技術情報の提供、府内中小企業が開発した環境技術の評価・普及等を行いました。環境技術の評価では、17技術を評価し、うち10技術を環境保全効果等で特に優れているとして、「ゴールド・エコテック」に選定しました。

また、環境省の事業を活用し、ヒートアイランド対策を推進するとともに、地域レベルの技術開発連携モデルを構築しました。

(環境関連主要事業（決算額）一覧 NO.473)



図-40 エコテックのロゴマーク

##### ■ふるさと雇用再生基金事業・緊急雇用創出基金事業【新規】

【労政課 内線：2822】

現下の厳しい雇用失業情勢に対応するため、国の交付金を活用し、市町村とともに委託事業等を実施することにより、新たな雇用創出を図りました。

また、新規雇用創出のみならず、「大阪クリーン＆グリーン作戦」等を展開し、大阪のみどりを守り育てる事業や、大阪ならではの知恵とアイデアを活かした環境関連ビジネス分野での雇用創出事業などを実施しました。

(環境関連主要事業（決算額）一覧 NO.470)

## 2 府の率先行動の拡大

### (1) 主な目標と現状

#### 【主な目標】

環境総合計画を推進する立場にある府は、自ら事業者・消費者という立場から環境マネジメントシステムの確立、グリーン購入の推進など率先行動を拡大します。

#### 【計画策定時の状況】

平成9年に「環境にやさしい大阪府庁行動計画（エコアクションプラン）」を策定したほか、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を平成11年2月に本庁舎、同年8月に村野浄水場、平成14年2月に環境情報センターで、認証取得しました。

また、平成13年4月に国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）が施行されたことに伴い、府では平成13年5月から「大阪府グリーン調達方針」を定めています。

#### 【グリーン購入】

商品やサービスを購入する際、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。

#### 【大阪府グリーン調達方針】

府のすべての機関が物品や役務を調達する際の環境物品等の調達方針

### (2) 講じた施策

#### ①環境マネジメントシステムの確立

##### ■大阪府庁における環境マネジメントシステムの運用

【みどり・都市環境室 内線：3853】

平成20年2月に、ISO14001認証の全庁拡大（但し府警察本部及府立学校を除く）を達成しました。

平成21年4月に、10年間にわたるマネジメントシステムの運用による定着を踏まえ、これまでの技術的ノウハウを維持しながら認証に依らない府独自の環境マネジメントシステムに移行

しました。府警察本部、府立学校を適用範囲に加え、パフォーマンス（具体的な取組み）を重視した運用に力点を置き、環境配慮活動を推進しています。

(環境関連主要事業（決算額）一覧 NO. 464)

### ■大阪府庁エコアクションプラン－地球温暖化対策大阪府庁実行計画－の推進

【みどり・都市環境室 内線：3853】

大阪府自らが実施する事務事業に環境配慮を徹底するとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出抑制計画として策定した、「大阪府庁エコアクションプラン－地球温暖化対策大阪府庁実行計画－」に基づき、省エネルギー・リサイクル等の取組みを推進し、実績の把握等によるプランの点検も行いました。

(環境関連主要事業（決算額）一覧 NO. 452)

### ②グリーン購入の推進

#### ■グリーン調達方針に基づくグリーン購入の推進

【みどり・都市環境室 内線：2756】

平成21年度は、20分野（21年度から移動電話が追加）で数値目標を定め、環境負荷の少ない物品の購入（グリーン購入）を一層推進しました。

20分野のうち数値目標を定めた紙類、事務用品等の18分野について、概ね目標どおりの調達実績となりました。

(環境関連主要事業（決算額）一覧 NO. 452)

## 第3章 施策の進捗状況の評価と今後の方向性

「大阪21世紀の環境総合計画」において長期的な目標を定めた6つの主要課題について、施策の進捗状況を評価して今後の方向性を検討するとともに、個別の計画目標の達成状況について毎年度把握し、外部の意見も取り入れながら計画を進行管理していきます。

### 1 主要課題の進捗状況及び今後の方向性

#### (1) 資源循環

【循環型社会推進室 内線：3819】

##### 【進捗状況の評価】

平成19年3月に改定した「大阪府廃棄物処理計画」では、廃棄物の最終処分量を2010（平成22）年度までに1997（平成9）年度比で概ね半減するため、2010（平成22）年度における最終処分量を一般廃棄物については56万トンに、産業廃棄物については53万トンに削減することなどを目標としています。

一般廃棄物の最終処分量は、平成20年度には59万トンとなっており、目標の56万トンには3万トンの削減が必要です。

##### 【今後の方向性】

平成22年度目標の達成に向け、平成19年3月に改定した「大阪府廃棄物処理計画」に基づき、府民団体や事業者団体、行政からなる大阪府リサイクル社会推進会議の「リサイクルアクションプログラム」の推進など、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の3Rを進めるための施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、循環型社会形成推進条例に基づき、認定したなにわエコ良品（大阪府認定リサイクル製品）のインターネット販売をはじめ、リサイクルの一層の推進のための施策を展開していきます。

加えて、平成17年7月に国から承認を受けた「大阪府エコタウンプラン」の推進を図ります。

#### (2) 水循環

【環境管理室 内線：3854】

##### 【進捗状況の評価】

健全な水循環を再生するため、水循環に関する

ホームページを開設し広く情報発信するとともに、雨水浸透施設や貯留施設の設置、多自然川づくりや河川浄化事業などの河川環境整備を進めました。寝屋川流域においては、平成16年5月に策定した「寝屋川流域清流ルネッサンスⅡ（水環境改善緊急行動計画）」に基づき、河川の水質浄化のため下水処理水を導水するなど、水循環の再生のモデル流域としての取り組みを進めています。

また、樹木への灌水、散水や道路への散水等への下水処理水の有効利用を一層図るため、処理水供給施設「Q水くん」を11箇所の水みらいセンターに設置しており、平成21年度末の下水処理水の有効利用率は約19%となっています。

##### 【今後の方向性】

今後とも、水環境の保全を図るとともに、下水高度処理水の有効利用推進、森林保全による水源涵養の促進、農地やため池等の保全・活用による保水・遊水機能の向上、また府民協働による雨水利用の促進を通じた啓発や水文化の育成等、健全な水循環の再生に向け、総合的な施策の展開を図ります。

#### (3) 地球環境（ヒートアイランド対策を含む 2つの温暖化対策）

【みどり・都市環境室 内線：3849・3885】

##### ■ 地球温暖化対策

##### 【進捗状況の評価】

「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」では平成22年度の府域の温室効果ガス排出量を基準年度から9%削減することを目標としています。

平成 20 年度の温室効果ガス排出量は基準年度と比べ 8.4% 減少しました。

温暖化の防止等に関する条例に基づき、事業活動や建築物の温暖化対策を推進するとともに、民間事業者の省 CO<sub>2</sub>設備の導入、府有施設や民間へのESCO事業の導入、バイオエタノール 3% 混合ガソリン（E3）実証事業の実施等、新エネルギーの普及を促進しました。また、地球温暖化防止活動推進センターなど NPO、業界団体等で組織する協議会に参画し、省エネルギー機器の普及に努めました。さらに、地球温暖化防止活動推進員と協働し、各地域で地球温暖化防止の普及啓発を行いました。

#### 【今後の方向性】

「府地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、目標の達成に向けて、前出の条例の円滑な運用や、毎月 16 日の「ストップ地球温暖化デー」を中心としたエコアクションの実践の呼びかけ、カーボン・オフセットの取組みの普及などを通じて、府民、事業者に省エネルギーの取組みを促すとともに、新エネルギーの普及を図ります。

地球温暖化防止活動推進センターなど、府内市町村や近隣府県、NPO 等のあらゆる主体と連携し、効果的な温暖化対策を推進していきます。

また、政府の取組みと連動し、府としての新たな温室効果ガス排出削減目標とその達成の方途を盛り込んだ中長期計画の策定に取り組みます。

### ■ ヒートアイランド対策

#### 【進捗状況の評価】

「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、各主体との連携のもとに諸対策を推進しています。

平成 21 年度は、19 年度に実施したモデル事業の成果を活用し、「ヒートアイランド対策ガイドライン」の普及に取り組みました。大阪市中心部のモデル街区（大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺街区）においては、国の補助事業を活用した民間事業者によるヒートアイランド対策の集中的

な取組みを大阪市、地球温暖化防止活動推進センターと連携して促進しました。

「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム」においては、対策技術の開発・普及等に取り組みました。

また、改正自然環境保全条例に基づき一定規模以上の敷地における建築物の新築・改築・増築を行なう建築主に対し緑化することを義務付け、温暖化の防止等に関する条例により事業者の事業活動に伴う人工排熱の抑制や、建築物の新築、増改築を行う建築主にヒートアイランド対策を促進しました。

さらに、北大阪地域、東大阪市の荒本などにおいて、下水高度処理水や雨水を利用した打ち水をおした各種啓発活動を実施するなど、府民、民間企業、NPO 等と協働したヒートアイランド対策を実施しました。

#### 【今後の方向性】

「ヒートアイランド対策ガイドライン」に沿った対策や大阪市中心部のモデル街区におけるヒートアイランド対策の集中した取組みを促進するとともに、自然環境保全条例に基づく「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」及び温暖化の防止等に関する条例の適切な運用に努めます。

また、「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム」との連携により、諸対策の推進に努めます。

さらに、北大阪地域や東大阪地域等で雨水等を利用した打ち水を実施するなど、府民、市町村、民間企業、NPO 等と協働したヒートアイランド対策を引き続き実施していきます。

### （4）交通環境

【環境管理室 内線：3890・3895】

#### 【進捗状況の評価】

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度は緩やかな減少傾向にあります。二酸化窒素については、一般環境測定局では環境保全目標を全局で達成しましたが、自動車排出ガス測定局では 2 局が未達成でした。浮遊粒子状物質については、一般環境

測定局、自動車排ガス測定局ともに環境保全目標を2年連続全局で達成しました。

また、騒音については、低騒音舗装の敷設等の道路構造対策や交通流対策などの各種環境対策を講じていますが、依然として騒音に係る環境保全目標を達成していない状況です。

#### 【今後の方向性】

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標の達成・維持を図るために、平成15年7月に策定した「府自動車 NOx・PM 総量削減計画」などに基づき、低公害車をはじめとするエコカーの普及促進、自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を関係機関等と連携し、計画的、総合的に推進します。さらに、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制を実施し、自動車 NOx・PM 法の排出基準適合車等に表示が義務付けられているステッカーを交付するとともに条例の実効性を確保するため、事業所への立入検査・指導を実施します。

また、騒音については、「大阪府道路環境対策連絡会議」において道路構造や交通状況に応じて効果的な対策を検討し、環境保全目標の達成に向け、総合的・計画的に対策を推進します。

### （5）有害化学物質

【環境管理室 内線：3808, 3873】

#### 【進捗状況の評価】

2005（平成17）年度までに府内のダイオキシン類の排出量を2000（平成12）年度比で約4割削減することを目標にしていましたが、これを達成し、平成21年度における排出量は平成12年度から93.3%削減しています。

また、ダイオキシン類の環境濃度は、大気、海域水質・底質、地下水、土壤については、環境保全目標を超過した地点はありませんでしたが、河川の水質・底質で環境保全目標を超過した地点があったことから、関係機関と連携し原因究明調査や周辺事業所の指導等を行いました。

#### 【今後の方向性】

今後も、ダイオキシン類に関しては廃棄物焼却炉等の発生源を設置している事業者に対する排

出抑制指導を徹底します。また、大気、水質、土壤等のダイオキシン類の環境調査を継続とともに、環境保全目標を達成していない地点については、その原因の究明と対策に努めます。

また、アスベストについても府民の健康を守るために、アスベスト濃度の実態調査を実施するとともに、建築物解体時等における飛散防止対策の徹底を図るため、大気汚染防止法及び府生活環境の保全等に関する条例を運用していきます。

その他の有害化学物質についても、PRTR法に基づいて把握した排出量等の情報や大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく大阪府独自の化学物質管理の仕組みを活用して、事業者による自主的な化学物質の管理を促進します。

### （6）エコロジカルネットワーク

【みどり・都市環境室 内線：2745】

#### 【進捗状況の評価】

生きものの生息・生育環境の場や移動経路の確保、ゆとりと潤いを共感する景観の形成などに資するエコロジカルネットワーク（周辺山系とベイエリアを結ぶ河川や都市公園を結ぶ緑道などが形成する水と緑のネットワーク）の形成に向けた取組みを実施しています。

平成21年度は周辺山系の森林整備やベイエリアでの共生の森づくり、学校ビオトープの整備など地域の特性に応じた自然環境の保全、回復、創出に取り組みました。

#### 【今後の方向性】

エコロジカルネットワークの形成に向けて、引き続き自然の連続性に留意しながら多様な自然環境の保全・創造に努めるとともに、府民参加による保全活動を推進していきます。

## 2 計画目標と達成状況

本節では、環境総合計画で定めている中期的な目標（平成22年度）と直近3カ年度の進捗状況、目標に対する達成状況等について記載しています。

| 項目                                     | 環境総合計画に掲げた目標                             |                        | 進捗状況   |                        | 目標に対する見通し  | 目標達成に向かた方策等  | 部局名   |
|--|--|------------------------|--|------------------------|--|--|---|
|  | 平成22年度                                   | 平成19年度                 | 平成20年度   | 平成21年度                 |  |  |   |
| <b>I 持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現（循環）</b> |  |                        |  |                        |  |  |   |
| <b>1 廃棄物の減量化・リサイクルの推進</b>              |  |                        |  |                        |  |  |   |
| 一般廃棄物排出量（※1）                           | 442万トン／年<br>(廃棄物処理計画改定後目標<br>420万トン)     | (平成18年度)<br>424万トン／年   | (平成19年度)<br>407万トン／年                               | (平成20年度)<br>380万トン／年   | <110% (H22目標)><br>H22目標420万トン／年の達成率<br>380万トン／年の達成。                                | <達成度込み><br>H19年度時点ですでに達成。改定後の目標の達成ができると考える。  | H19年3月に改定した「大阪府廃棄物処理計画」に基づき、排出量削減に努める。                      |
| 一般廃棄物の再生利用量                            | 111万トン／年<br>(廃棄物処理計画改定後目標<br>88万トン)      | (平成18年度)<br>452万トン／年   | (平成19年度)<br>44万トン／年                                | (平成20年度)<br>44万トン／年    | <50% (H22目標)><br>H22目標88万トン／年の達成率<br>44万トン／年の達成率                                   | <達成困難><br>H19年度では目標達成は、厳しい状況。H19年3月に改定した「大阪府廃棄物処理計画」で、目標改定し、引き続き分別収集の拡充・資源化施設の整備促進等に努める。 | H19年3月に改定した「大阪府廃棄物処理計画」に基づき、分別収集の拡充・資源化施設の整備促進等に努める。        |
| 一般廃棄物の中間処理による減量                        | 275万トン／年<br>(廃棄物処理計画改定後目標<br>276万トン)     | (平成18年度)<br>311万トン／年   | (平成19年度)<br>301万トン／年                               | (平成20年度)<br>277万トン／年   | <単独項目での評価不適><br>H22年度では目標を上回っているが、排出量から再生利用率、最終処分量を差引いたものでの評価はできない。                | <達成度込み><br>H22年度時点ですでに目標を上回っているが、排出量や再生利用率、最終処分量と合算的に評価するものであり、車両の項目での評価はできない。           | H19年3月に改定した「大阪府廃棄物処理計画」に基づき、適切な管理に努める。                      |
| 一般廃棄物最終処分量                             | 56万トン／年<br>(廃棄物処理計画改定後目標<br>56万トン)       | (平成18年度)<br>67万トン／年    | (平成19年度)<br>63万トン／年                                | (平成20年度)<br>59万トン／年    | <95% (H22目標)><br>H22目標56万トン／年の達成率<br>H22目標59万トン／年の達成率                              | <達成度込み><br>H22年度時点ですでに達成率95%であり、H22年度目標は概ね達成できると考える。                                     | H19年3月に改定した「大阪府廃棄物処理計画」に基づき、排出量削減による最終処分量の削減に努める。           |
| 産業廃棄物排出量                               | 1,977万トン／年<br>(廃棄物処理計画改定後目標<br>1,766万トン) | (平成17年度)<br>1,728万トン／年 | (平成18年度)<br>1,543万トン／年<br>(廃棄物処理計画改定後目標<br>508万トン) | (平成19年度)<br>1,445万トン／年 | <117%達成(改定前目標)><br>H22目標1,977万トン／年をH17実績で達成(H19年3月にH22目標を1,766万トン／年に変更)            | <達成度込み><br>H17年度時点までで目標達成。<br>排出量、再生利用率、最終処分量については、H17年度で目標達成。                           | H19年3月に改定した「大阪府廃棄物処理計画」に基づき、排出量削減による最終処分量の削減に努める。           |
| 産業廃棄物の再生利用量                            | 1,334万トン／年<br>(廃棄物処理計画改定後目標<br>1,144万トン) | (平成17年度)<br>1,115万トン／年 | (平成18年度)<br>1,000万トン／年<br>(廃棄物処理計画改定後目標<br>553万トン) | (平成19年度)<br>67万トン／年    | <100%達成(改定前目標)><br>H22目標53万トン／年をH17実績で達成(H19年3月にH22目標を569万トン／年に変更)                 | <達成度込み><br>H19年3月に改定した「大阪府廃棄物処理計画」の改定方向で目標を達成する。排出量削減による最終処分量の削減等により再生利用率の拡大に努める。        | H19年3月に改定した「大阪府廃棄物処理計画」に基づき、混合廃棄物の整備促進による最終処分量の削減に努める。      |
| 産業廃棄物の中間処理による減量                        | 953万トン／年<br>(廃棄物処理計画改定後目標<br>953万トン)     | (平成17年度)<br>953万トン／年   | (平成18年度)<br>953万トン／年                               | (平成19年度)<br>953万トン／年   | <単独項目での評価不適><br>(理由は右欄を参照)   | <達成度込み><br>H19年3月に改定した「大阪府廃棄物処理計画」に基づき、中間処理の増加等により減量化を図る。排出量削減による最終処分量の削減に努める。           | H19年3月に改定した「大阪府廃棄物処理計画」に基づき、中間処理の増加等により減量化を図る。              |
| 産業廃棄物最終処分量                             | 100万トン／年<br>(廃棄物処理計画改定後目標<br>553万トン)     | (平成17年度)<br>67万トン／年    | (平成18年度)<br>67万トン／年                                | (平成19年度)<br>67万トン／年    | <149%達成(改定前目標)><br>H22目標100万トン／年をH17年度実績で達成(H19年3月にH22目標を53万トン／年に変更)               | <達成度込み><br>H19年3月に改定した「大阪府廃棄物処理計画」に基づき、建設業者における自主的取組や、建設発生木材・建設混合廃棄物の分別排出・再生利用の促進に努める。   | H19年3月に改定した「大阪府廃棄物処理計画」に基づき、中間処理の増加等により減量化を図る。              |
| 特定建設資材廃棄物リサイクル率                        | 95%                                      | 35%                    | 32%  | 34%                    | <87% (H22目標)><br>建設業者のみ未達成。H22目標95%に対するH17実績82.6%の達成率87%。H17実績で、コクリート塊・アスファルト塊は達成。 | <引継ぎ達成に努める><br>H22目標50%に対するH21実績34%の達成率。データがなく、評価は困難。                                    | 都市整備部<br>下水汚泥のリサイクル率<br>民間事業者等と共に研究を行<br>うなど新たな取り組み等の検討が必要。 |

| 項目                                       | 環境総合計画<br>に掲げた目標  |   | 進捗状況  |  | 目標に対する<br>達成状況  | 最新の実績を踏まえた<br>目標達成の見通し  | 目標達成に向けた方策等  | 部局名                                      |
|--|---|---|---|--|---|---|--|--|
|  | 平成22年度  | 平成19年度  | 平成20年度  | 平成21年度   |   |   |  |  |
| 森林資源の利用                                  | ・府内産木材の利用を増やします<br>「おおさか材のいえ」の建設50棟／年   | 「おおさか材のいえ」12棟   | 「おおさか材のいえ」12棟   | 「おおさか材のいえ」12棟  | <26%><br>H2目標50棟／年にに対するH15～21の<br>平均建設棟数3棟の達成率  | <達成困難><br>これまでの年間生産量が15棟前後であり、目<br>標達成は困難と思われる。   | (社会大陥所木材運合会等の木材<br>業界とも連携しながら、木材づくりを支援する。<br>市林野本部企画部<br>みどり市環境室<br>(内線: 2752) |  |
| 食品関連事業などによる食品<br>廃棄物の減量化・リサイクルなど<br>の実施率 | 平成19年度の食品リサイクル法<br>基本方針による目標値直面して、成<br>従い設立(注: 國において、平成<br>19年12月に、個々の事業者の取<br>組状況に応じて再生利用等の実<br>施率の目標が新たに設定された。) | 実務講習会を実施した<br>(受講者数: 124人)  | 実務講習会を実施した<br>(受講者数: 113人)  | 実務講習会を実施した<br>(受講者数: 123人)                                     | <現時点で評価不可><br>実施率については、H-20年度以降、報<br>告微収、立入査査の難易度に対する国<br>が、食品関連事業者に対して段階的に目標の達<br>成することなどしている。 | <現時点で評価不可><br>H0年度から国が事業者に対する報告収納の結果を連<br>絡まえ、國が事業者に対して段階的に目標の達<br>成に向けた啓発活動等をさらに進めます。    | 国への報告せ況を踏まえながら、<br>啓発活動等をさらに進めます。  | 環境総合本部水産部<br>みどり市環境室<br>(内線: 2782)       |
| <b>2 水循環の再生</b>                          |   |   |   |  |   |   |  |  |
| 下水処理水再利用率                                | 30%   | 19%   | 19%   | 19%  | <63%><br>H2目標30%に対するH21実績19%の<br>達成率  | <引き継ぎ達成に努める><br>新規設置中の童謡・なわて水みらいセンターで<br>の利用促進を図る。  | 関係機関と協議、調整をし、更なる<br>利用促進を図る。   | 都市整備部<br>下水道課<br>(内線: 3059)              |
| 人工林の実施率<br>概ね90%                         | 間伐率実施率65%<br>スギ・ヒノキ人工林の間伐必要面積<br>1,278haのうち、828haの間伐を実施   | 間伐率実施率62%<br>スギ・ヒノキ人工林の間伐必要面積<br>1,229haのうち、1,094haの間伐を実施                                     | 間伐率実施率89%（暫定値）<br>スギ・ヒノキ人工林の間伐必要面積<br>1,254haのうち、772haの間伐を実施                                  | <99%><br>H2目標90%に対するH21実績89%の<br>達成率                           | <達成可能><br>放置森林対策行動計画の推進により概ね達成<br>可能  | 各種国庫補助事業メニューの一活<br>用による予算確保を得て放置森<br>林に関する新たな森林管理シス<br>テムを実行                              | 環境総合本部水産部<br>みどり市環境室<br>(内線: 2753)   |  |
| 森林<br>維持管理活動<br>の促進                      | みどりのトラスト協会によるみどり保<br>全活動の実施（府内14箇所でのべ<br>3,954人参加）  | みどりのトラスト協会によるみどり保<br>全活動の実施（府内14箇所でのべ<br>3,453人参加）  | みどりのトラスト協会によるみどり保<br>全活動の実施（府内14箇所でのべ<br>3,824人参加）  | <概ね達成><br>（ラスト協会を中心に、NPOやボラン<br>ティアによる維持管理活動が一一定定<br>着         | <概ね達成><br>（企業をはじめとした多様な主体の参画<br>により、引き継ぎ放置竹林の健全化に努<br>める）                                       | 協会の活動を着実に実施するなどと<br>して協会が中心となるべき維持管理活動の定<br>着とともに協会の指揮による自主的な活動団体<br>が定着                  | 環境総合本部水産部<br>みどり市環境室<br>(内線: 2745)   |  |
| 放置竹林<br>健全化と拡大<br>防止                     | アドバクトフォレスト制度により、3社・<br>団体が放置竹林の整備等に取り組んでい<br>ている  | アドバクトフォレスト制度により、15社・<br>団体が放置竹林の整備等に取り組んでい<br>ている   | アドバクトフォレスト制度により、26社・団体が放置竹林の整備等に取<br>組んでいる  | <概ね達成><br>企業をはじめとした多様な主体の参画<br>により、引き継ぎ放置竹林の健全化に努<br>める        | <概ね達成><br>企業をはじめとした多様な主体の参画<br>により、引き継ぎ放置竹林の健全化に努<br>める   | 現行の「アドバクトフォレスト」制度の<br>実施範囲を拡大するに加え、放置竹林<br>対策行動計画に基づき放置竹林<br>の健全化と拡大防止に努める。               | 環境総合本部水産部<br>みどり市環境室<br>(内線: 2752)   |  |
| 森林<br>の保<br>全                            | 大東市では「大東の社ネットワーク」<br>が2ヶ月に1回会議を開催<br>東大阪市、寝屋川市、交野市に於<br>いて森林保全活動を展開<br>寝屋川市において原流ハイキング<br>を開催                     | 大東市では「大東の社ネットワーク」<br>が2ヶ月に1回会議を開催<br>東大阪市、寝屋川市、交野市に於<br>いて森林保全活動を展開<br>寝屋川市において原流ハイキング<br>を開催 | 大東市では「大東の社ネットワーク」<br>が2ヶ月に1回会議を開催<br>東大阪市、寝屋川市、交野市に於<br>いて森林保全活動を展開<br>寝屋川市において原流ハイキング<br>を開催 | <概ね達成><br>NPO・市民団体等と連携し、樹林帯の<br>保全と自主活動クラブの育成を目標<br>を支援を行っていく。 | <概ね達成><br>生徒を中心とする活動団体が設立され、今後、団<br>体を中心に様々な活動が展開される。   | 現在の取り組みを着実に実施す<br>るに努めること   | 都市整備部<br>河川・窓<br>ダム・少<br>灌水課<br>(内線: 2955)                                     |  |
| 生駒山系クリーンベルト<br>整備                        | モアル流域の拡張  | 967.0ha<br>(都市基盤中期計画の目標<br>960ha)   | 943.0ha   | <98.3%><br>H2目標967.0haに対するH21までの実<br>績950.4haの達成率              | <達成困難><br>H2目標220kmに対するH21までの実<br>績169kmの達成率  | H21時点で達成率98.3%であるが、現在<br>の取り組みを着実に実施していく。   | 現在の取り組みを着実に実施  | 都市整備部<br>河川窓<br>ダム少<br>灌水課<br>(内線: 2982) |
| 緑地の<br>整備                                | 府営公園  | 河川・溪流<br>海岸   | 965Km<br>220km<br>168km<br>169km  | <7%><br>H2目標169kmの達成率  | <達成困難><br>H21目標169kmに対するH21までの実<br>績168kmの達成率   | <概ね達成><br>砂浜に砂を投入し、海岸の保全に<br>努めるところに、海岸清掃活動に延<br>べ833人参加、ごみ3,067トン回収を<br>行うなど海岸の美化にも努めている | 現在の取り組みを継続的に行い、<br>港湾局<br>みどり市環境室<br>(内線: 8322-221)                            |  |

| 項目                         | 環境総合計画<br>に掲げた目標   |  | 進捗状況  |   | 目標に対する<br>達成状況   | 最新の実績を踏まえた<br>目標達成の見通し   | 目標達成に向けた方策等   | 部局名  |
|----------------------------|--|--|---|---|--|--|---|--|
|                            | 平成22年度   | 平成19年度   | 平成20年度  | 平成21年度  |  |  |   |  |
| 生活排水処理率<br><br>(環境保全目標達成率) | 100%<br><br>※生活排水処理整備率<br>93.4% (平成18年度)<br>※生活排水処理整備率<br>91.4% (平成19年度)<br>※生活排水処理整備率<br>94.2% (平成20年度)<br>※生活排水処理整備率<br>94.7% (平成20年度) | 90.5% (平成18年度)<br><br>※生活排水処理整備率<br>93.4% (平成18年度)                   | 91.4% (平成19年度)<br><br>※生活排水処理整備率<br>94.2% (平成19年度)                    | 92.2% (平成20年度)<br><br>※生活排水処理整備率<br>94.7% (平成20年度)                    | <92.2%><br>H22目標100%に対するH20までの実績<br>92.2%の達成率  | <達成に向け取組推進><br>H21時点で概ね達成率は向上してきているが、目標達成促進等の方策が必要。  | 大飯郡生活排水処理推進会議の取組みにより処理率は向上しているが、目標達成促進等の方策が必要。  | 環境整備林水部<br>環境管理室・農業政策課<br>(内線 : 3865)<br>下水道事業課<br>(内線 : 3959)         |
| 公共用水域<br><br>(環境保全目標達成率)   | 健康項目 概ね100%<br><br>BOD(河川) 概ね100%<br>COD(海域) 概ね80%   | 健康項目(河川) 99.8%<br><br>健康項目(海域) 100%<br>BOD(河川) 100%<br>COD(海域) 40.0% | 健康項目(河川) 99.7%<br><br>健康項目(海域) 100%<br>BOD(河川) 81.3%<br>COD(海域) 40.0% | 健康項目(河川) 99.8%<br><br>健康項目(海域) 100%<br>BOD(河川) 82.5%<br>COD(海域) 40.0% | <健康項目 構ね達成><br><COD(河川) 82.5%><br><COD(海域) 50%><br>H22目標(健康項目)概ね100%、BOD「概ね100%」、COD「概ね80%」に対するH21の達成率 | <BOD(河川) 達成に向け取組推進><br>H21時点で達成率82.5%と達成率は向上してきているが H22目標達成にはさらなる汚濁負荷削減の方策が必要。             | H19年6月策定の第2次総量削減計画等に基づき、生活排水処理施設の整備などを進め、下水道や合併処理浄化槽などの処理施設を市町村に働きかけるとともに、市民啓発等を推進する。 | 環境整備林水部<br>環境管理室・農業政策課<br>(内線 : 3865)<br>下水道事業課<br>(内線 : 3959)         |
| 大阪湾の浅瀬域における干潟、藻場の保全・再生     | 干潟: 63.4ha<br>藻場: 47.7ha<br>(水産課創造事業分)   | 干潟: 36.8ha<br>藻場: 49.7ha<br>(水産課創造事業分)                               | 干潟: 36.8ha<br>藻場: 57.7ha<br>(水産課創造事業分)                                | 干潟: 36.8ha<br>藻場: 61.2ha<br>(水産課創造事業分)                                | <干潟 達成困難><br><干潟 達成(123%)><br>H22目標(干潟 53.4ha、藻場44.7ha)に対するH21の達成率<br>H21.2)の達成率<br><藻場 達成>            | <干潟 達成困難><br>干潟用を図るべく、人工干潟へ造り、干潟用が行なわれるよう関係機関と協議調整し、投入土砂の確保に努める。                           | 干潟については、浚渫土砂の有効利用が行われるよう関係機関と協議調整し、投入土砂の確保に努める。                                       | 都市整備部<br>環境整備林水部<br>みどり・都市環境室<br>(内線 : 3822-710)<br>水質課<br>(内線 : 3827) |
| <b>3 環境に配慮したエネルギー利用の促進</b> |  |  |   |   |  |  |   |  |
| エネルギー消費量<br><br>(※2)       | 909PJ  | 1,196PJ  | 1,139PJ   | —   | <未達成><br>H22目標40万kWhに対するH21実績の達成率  | <達成困難><未達成><br>本格普及に向けて国との連携推進計画を実施して社会的条件が大きくなれば、民間部門における削減対策が進まず、達成が困難な状況。               | 省エネエネルギーについて情報発信<br>(エコアクション)の推進等に努める。  | 環境整備林水部<br>みどり・都市環境室<br>(内線 : 3822)                                    |
| 太陽光発電<br><br>クリーンエネルギー自走車  | 40万kW<br>6万台   | 7万kW<br>2万台  | 8.3万kW<br>3万台   | 11.3万kW<br>(県市メガソーラー含む)   | <28%><br>H22目標40万kWhに対するH21実績の達成率  | <達成困難><達成可能><br>本格普及と同時に制度整備も進んでおり、H22年度時点での達成については難しい。                                    | 全量買取制度の導入など国への動向を注視しながら、普及促進に努める。   | 環境整備林水部<br>みどり・都市環境室<br>(内線 : 3822)                                    |
| 新エネルギー導入<br><br>廃棄物燃料製造    | 4万㎘(原油換算)  | 2万台  | 5万台   | 8.9万kL<br>(平成19年度)  | <94%><br>H22目標6万台に対するH21実績の達成率   | <達成可能><br>国によるエコカー減税や補助金制度の創設によりハイブリッド車を中心とした導入増加が見込まれるが、クリーンエネルギー自動車を含めた多様なエネルギーの普及促進が可能。 | エコカー普及戦略の実現により、目標達成。  | 環境整備林水部<br>みどり・都市環境室<br>(内線 : 3822)                                    |
| 廃棄物発電                      | 30万kW  | 18万kW<br>(平成18年度)  | 21万kW<br>(平成20年度)   | <71%><br>H22目標4万kWに対するH19実績の達成率                                       | <達成><br>当初主にRDFを想定していたが、近年蓄しく増加している産業廃棄物由来燃料(RPF等)の製造設備を組み込むことにより、導入を進める。                              | ごみ焼却工場等の新設・建替計画により本設置の設置を組み込むことにより、導入を進める。   | 環境整備林水部<br>みどり・都市環境室<br>(内線 : 3822)   |  |

| 項目   | 環境総合計画<br>に掲げた目標         |  | 進捗状況   |   | 目標に対する<br>達成状況                               | 最新の実績を踏まえた<br>目標達成の見通し   | 目標達成に向けた方策等   | 部局名  |
|--|--------------------------|--|--|---|--|--|---|--|
|  | 平成22年度                   | 平成19年度   | 平成20年度   | 平成21年度                                  |  |  |   |  |
| 新工エネルギー導入  | 廃棄物熱利用<br>1.4万kL(原油換算)   | (平成18年度)<br>熱供給 0.6万kL 17施設(14工場)<br>自家利用 48施設(38工場) | (平成19年度)<br>熱供給 1.3万kL 13施設(13工場)<br>自家利用 45施設(36工場) | (平成20年度)<br>熱供給 1.0万kL 15施設(13工場)       | <70%><br>H22目標 1.4万kL 達成率<br>H22目標 0.5万kL 割合 | <達成可能><br>現状、外部供給を行っている3施設のうち、供給熱量を把握している施設の累計でH20実績の90%を達成している。他の施設についても同様の外部門供給を行っており、施設規模も同等であることから、実質的に達成可能と考えられる。 | 「ごみ焼却工場等の新設・建替計画」に本段階の設置を踏み込み、「ごみ焼却工場等の新設・建替計画」とにより、燃供給事業者の協力を得て、より詳細な実現目標に努める。 | 環境農林水産部<br>みどり・都市環境室<br>地球温暖化課<br>(内線: 3822) |
|  | 温度差エネルギー<br>0.5万kL(原油換算) | (平成18年度)<br>0.46万kL                                  | (平成19年度)<br>0.44万kL                                  | (平成20年度)<br>0.44万kL                     | <87%><br>H22目標 0.5万kL 達成率                    | <達成可能><br>今後のさらなる導入エリアの拡大が見込まれるため、達成は可能と考えられる。   | 環境農林水産部<br>みどり・都市環境室<br>地球温暖化課<br>(内線: 3822)                                    |  |
|  | 天然ガスシェーレーション<br>72万kW    | 56万kW  | 58万kW  | 57万kW                                   | <79%><br>H22目標 72万kW 達成率                     | <現時点では評価不可><br>現状として達成率が約80%であり、今後も導入量増加が見込まれるが、家庭用設備の伸びが予測できないため、H22年度時点での達成の可否については評価できない。                           | 環境農林水産部<br>みどり・都市環境室<br>地球温暖化課<br>(内線: 2752)                                    |  |
|  | 燃料電池<br>14万kW            | 600kW  | 600kW  | 837kW                                   | <0.6%><br>H22目標 14万kW 達成率                    | <達成困難><br>現状の進捗では、困難と思われる。   | セミナーや展示会等により普及促進を一層推進する。  | 環境農林水産部<br>みどり・都市環境室<br>地球温暖化課<br>(内線: 2752) |
|  | 太陽熱利用<br>35万kL(原油換算)     | (平成16年度)<br>2万7千kL<br>(平成16年度)全国消費者実態調査<br>結果をもとに算出) | (平成16年度)<br>—  | 1万7千kL<br>(平成22年度全国消費者実態調査<br>結果をもとに算出) | <5%><br>H22目標である35万kLに対するH21実績の達成率           | <達成困難><br>現状の進捗では、困難と思われる。   | ホームページ等により情報発信して普及促進に努める。   | 環境農林水産部<br>みどり・都市環境室<br>地球温暖化課<br>(内線: 2752) |
|  | 木質ヘレット製造プラントの整備          | —  | —  | —                                       | <達成><br>H14年8月に高槻市に整備完了                      | <達成済>  | —   | 環境農林水産部<br>みどり・都市環境室<br>地球温暖化課<br>(内線: 2752) |
|  | バイオマスエネルギー<br>設定50箇所     | バイオマスエネルギー活用モデル施設の<br>設定50箇所                         | ペレットストーブ46台(累計)                                      | ペレットストーブ50台(累計)                         | <達成><br>H22目標50箇所に対するH21までの達成率               | <達成済>  | —   | 環境農林水産部<br>みどり・都市環境室<br>地球温暖化課<br>(内線: 2752) |
| <b>4 地球環境保全に資する取組み</b>                                   |                          |  |  |   |  |  |   |  |
| 温室効果ガス排出量を基準年の温室効果ガス排出量(1990年度、代替フロン等<br>(1995年版)から3%削減) |                          | 1. 9%削減  | 8.4%削減<br>(15.3%削減)(※4)                              | —                                       | <達成困難><br>企業等からの導入要望等なしのため、進捗なし              | <達成困難><br>現在の進捗では困難と思われる。  | 事業実現の可能性を含め、今後の対応を検討  | 環境農林水産部<br>みどり・都市環境室<br>地球温暖化課<br>(内線: 3885) |
| <b>(参考) 温室効果ガス種別の排出量の推移</b>                              |                          |  |  |   |  |  |   |  |
| 温室効果ガス名  |                          | 1. 9%削減  | 8.4%削減<br>(15.3%削減)(※4)                              | —                                       | <達成済>  | <達成済>  | 温室効果ガスの排出量を基準年の温室効果ガス排出量(1990年度、代替フロン等<br>(1995年版)から3%削減)                       | 環境農林水産部<br>みどり・都市環境室<br>地球温暖化課<br>(内線: 3885) |
| 温室効果ガス排出量<br>(※3)  |                          | 5,501万CO2換算トン  | 5,194万CO2換算トン<br>(4,792万CO2換算トン)(※4)                 | —                                       | <未達成><br>9%削減目標に対する8.4%削減                    | <未達成>  | 二酸化炭素<br>メタン<br>一酸化二窒素<br>代替フロン等  | 環境農林水産部<br>みどり・都市環境室<br>地球温暖化課<br>(内線: 3885) |
| 合計   |                          | 5,674万CO2換算トン  | 5,289万CO2換算トン<br>(4,888万CO2換算トン)(※4)                 | —                                       |  |  |   |  |

| 項目                                 | 環境総合計画<br>に掲げた目標   |  | 進捗状況  |  | 目標に対する<br>達成状況   | 最新の実績を踏まえた<br>目標達成の見通し                         | 目標達成に向かう方策等   | 部局名                             |
|------------------------------------|--|--|---|--|--|--|---|---------------------------------|
|                                    | 平成22年度   | 平成19年度   | 平成20年度  | 平成21年度   |  |  |   |                                 |
| 森林(木材資源活用した新素材、新商品などの開発促進)         | —  | —  | —   | —  | <達成><br>H15ごくハコングラック商品化完了  | <達成>   | —   | 環境農林水産部<br>みどり政策課<br>(内線: 2752) |
| 「府内産木材利用指針」の策定                     | —  | —  | —   | —  | <達成><br>H15年3月に指針策定完了  | <達成>   | —   | 環境農林水産部<br>みどり政策課<br>(内線: 2752) |
| 木材・木質資源の利用                         | 「府内産木材リサイクル制度」の創設<br>「河内林業地でのFSC認証取得<br>(※5)」                | 府内産材の合法性や産地の証明を<br>行う認証システム及びプログラムの<br>実証試験を実施                                   | 府内産材の合法性や産地の証明を<br>行う認証システム及びプログラムの<br>認証試験を出荷 (49.2m)  | 認証システム及びプログラムの運用を<br>開始。   | <達成>   | <達成>   | 関係者のネットワーク化など、本<br>制度の認証事業を行いつつ、木材<br>販売業者組合や社員会等に向け、指導を行う。 | 環境農林水産部<br>みどり政策課<br>(内線: 2752) |
| クリーン購入法に基づく間伐材の利<br>用促進            | 河内林業地でのFSC認証取得<br>(※5)                                       | おおさか河内木材利用推進ネットワー<br>クにおいて、認証導入に向けて、一<br>般ユースー、一般ユースーに対する森<br>林体験及び<br>児童シアターを実施 | おおさか河内木材利用推進ネットワー<br>クにおいて、認証導入に向けて、一<br>般ユースーに対する森林体験及び<br>児童シアターを実施                               | おおさか河内木材利用推進ネットワー<br>クにおいて、一般ユースーに対する森<br>林体験や木材の構築時間に対する<br>認証条件を満たす森林管理や木材の<br>流通システムの構築を要する。  | <未達成>  | <達成>   | 認証条件を満たす森林管理や木材の<br>流通システムの構築に時間がかかる<br>ため達成は困難。            | 環境農林水産部<br>みどり政策課<br>(内線: 2752) |
| 5 ヒートアイランド対策                       | クリーン購入法に基づく間伐材の利<br>用促進                                      | 「大阪府リサイクル製品認定制度」<br>で3種の間伐材利用製品を認定   | 「大阪府リサイクル製品認定制度」<br>で7種の間伐材利用製品を認定  | 58.9tの間伐材利用製品が大阪府リサイ<br>クル製品に該当している。   | <概ね達成>   | <達成見込み>  | リサイクル製品認定会の開催など<br>により、利用促進を図る。                             | 環境農林水産部<br>みどり政策課<br>(内線: 2752) |
| 市街化区域における樹林・樹木で<br>被せられた面積の削減(緑被率) | 長期目標としての15%を目指す  | (平成14年度) 9.9%<br>(概ね10年に亘る調査を実施)   | <66%><br>H22目標 15%に対して、H15実績9.9%の<br>達成率  | <現時点で算出不可><br>H04年度に実施する緑被率調査結果をふまえ、<br>各種施策の見直しを行い、目標の達成に努め<br>る。   | <現時点で算出不可>   | 現在の取り組みを着実に実施                                  | 環境農林水産部<br>みどり政策課<br>(内線: 2752)                             |                                 |
| 府営公園                               | 997.0ha<br>(都市基盤整備中期計画の目標<br>990ha)                          | 937.9ha  | 948.0ha   | 950.4ha  | <98.3%><br>H22目標 967.0haにに対するH21までの<br>実績950.4haの達成率   | <達成困難><br>H21点で達成率98.3%であるが、H22目標は達<br>成困難の見込み | 現在の取り組みを着実に実施   | 都市整備部<br>公園課<br>(内線: 2982)      |
| 屋上・壁面緑化                            | 民間施設の壁面緑化3施設・屋上<br>緑化5施設に助成                                  | 民間施設の壁面緑化1施設・屋上<br>緑化1施設・桟道筋等の緑化2施設<br>施設3施設に助成                                  | 民間施設の壁面緑化1施設・屋上<br>緑化1施設・桟道筋等の緑化2施設<br>に助成  | <概ね達成><br>H14～21年で35施設の屋上・壁面緑<br>化等に助成   | <達成可能><br>H18年4月1日以降に自然環境保全条例が施行され<br>たことにより、民間施設に緑化義務が課されたこ<br>と及び府有施設に対する緑化基準講<br>習や本府緑化施策の継続実施により達成可能 | 現在の取り組みを着実に実施                                  | 環境農林水産部<br>みどり政策課<br>(内線: 2752)                             |                                 |
| Ⅰ 環境への負荷が少ない健康的で安心な暮らしの確保(健康)      | Ⅱ 環境公害の防止  | 環境総合計画<br>に掲げた目標   | 進捗状況  | 目標に対する<br>達成状況   | 最新の実績を踏まえた<br>目標達成の見通し   | 目標達成に向かう方策等                                    | 部局名   |                                 |
| 1 自動車公害の防止                         | 二酸化窒素:一般局100%<br>自排局4.6%<br>浮遊粒子状物質:<br>一般局98.5%<br>自排局97.1% | 二酸化窒素:一般局100%<br>自排局100%<br>浮遊粒子状物質:<br>一般局100%<br>自排局100%                       | <概ね達成><br>H22自排は達成する見込みであるが、気象条件<br>や社会経済の変動に影響されるため、確実な達<br>成をめざして、局地汚染等の解消や対策地域<br>外からの流入への対応等が必要 | 「大阪府自動車排出窒素酸化物<br>及び自動車排出粒子状物質総量<br>削減計画」の諸施策を関係課<br>と連携して実施する。<br>H22自排は達成する見込みであるが、気象条件<br>や社会経済の変動に影響されるため、確実な達<br>成をめざして、局地汚染等の解消や対策地域<br>外からの流入への対応等が必要 | 環境農林水産部<br>環境管理室<br>(内線: 2752)   |  |   |                                 |

※1 集団回収量含む。  
 ※2 依然が自動車、メタノール自動車、電気自動車のほかガソリン等石油燃料等と電気を併用するハイブリッド型自動車のこと。  
 ※3 排出量は、各年度の全国の電力排出量を用いて算定している。  
 ※4 京都府ニームフレンドによる京都議定書に基づき認証される他の国(排出削減量等)を考慮して算定された電力の排出係数を使用し、排出量を算定した。  
 ※5 FSC森林管理協議会が認定した認証機関により認証を受けた森林で生産された木材や木質製品をヘリシングする制度のこと。

二酸化窒素:一般局100%  
自排局4.6%  
浮遊粒子状物質:  
一般局98.5%  
自排局97.1%

二酸化窒素:一般局100%  
自排局100%  
浮遊粒子状物質:  
一般局100%  
自排局100%

| 項目                                 | 環境総合計画<br>に掲げた目標  |   | 進捗状況   |   | 目標に対する<br>達成状況  | 最新の実績を踏まえた<br>目標達成の見通し  | 目標達成に向けた方策等  | 部局名   |
|------------------------------------|---|---|--|---|---|---|--|---|
|                                    | 平成22年度  | 平成19年度  | 平成20年度   | 平成21年度  |   |   |  |   |
| 自動車排出大気汚染物質排出量<br>(自動車NOx・PM法対策地域) | 窒素酸化物：<br>16.15t/年<br>粒子状物質：<br>740t/年                      | (平成18年度)<br>窒素酸化物：<br>19.36t/年<br>粒子状物質：<br>1,320t/年                    | (平成19年度)<br>窒素酸化物：<br>17.96t/年<br>粒子状物質：<br>1,100t/年   | (平成20年度)<br>窒素酸化物：<br>16.00t/年<br>粒子状物質：<br>830t/年  | <概ね達成><br>H22目標(窒素酸化物16.450t・粒子状物質40t)に対して、窒素酸化物について目標達成。粒子状物質等によりH22目標は達成可能。<br>[においてはH22目標まで削減が必要。] | <達成不可能><br>H22年度時点に実施した中間評価において、H22年度の排出量を推計したことから、目標達成とはほぼ同じで、目標達成は達成可能。     | [大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画]の諸施策を関係機関と連携して実施するなど、対策地域外からの流入車両をH21年1月から実施。                               | 交通環境課<br>(内閣・3895)  |
| 道路に面する地域の環境騒音<br>環境保全目標の概ね達成       | 環境保全目標<br>達成目標<br>達成地點<br>要調限度との比較<br>達成地點261地點(測定地點数101地點) | (平成18年度)<br>環境保全目標<br>達成目標<br>達成地點<br>要調限度との比較<br>達成地點273地點(測定地點数335地點) | (平成19年度)<br>環境保全目標<br>達成目標<br>達成地點<br>要調限度との比較<br>達成地點273地點(測定地點数335地點)  | (平成20年度)<br>環境保全目標<br>達成目標<br>達成地點<br>要調限度との比較<br>達成地點273地點(測定地點数335地點)   | <達成率88.9%><br>H22目標の概ね達成にに対して、H20年度時点に実施した中間評価の実績の下、さらなる目標達成度のためには開業許機関の連携のため、自動車騒音対策の推進が必要。          | <達成不可能><br>H22年度時点に実施した中間評価88.9%であり、目標達成度のためには開業許機関の連携のため、自動車騒音対策の推進が必要。      | [大阪府道路環境対策最終会議]において、関係機関と連携を図りながら沿道の自動車騒音の低音化の低騒音装置などの諸対策を引き継ぎ推進することにより、同会議において環境の状況を踏まえ、今後していくべき対策について検討する。 | 環境農林水産部<br>環境省資源エネルギー局<br>環境農林水産部<br>環境省資源エネルギー局<br>(内閣・3819) |
| 2 廃棄物の適正処理                         | 一般廃棄物最終処分量<br>(廃棄物処理計画改定後目標<br>56万t/年)                      | 56万t/年<br>(平成18年度)<br>67万t/年  | 56万t/年<br>(平成19年度)<br>63万t/年   | 59万t/年<br>(平成20年度)  | <95%(H22目標)><br>H22年度時点に対するH20実績59万t/年の達成率  | <達成限込み><br>H20年度時点に対するH22年度目標は概ね達成と考える。                                       | H19年3月に改定した「大阪府整備基準廃棄物処理計画」に基づき、排出量削減分量の削減による長期間の削減を図ることによる環境への影響を考慮して実施。                                    | 環境農林水産部<br>環境省資源エネルギー局<br>(内閣・3825)                           |
| 3 大気環境の保全                          | 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質<br>の環境保全目標の達成                                | 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質<br>達成目標<br>達成地點<br>要調限度との比較<br>達成地點                      | 二酸化窒素：一般局100%<br>自排局4.6%<br>浮遊粒子状物質：<br>一般局98.5%<br>自排局97.1%   | 二酸化窒素：一般局100%<br>自排局100%<br>浮遊粒子状物質：<br>一般局100%<br>自排局100%  | <概ね達成><br>二酸化窒素の全般環境測定期間及び浮遊粒子状物質の全般環境測定期間はH22目標を達成。二酸化窒素の測定期間は94.4%達成。                               | <達成限込み><br>H22目標は達成する見込みであるが、気象条件や社会情勢の変動等により、現地汚染地帯の解消や対策地帯外からの流入車両に対する評価不可。 | [大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画]の諸施策を関係機関と連携して実施するなど、対策地域外からの流入車両に対する評価不可。                                  | 環境農林水産部<br>環境省資源エネルギー局<br>(内閣・3895)                           |
|                                    | 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質<br>の大気汚染物質排出量                                | 窒素酸化物：<br>43.860t/年<br>粒子状物質：<br>16.120t/年<br>(粒子状物質は、二次生成物質も含む)        | (平成17年度)<br>窒素酸化物：<br>13.815t/年<br>自動車等<br>13.815t/年<br>粒子状物質：<br>21.020t/年<br>工場等<br>8.960t/年<br>自動車等<br>1.710t/年<br>(工場の粉じん及び二次生成物質については未集計) | (平成18年度)<br>窒素酸化物：<br>13.600t/年<br>自動車等<br>19.630t/年<br>粒子状物質：<br>1.460t/年<br>工場等<br>1.340t/年<br>自動車等<br>1.110t/年<br>(工場の粉じん及び二次生成物質については未集計) | <現時点では評価不可><br>窒素酸化物は、船舶や民芸部屋等からの排出量について、粒子状物質は、二次生成物質等について現時点では計していないため現時点での評価不可。                    | <達成限込み><br>工場等からの排出量が減少傾向であることから、現地汚染地帯の解消や対策地帯外からの流入車両に対する評価不可。              | [大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画]の諸施策を関係機関と連携して実施するなど、現地汚染地帯の解消や対策地帯外からの流入車両に対する評価不可。                        | 環境農林水産部<br>環境省資源エネルギー局<br>(内閣・3895)                           |
| 4 水環境の保全                           | 公共用水域<br>(環境保全目標達成率)  | 健康項目<br>概ね100%<br>BOD(河川) 概ね100%<br>COD(海域) 概ね80%                       | 健康項目(河川) 99.8%<br>健康項目(海域) 100%<br>BOD(河川) 81.3%<br>COD(海域) 40.0%  | 健康項目(河川) 99.8%<br>健康項目(海域) 100%<br>BOD(河川) 82.5%<br>COD(海域) 40.0%   | <健診項目 健診達成><br><COD(河川) 82.5%><br>H22目標(健康項目 健診100%、BOD概ね100%、COD概ね80%)に対するH21の達成率                    | <健診項目 健診達成><br>H22時点で達成率82.5%と達成率は向かうことから、目標達成は達成可能。                          | H19年6月策定の第5次総量削減試験計画等に基づき、生活排水処理施設の整備などを進め、府域河川や大阪湾に流入する汚泥負荷のより一層の削減を図ることから、直接浄化や教育啓発等の各種対策を総合的に推進する。        | 環境農林水産部<br>環境省資源エネルギー局<br>(内閣・3854)                           |
|                                    | COD、窒素、りんの排出量   | COD 76t/日<br>窒素 61t/日<br>りん 4.3t/日<br>(平成21年度)                          | (平成16年度)<br>COD 83t/日<br>窒素 71t/日<br>りん 4.8t/日<br>(平成21年度)   | —   | 集計中   | <達成限込み><br>H22目標達成により達成見込み。   | 第6次総量削減計画に向けた各種施策の実施   | 環境農林水産部<br>環境省資源エネルギー局<br>(内閣・3854)                           |

| 項目                            | 環境総合計画<br>に掲げた目標  |  |   | 達成状況  | 目標に対する<br>達成状況  | 最新の実績を踏まえた<br>目標達成の見通し   | 目標達成に向けた方策等   | 部局名                                |
|-------------------------------|---|--|---|---|---|--|---|------------------------------------|
|                               | 平成22年度  | 平成19年度   | 平成20年度  |   |   |  |   |                                    |
| 生活排水処理率                       | 100%  | 90.5% (平成18年度)<br>※生活排水処理整備率<br>93.4% (平成18年度)   | 91.4% (平成19年度)<br>※生活排水処理整備率<br>94.2% (平成19年度)  | 92.2% (平成20年度)<br>※生活排水処理整備率<br>94.7% (平成20年度)  | <92.2%><br>H22目標100%に対するH20までの実績<br>92.2%の達成率   | <達成に向け取組推進><br>取組みにより処理率は向上しているが、目標達成のためには、一層の生活排水処理施設の整備促進等の対策が必要。  | 大阪府生活排水対策推進会議の取組みを通じて、下水道や合併事業の財源化構造の効率化等の実施等を市町村に働きかけるとともに、府民啓発等を推進する。 | 環境農林水産部<br>環境管理室総合研究課<br>(内線:3865) |
| 大阪湾浅瀬海槽における干潟、<br>藻場の保全・再生    | 干潟: 63.4ha<br>藻場: 47.7ha<br>(水産課創造事業分)  | 干潟: 36.8ha<br>(水産課創造事業分)   | 干潟: 36.8ha<br>(水産課創造事業分)  | <干潟 59%><br>H22目標(干潟3.4ha、藻場47.7ha)に<br>対するH21までの実績(干潟36.8、藻<br>場61.2)の達成率  | <干潟 造成困難><br>第2区干潟を現在施工中だが、土砂が十分に入手、干潟の形になるのはH23未予定のため、H22干潟については、浚渫土砂の有効活用が行われるよう関係機関と協議、調整し、投入土砂の確保に努める。  | <干潟 造成困難><br>第2区干潟を現在施工中だが、土砂が十分に入手、干潟の形になるのはH23未予定のため、H22干潟については、浚渫土砂の有効活用が行われるよう関係機関と協議、調整し、投入土砂の確保に努める。 | 都市基盤部<br>港湾局<br>(内線: 822-710)<br>環境農林水産部<br>水資源課<br>(内線: 2767)          |                                    |
| <b>5 地盤環境の保全</b>              |   |  |   |   |   |  |   |                                    |
| 地下水汚染                         | 地盤沈下  | (平成19年)<br>地盤沈下観測所における<br>地盤沈下(33井)<br>隆起11ヶ所(0.24mm~2.19mm)<br>沈下15ヶ所(0.12mm~2.82mm)<br>地下水位(33井)<br>地下水位(33井)<br>上昇30ヶ所(0.04mm~6.51mm)<br>下降4ヶ所(0.10mm~0.05mm)<br>・地下水採取量<br>30万t/日<br>※条例改正し、20年度より報告範囲拡大 | (平成21年)<br>地盤沈下観測所における<br>地盤沈下(23井)<br>隆起8ヶ所(0.24mm~2.19mm)<br>沈下15ヶ所(0.12mm~2.82mm)<br>地下水位(33井)<br>地下水位(33井)<br>上昇30ヶ所(0.02mm~1.71m)<br>下降4ヶ所(0.01mm~0.05m)<br>・地下水採取量<br>30万t/日<br>※条例改正し、20年度より報告範囲拡大 | <地盤沈下観測所における<br>地盤沈下(23井)<br>隆起8ヶ所(0.24mm~2.19mm)<br>沈下15ヶ所(0.12mm~2.82mm)<br>地下水位(33井)<br>地下水位(33井)<br>上昇30ヶ所(0.02mm~1.71m)<br>下降4ヶ所(0.01mm~0.05m)<br>・地下水採取量<br>30万t/日<br>※条例改正し、20年度より報告範囲拡大 | <地盤沈下観測所における<br>地盤沈下(23井)<br>隆起8ヶ所(0.24mm~2.19mm)<br>沈下15ヶ所(0.12mm~2.82mm)<br>地下水位(33井)<br>地下水位(33井)<br>上昇30ヶ所(0.02mm~1.71m)<br>下降4ヶ所(0.01mm~0.05m)<br>・地下水採取量<br>30万t/日<br>※条例改正し、20年度より報告範囲拡大 | <達成可能><br>地盤沈下に対する監視など<br>にあり、目標の達成は可能と考えられる。  | <達成可能><br>地盤沈下に対する監視など<br>にあり、目標の達成は可能と考えられる。                           | 環境農林水産部<br>環境管理室<br>(内線: 5862)     |
| 土壤汚染                          | 環境保全目標の概ね達成   | 8.1地点中7.5地点で達成   | 7.9地点中7.6地点で達成  | 7.8地点中7.5地点で達成  | <96%><br>H22目標「概ね達成」に対する実績は96.2%で達成率  | <達成目標><br>H21の実績は96.2%で達成率   | H22目標は達成可能であり、H22年度の取り組みを着実に実施する。                                       | 環境農林水産部<br>環境管理室<br>(内線: 3809)     |
| 一般地域の環境聲音                     | (H18年度)<br>達成地点3.2地点(測定地点448<br>地点)   | (H19年度)<br>達成地点338地点(測定地点448<br>地点)  | (H20年度)<br>達成地点322地点(測定地点436<br>地点)   | <達成済><br>H22目標の達成率73.9%であり、目標達成した一般的な区域に対するさ  | <達成済><br>H22目標の達成率73.9%であり、目標達成した一般的な区域に対するさ  | 一般地域の騒音対策について、市町村など周辺騒音対策と協調して、現状からその取り組みの充実を図る。   | 環境農林水産部<br>環境管理室<br>(内線: 3894-3897)                                     |                                    |
| <b>6 騒音・振動の防止</b>             |   |  |   |   |   |  |   |                                    |
| 環境保全目標の概ね達成                   | (H18年度)<br>達成地点3.2地点(測定地点448<br>地点)   | (H19年度)<br>達成地点338地点(測定地点448<br>地点)  | (H20年度)<br>達成地点322地点(測定地点436<br>地点)   | <73.9%><br>H22目標の達成率73.9%であり、目標達成した一般的な区域に対するさ  | <達成済><br>H22目標の達成率73.9%であり、目標達成した一般的な区域に対するさ  | 一般地域の騒音対策について、市町村など周辺騒音対策と協調して、現状からその取り組みが必要である取り組みが必要。  | 環境農林水産部<br>環境管理室<br>(内線: 3894-3897)                                     |                                    |
| <b>7 有害化学物質による環境リスクの低減・管理</b> |   |  |   |   |   |  |   |                                    |
| 一般地域の環境噪音                     | 環境保全目標の概ね達成   | (H18年度)<br>達成地点3.2地点(測定地点448<br>地点)  | (H19年度)<br>達成地点338地点(測定地点448<br>地点)   | 環境保全目標達成地点数／測定地点<br>点数  | <大気・海域・地下水・土壤><br><達成目標><br>H21時点で達成率100%であり、引き続き達成目標を達成していく実施  | <大気・海域・地下水・土壤><br><達成目標><br>H21時点で達成率100%であり、引き続き達成目標を達成していく実施   | 環境農林水産部<br>環境管理室<br>(内線: 3854)  |                                    |
| 土壤汚染                          | 土壤汚染対策に及ばない<br>よう適切に管理されていること   | 生活環境の保全等に関する条例<br>(土壤汚染対策)に基づき土地所有者等を指導  | 生活環境の保全等に関する条例<br>(土壤汚染対策)に基づき土地所有者等を指導   | <達成済><br>H22目標の達成率73.9%であり、目標達成した一般的な区域に対するさ  | <達成済><br>H22目標の達成率73.9%であり、目標達成した一般的な区域に対するさ  | 一般地域の騒音対策について、市町村など周辺騒音対策と協調して、現状からその取り組みが必要である取り組みが必要。  | 環境農林水産部<br>環境管理室<br>(内線: 3894-3897)                                     |                                    |
| 平成17年度の目標排出量よりさら<br>に削減       | [H17の目標]<br>ダイオキシン類特別措置法で定める<br>特定施設から排出されるダオキシ<br>ン類の量を、平成17年度の89.4kgから<br>約4割削減 | 平成17年度の目標排出量よりさら<br>に削減  | <達成><br>H12年度比で93.3%削減し、H22目標を達成  | <大気・海域・地下水・土壤><br><達成目標><br>H17目標を大幅に下回ってい<br>る。今後もこのレベルを維持する<br>よう事業者を指導。  | <大気・海域・地下水・土壤><br><達成目標><br>H17目標を大幅に下回ってい<br>る。今後もこのレベルを維持する<br>よう事業者を指導。  | 環境農林水産部<br>環境管理室<br>(内線: 3853)   |   |                                    |

| 項目   | 環境総合計画<br>に掲げた目標                         |   | 進捗状況  |   | 目標に対する<br>達成状況                                     | 最新の実績を踏まえた<br>目標達成の見通し                                      | 目標達成に向けた方策等  | 部局名                                     |
|--|--|---|---|---|--|---|--|---|
|  | 平成22年度                                   | 平成19年度  | 平成20年度  | 平成21年度  |  |   |  |   |
| その他の化学物質<br>環境リスクの高い化学物質について排出量を削減                           | PTR法に基づく第6回目(平成18年度)の排出量の集計結果、22,995トン   | PTR法に基づく第8回目(平成19年度)の排出量の集計結果、19,641トン                          | <概ね達成><br>PTR法に基づき集計している化学物質排出量は着実に削減されている。                     | <達成可能><br>PTR法による監視が実施する。H22目標に向けた排出量の削減が着実に進むことが見込まれる。   | 現在の取組みを着実に実施する。                                    | 環境農林水産部<br>環境管理室<br>環境保全課<br>(内線: 3808)                     |  |   |
| <b>8 環境保健対策及び公害粉塵対応</b>                                      | 環境保健サーベイランスシステムの運用手法を確立                  | 国・府・市でWGを組織し、市街地におけるエコロジカルネットワーク形成手法を検討した。                      | 国・府・市でWGを組織し、市街地におけるエコロジカルネットワーク形成手法を検討した。                      | <達成><br>国・府・市でWGを組織し、市街地におけるエコロジカルネットワーク形成手法を検討した。  | <達成><br>国・府・市でWGを組織し、市街地におけるエコロジカルネットワーク形成手法を検討した。 | <達成可能><br>国・府・市でWGを組織し、市街地におけるエコロジカルネットワーク形成手法を検討した。        | 引き続きオーバーラップが進捗するとともに、自主的なオーバーラップの支援を受けることによる。H25年度で終了した。       | 環境農林水産部<br>環境保健室<br>(内線: 2519)          |
| <b>III 豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現(共生・魅力)<br/>1 生物多様性の確保</b> | 環境総合計画<br>に掲げた目標                         | 平成22年度  | 平成19年度  | 平成20年度  | 平成21年度   | 目標に対する<br>達成状況  | 最新の実績を踏まえた<br>目標達成の見通し   | 目標達成に向けた方策等                             |
| <b>生物多様性の確保</b>  | ネットワークの拠点などによる学校・公民施設などでオーファン整備を推進定を目指す  | 国・府・市でWGを組織し、市街地におけるエコロジカルネットワーク形成手法を検討した。                      | 新規指定1080ha<br>(H20年度未現在 11,701ha)                               | 新規指定1,100ha<br>(H21年度未現在 12,801ha)  | <達成><br>馬鹿・保護区を設定                                  | <概ね達成><br>生物生息地・シャル地図(自然度評価マップ)を作成                          | <達成可能><br>生物生息地・馬鹿・保護区を設定する。                                   | 環境農林水産部<br>環境保健室<br>(内線: 2748)          |
|  | 二次的自然環境の保全・再生・機能の手法の研究・普及                | ネットワークの手法を検討した  | ネットワークの手法を検討した  | ネットワークの手法を検討した  | <達成><br>馬鹿・保護区を設定                                  | <達成可能><br>生物生息地・自然度評価マップの作成を行なうなど概ね達成                       | 引き続き研究機関と連携を取り組む。  |   |
|  | 愛鳥モデル校を30校指定                             | 17校   | 17校   | 17校   | <57%><br>H22目標30校に対するH21までの実績<br>17校の達成率           | <達成困難><br>畜舎原生性地帯・繁殖・停止を余儀なくする等の原因により畜舎が変化したことにより数値目標達成は困難。 | 指定校の児童・生徒が畜舎公園等で野鳥観察会を行なうとする際等で野鳥観察員をしてバサーーとして派遣するなど、内容の充実を図る。 |   |
| <b>2 自然環境の保全・回復・創出</b>                                       | 「エコロジカルネットワーク」の創出                        | エコロジカルネットワークが設定され、様々な自然環境の保全・創造に関する取組みを進めている                    | 国・府・市でWGを組織し、市街地におけるエコロジカルネットワーク形成手法を検討した。                      | <概ね達成><br>エコロジカルネットワークの形成に向けて周辺山系の森林整備などを実施した。  | <未達成><br>公園計画書及び公園計画書(案)を作成し、関係者との調整・協議を実施。        | <達成困難><br>H22年度には公園指定書及び公園計画書原案を作成し、関係機関との協議を中心とした指定期間を設ける。 | NPO、国、府、市等と連携してデジタル地図においてエコロジカルネットワークの手法を検討を行なうことでより効率的に達成可能   | 環境農林水産部<br>環境保健室<br>(内線: 2745)          |
| <b>府立自然公園の指定</b>   | 泉州地域などにおいて府立自然公園を指定                      | 指定候補地の選定について市町との調整を進めた。   | 指定候補地・公園計画案の概要等について、地権者及び地元住民に対する説明会を開催した。                      | <未達成><br>トラスト協会を中心に、市民参加の保全活動を実施した。   | <達成困難><br>トラスト協会を中心に、保全活動などを実施した。                  | <達成可能><br>H23年度には公園指定書及び公園計画書原案を作成し、関係機関との協議を中心とする。         | 早期の原案作成・関係機関との協議に取り組む。   | 環境農林水産部<br>環境保健室<br>(内線: 2745)          |
| <b>市民参加による自然環境保全活動の推進</b>                                    | 二次的自然環境の象徴である難木林の300ha以上で、市民参加による保全活動を推進 | 指定候補地の選定について市町との調整を進めた。   | トラスト協会を中心に、自然海浜保全活動を実施した。                                       | <73%><br>H20の活動面積 217.6ha   | <73%><br>H22目標30haに対するH20の活動面積 217.7ha             | <達成可能><br>トライ・社会を軸にNPOとの連携を進め、保全活動を行う。                      | 引き続きNPOと連携を取り組む。   | 環境農林水産部<br>環境管理室<br>環境保全課<br>(内線: 3854) |
|  | 自然海浜保全地区の維持・利活用の推進                       | 岬町に助成を行い、自然海浜保全地区内のトイレの維持管理やごみの回収を行うとともに、「なぎさの学校」等で環境学習の場として利活用 | 岬町に助成を行い、自然海浜保全地区内のトイレの維持管理やごみの回収を行うとともに、「なぎさの学校」等で環境学習の場として利活用 | <概ね達成><br>岬町を通じての維持管理を行つておらず、引き続き岬町との連携により、現在、自然海浜保全地区は良好に維持活用できており、引き続き自然海浜保全地区の維持管理を行つておらず、引き続き岬町の連携により、現在、自然海浜保全地区は良好に維持活用できており、引き続き自然海浜保全地区的回収を行なうとともに、「なぎさの学校」等で環境学習の場として利活用 |  |   |  |   |

| 項目  | 環境総合計画<br>に掲げた目標          |   |   | 進捗状況   | 目標に対する<br>達成状況                                 | 最新の実績を踏まえた<br>目標達成の見通し  | 目標達成に向けた方策等                                  | 部局名  |
|---|---------------------------|---|---|--|--|---|--|--|
|   | 平成22年度                    | 平成19年度  | 平成20年度  |  |  |   |  |  |
| <b>3 自然とのふれあいの場の活用</b>                        |                           |   |   |  |  |   |  |  |
| 周辺山系の自然と親しむ機会を持つた市民の数                         | 年間300万人以上                 | 137万人   | 144万人   | 158万人  | <53%><br>H22目標300万人に対するH21実績<br>158万人の達成率      | <達成困難><br>周辺山系施設を安全で快適に利用できるよう、維持して管理を積極的に行う  | 環境整林水資源<br>みどり・都市基盤<br>(内総: 2755)            |  |
| 里山の自然学校「紀泉わいわい<br>村」(構造物名)紀泉ふれあい<br>自然塾」の利用者数 | 年間2万人以上                   | 3.3万人   | 3.7万人   | 3.4万人  | <達成><br>H22目標2万人を大幅に上回り達成                      | <達成済>   | 現在の取り組みを着実に実施                                |  |
| 「ふれあい漁港・漁村」の整備箇<br>所数                         | 2箇所                       | 9%(基盤整備)<br>0%(環境整備)                          | 98%(基盤整備)<br>0%(環境整備)                         | 99%(基盤整備)<br>0%(環境整備)                          | <未達成><br>現在埋立などの基盤整備を行って<br>いる段階               | <達成困難><br>H21時点で達成率99% (漁港基盤整備)であり、<br>今後も着手時期が未定であるため、H22目標達成は困難。                                  | 財政の健全化を進める中で、<br>漁港環境整備事業の早期着手を<br>目指す。      | 環境整林水資源<br>みどり・都市基盤<br>(内総: 2766)  |
| <b>4 観光やすらぎのある都市空間の形成・活用</b>                  |                           |   |   |  |  |   |  |  |
| 市街化区域における樹林・樹木で<br>被われた面積の割合                  | 15%を目指して緑化を推進             |   |   |  | <6%><br>H22目標15%に対して、H15実績9.8%の<br>達成率         | <現時点で算出不可><br>H21年度で達成率99% (漁港基盤整備)であり、<br>各種施策の見直しを行い、目標の達成に努め<br>る。                               |  | 環境整林水資源<br>みどり・都市基盤<br>(内総: 2742)  |
| 地域緑化プランの策定率                                   | 各市町村箇所以上の地域での<br>緑化プランを策定 | 6市町において、6つの地域緑化推進<br>委員会を設置し、地域緑化プラン<br>策定を支援 | 6市町において、7つの地域緑化推進<br>委員会を設置し、地域緑化プラン<br>策定を支援 | 6市町において、120の地域緑化推進<br>委員会を設置し、地域緑化プラン<br>策定を支援 | <53%><br>H22目標43市町村に対してH21までの<br>実績23市町村の達成率   | <達成困難><br>現在の進捗状況では、達成困難。   | 地域緑化委員会未設立の市町村<br>に対し、積極的に委員会設立に<br>向か働きかける。 |  |
| <b>5 美しい景観の形成</b>                             |                           |   |   |  |  |   |  |  |
| 府管理道路における電線類地中<br>化の継続率                       | 40km                      | 32.4km  | 34.2km  | 36.1km   | <90%><br>H22目標40.0kmに対するH21までの実<br>績36.1kmの達成率 | <達成の見込み><br>継続箇所において、引き続き事業を進めるよ<br>うに、新規箇所についても早期着手を行い、当<br>面の目標である無電柱化に係るガーライーン<br>に基づき、努力取組んでいく。 |  | 「無電柱化に係るガーライーン」の<br>対象である、<br>1.市街地の幹線道路<br>2.安全で快適な運行空間の確保<br>3.良好な景観、住環境の形成<br>4.災害防止<br>5.情報通信ネットワークの信頼<br>6.歴史的価値のみの保全、観光振<br>興、地域文化の復興、地域活性<br>化等に資する箇所 |
|   |                           |   |   |  |  |   |  |  |
|   |                           |   |   |  |  |   |  |  |

| 項目                                   | 環境総合計画<br>に掲げた目標                                 |   | 進捗状況  |   | 目標に対する<br>達成状況   | 最新の実績を踏まえた<br>目標達成の見通し  | 目標達成に向けた方策等  | 部局名  |
|--------------------------------------|--|---|---|---|--|---|--|--|
|                                      | 平成22年度   | 平成19年度  | 平成20年度  | 平成21年度                                    |  |   |  |  |
| <b>6歴史的文化的環境の形成</b>                  |  |   |   |   |  |   |  |  |
| 一定期間内に所内の文化財を見<br>に行つたことがある市民の割合     | 50%  | (未調査)   | (未調査)   | (未調査)                                     | <72%><br>H22目標50%に對してH17年36%の<br>達成率                                   | <評価不可><br>項目設定に不備があり、達成度測定が困難。  | —  | 教育委員会<br>文化財保護課<br>(内総: 349)                 |
| 登録文化財の数                              | 府内のすべての市町村で1箇所<br>以上の登録文化財を登録                    | 33市町村   | 33市町村   | 33市町村                                     | <77%><br>H22目標43市町村に對してH21までの<br>実績33市町の達成率                            | <達成不確定><br>年度において登録の市町村から順に登録があ<br>り、いずれも既に登録する市町村はなかったことから、<br>新規に登録する市町村はなかったことから、<br>H22での目標達成には困難になりつつある。 | 目標達成は難しくなっているが、<br>今後も引き続き府内各市町村と<br>連携し、登録可能な建物の届け出に取り組む。   | 教育委員会<br>文化財保護課<br>(内総: 349)                 |
| 項目                                   | 環境総合計画<br>に掲げた目標                                 | 平成22年度  | 平成19年度  | 平成20年度                                    | 平成21年度   | 目標に対する<br>達成状況  | 最新の実績を踏まえた<br>目標達成の見通し   | 目標達成に向けた方策等                                  |
| <b>IVすべての主体が積極的に参加し行動する社会の実現(参加)</b> |  |   |   |   |  |   |  |  |
| <b>1 パートナーシップによる環境保全活動の促進</b>        |  |   |   |   |  |   |  |  |
| ボランティアの森の設定                          | 一定面積の森林を有する30市町<br>村で設定                          | カイドラインに基づき14市町村で18<br>団体が森づくり活動を展開中             | ガイドラインに基づき16市町村で19<br>団体が森づくり活動を展開中             | <53%><br>H22目標30市町村に対し、H20実績16<br>市町村の達成率 | <達成困難><br>約半数の市町村で森づくり活動への市民の関<br>与が、残る市町村で同委員会の設置が難航。引<br>き続き目標達成に努力。 | おおさか「山の日」の普及啓発に<br>向けて森づくり活動への市民の関<br>与を喚起する。   | 環境農林水産部<br>みどり・都市農業室<br>みどり推進課<br>(内総: 2752)   |  |
| 沿民の森づくり                              | 府内5ヵ所で実施   | 府内4ヵ所で実施  | 府内4ヵ所で実施  | <100%><br>H22目標5ヵ所を達成                     | <達成済>  | —   | 環境農林水産部<br>(内総: 2765)  |  |
| 森林・里山保全活動                            | 年間1,000人以上の子どもが参加<br>「学校の森」活動及び「紀泉わいわ<br>い村」参加者数 | 4,786人<br>5,467人<br>「学校の森」活動及び「紀泉わいわ<br>い村」参加者数 | 5,426人<br>3,467人<br>「学校の森」活動及び「紀泉わいわ<br>い村」参加者数 | <達成><br>H22目標年間1,000人を大幅に上回り<br>達成        | <達成済><br><達成済>   | —   | 環境農林水産部<br>みどり・都市農業室<br>みどり推進課<br>(内総: 2752)   |  |
| 里山インクターの養成・認定制度<br>制度の創設             | 年間50人の認定・登録                                      | 制度創設に向け検討中                                      | 制度創設に向け検討中                                      | <未達成><br>制度創設に向け検討中                       | <達成困難><br>類似の取り組みが各地で行われているため、そ<br>の交換を行い、効率的でより良い制度<br>のあり方を検討する      | 様々な取り組みについての情報<br>交換を行い、効率的でより良い制度<br>のあり方を検討する。  | 環境農林水産部<br>みどり・都市農業室<br>みどり推進課<br>(内総: 2775)   |  |
| 橋田ボランティア                             | 500人   | 151人  | 156人  | 177人                                      | <35%><br>H22目標500人にに対するH21までの実<br>績177人の達成率                            | <達成困難><br>目標達成に向けて引き続き努力を行う。  | 活動状況の啓発活動等を実施<br>し、府民への周知を図る。  | 環境農林水産部<br>みどり・都市農業室<br>みどり推進課<br>(内総: 2775) |
| ため池環境コミュニティ                          | 30地区   | 19地区  | 20地区  | <6%><br>H22目標30地区に対するH21実績20<br>地区的達成率    | <達成困難><br>目標達成に向けて引き続き努力を行う。   | <達成困難><br>オアシス構想の新たな取組方向<br>に基づき、オ<br>アシス整備(じせい)された地<br>域コムニティづくりをすすめ<br>ていく。                                 | 環境農林水産部<br>みどり・都市農業室<br>みどり推進課<br>(内総: 2752)   |  |
| 「学校の森」活動のモデル校の選<br>定                 | 小中学校30校を選定・活動の実<br>施                             | 19校   | 20校   | 11校                                       | <3%><br>H22目標30校に対するH21実績11校<br>の達成率                                   | <達成困難><br>目標達成に向けて引き続き努力を行う。  | 府内小中学校に対して森の学習<br>実習の普及・啓発に努める。  | 環境農林水産部<br>みどり・都市農業室<br>みどり推進課<br>(内総: 2752) |
| 「市民の森」のフィールドとしての活<br>用               | ・自然体験活動の実施<br>・活動リーダーの養成                         | 府民の森バーカレンジャーによる自<br>然体験活動を実施                    | 府民の森バーカレンジャーによる自<br>然体験活動を実施                    | <概ね達成><br>自然体験活動を実施してい<br>る               | <達成可能><br>現在の取り組みを継続すれば達成可能  | 現在の取り組みを着実に実施す<br>る。  | 環境農林水産部<br>みどり・都市農業室<br>みどり推進課<br>(内総: 2752)   |  |
| 「こどもエコクラブ」の登録クラブ数                    | 300クラブ   | 173クラブ  | 162クラブ  | 132クラブ                                    | <44%><br>H22目標300クラブに対するH21の実<br>績132クラブの達成率                           | <達成困難><br>クラブの登録数は微減傾向で、目標達成は困難   | こどもエコクラブのPR活動の拡<br>大、登録事務局である市町村にクラ<br>ブ登録の加大对講会の開催<br>会の開催等の環境学習・活動の<br>環境農林水産部<br>(内総: 6972-766) |  |

| 項目                            | 環境総合計画<br>に掲げた目標   |   | 進捗状況   |   | 目標に対する<br>達成状況                                 | 最新の実績を踏まえた<br>目標達成の見通し   | 目標達成に向けた方策等                                | 部局名 |
|-------------------------------|--|---|--|---|--|--|--|-----|
|                               | 平成22年度   | 平成19年度  | 平成20年度   | 平成21年度  |  |  |  |     |
| <b>2 環境教育・環境学習の推進</b>         |  |   |  |   |  |  |  |     |
| 学校における環境教育・環境学習の推進            | ・府内すべての小・中・高校に対し、「総合的な学習の時間」等を活用した体験的な環境教育・環境学習の場の提供<br>・環境NGO・NPOと連携し、体験学習アドバイザーや環境学習リーダーを学校や職場などへの要請に応じて出向いていくシステムの整備  | 【主要な取り組み】<br>・環境農林水産省総合研究所の各研究機関において、環境月間を中心とした環境教育・環境学習室(子ども体験スクール)などを実施(平成21年度 605人)<br>・小学校による環境教育の実施(平成19年度 17市町11回)  | 【主要な取り組み】<br>・環境農林水産省の車両を講師として、公立小学校及び市町を除く)の児童に、小学校教科書「環境教室」(子ども体験スクール)などを実施(平成21年度 609人)<br>・府内・中学校への環境教育の実施(平成21年度 60人)   | <標ね達成><br>環境農林水産省総合研究所が実施する「環境教室」(子ども体験スクール)などを実施(平成21年度 609人)<br>行うとともに、小学校向けに改定した環境教育プログラム等を周知する。<br>環境教育プログラム等を実施し、環境教育・環境学習の成果を子ども環境サミットを開催して発表(平成21年度1次)       | 現在の取り組みを着実に実施する。<br><達成可能><br>現在の取り組みを着実に実施する。 | 環境農林水産省<br>みどり・都市農業部<br>地域環境課<br>(内線 2736)<br>環境農林水産省総合研究所<br>(06-6912-7666)<br>教育委員会市町村教育室<br>小中学校課 (内線 3484) |  |     |
| 学校における環境教育・環境学習の推進            | ・地域の環境活動において子ども達の指導的役割を担う環境教育員を对象とした研修講習を実施<br>・活動に関する技術向上を図るために支援講習を実施<br>・「かけはし」において、情報交流や広報紙の発行、交流会、セミナー等の活動を支援<br>・地域の人材を活用した体験学習アドバイザーや環境学習リーダーの養成<br>・総合的な環境学習システムの構築を図るために、環境学習に役立つ環境情報を収集・整理し、接続できる実践的な環境学習支援点の整備<br>・府内における体験的な環境学習ホールの整備 | 【主要な取り組み】<br>・地域の環境活動において子ども達の指導的役割を担う環境教育員を对象とした研修講習を実施する。<br>・活動に関する技術向上を図るために支援講習を実施する。<br>・「かけはし」において、情報交流や広報紙の作成、交流会、セミナー等の活動を支援<br>・地域の人材を活用した体験学習アドバイザーや環境学習リーダーの養成<br>・総合的な環境学習システムの構築を図るために、環境学習に役立つ環境情報を収集・整理し、接続できる実践的な環境学習支援点の整備<br>・府内における体験的な環境学習ホールの整備 | 【主要な取り組み】<br>・地域の環境活動において子ども達の指導的役割を担う環境教育員を对象とした研修講習を実施する。<br>・活動に関する技術向上を図るために支援講習を実施する。<br>・「かけはし」において、情報交流や広報紙の作成、交流会、セミナー等の活動を支援<br>・環境農林水産省総合研究所の各研究機関において、夏休みを中心とした環境学習の実施(平成20年度 333人)<br>・整備した里山の自然学校「記録わいわい村」における環境学習の利用促進 | <標ね達成><br>H16年度環境情報センターによる「なごみ環境塾塾長研修」<br>H16年度環境情報センターによる「なごみ環境塾塾長研修」<br>H16年度環境情報センターによる「なごみ環境塾塾長研修」<br>H16年度環境情報センターによる「なごみ環境塾塾長研修」<br><達成可能><br>H21には達成可能(一部達成) | 現在の取り組みを着実に実施する。<br><達成可能><br>H21には達成可能(一部達成)  | 環境農林水産省<br>みどり・都市農業部<br>地域環境課<br>(内線 2736)<br>環境農林水産省総合研究所<br>(06-6912-7666)                                   |  |     |
| <b>3 事業活動における環境への配慮</b>       |  |   |  |   |  |  |  |     |
| 戦略的環境アセスメントの制度化及びその運用         | 運用を踏まえ、適用範囲の拡大など制度の拡充  | 制度化に向けて調査・検討を行った。   | 大版府環境影響評価審査会の審議<br>結果を踏まえ、計画策定の早期段階での環境配慮の促進を図るため、条例に基づく「技術指針」について改定した。  | <達成><br><達成>  | -  | 環境農林水産省<br>みどり・都市農業部<br>環境管理室<br>環境保全課<br>(内線 3455)  |  |     |
| ISO14001認証取得及び環境活動評価プログラム登録件数 | 1,000件以上   | 2,318件  | 2,618件   | 2,450件  | <達成><br>H22目標1,000件を大幅に超えて達成                   | <達成>   | 環境農林水産省<br>みどり・都市農業部<br>環境環境課<br>(内線 2756) |     |

# 卷末資料

- 1 環境関連主要事業費（決算額）
- 2 環境保全目標



## 1 環境関連主要事業費(決算額)

### (1) 部局別

(単位:千円)

| 部局名      | 平成21年度     | 平成20年度     | 増減           |
|----------|------------|------------|--------------|
| 政策企画部    | 189,330    | 510,126    | △ 320,796    |
| 総務部      | 36,607     | 36,588     | 19           |
| 府民文化部    | 223,787    | 191,317    | 32,470       |
| 健康医療部    | 63,495     | 68,934     | △ 5,439      |
| 商工労働部    | 19,344     | 11,104     | 8,240        |
| 環境農林水産部  | 6,143,120  | 6,609,374  | △ 466,254    |
| 都市整備部    | 55,191,120 | 72,430,006 | △ 17,238,886 |
| 住宅まちづくり部 | 508,276    | 57,440     | 450,836      |
| 水道部      | 7,330,590  | 4,847,666  | 2,482,924    |
| 教育委員会    | 435,180    | 481,911    | △ 46,731     |
| 警察本部     | 6,682,452  | 6,535,117  | 147,335      |
| 計        | 76,823,301 | 91,779,583 | △ 14,956,282 |

## (2) 項目別

持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現（循環）

I-1 廃棄物の減量化・リサイクルの推進 (単位：千円)

| No. | 施策・事業名                | 施策・事業の内容   | 部局名     | 担当室課名                 | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減      |
|-----|-----------------------|--|---------|-----------------------|------------------|-------------|---------|
| 1   | 古紙利用促進事業              | 古紙需要の拡大を通じて古紙産業の振興を図るため、古紙利用促進に関する情報交換・啓発・調査研究を実施する古紙利用促進協会へ分担金を支出した。                  | 商工労働部   | 商工振興室商業支援課            | 859              | 904         | △ 45    |
| 2   | 魚腸骨処理対策事業(別掲)         | 施策分野II-2 参照  | 環境農林水産部 | 循環型社会推進室資源循環課<br>(別掲) | -                | -           | -       |
| 3   | ごみゼロ型社会推進事業           | 大阪府廢棄物処理計画に係る廃棄物の減量化等に向けた普及啓発や広域化の推進などの進行管理等を行った。                                      | 環境農林水産部 | 循環型社会推進室資源循環課         | -                | -           | -       |
| 4   | ごみ処理広域化計画推進事業         | 国の方針に準拠し、平成11年3月に策定した「ごみ処理広域化計画」に基づき、関係市町村等が協議し、実施計画を検討していく取り組みの進行管理を行った。              | 環境農林水産部 | 循環型社会推進室資源循環課         | -                | -           | -       |
| 5   | 廢棄物処理指導監督             | 市町村の一般廃棄物処理施設の整備及び維持管理について、指導監督を行った。また、廃棄物の処理及び清掃に係る法律に基づき、一般廃棄物処理施設の設置許可等を行った。        | 環境農林水産部 | 循環型社会推進室資源循環課         | 1,751            | 1,962       | △ 211   |
| 6   | 再生資源循環対策促進事業          | 再生事業者の登録に関する要綱に基づき、再生事業者登録に係る審査、立入検査等とともに「再生資源の循環対策を推進するための事業」を実施した。                   | 環境農林水産部 | 循環型社会推進室資源循環課         | 3,140            | 5,700       | △ 2,560 |
| 7   | 大阪府分別収集促進計画推進事業       | 大阪府分別収集促進計画（現在第3期：平成20/21年度）を円滑に推進するため、市町村の分別収集実施状況や、リサイクル施設の整備状況を把握し、市町村に対する技術支援を行った。 | 環境農林水産部 | 循環型社会推進室資源循環課         | 136              | 80          | 56      |
| 8   | リサイクル社会推進事業           | ごみの減量化・リサイクルを推進するため、住民団体・事業者団体・市町村等とともに設置した「大阪府リサイクル社会推進会議」において、啓発活動・調査・研究を行った。        | 環境農林水産部 | 循環型社会推進室資源循環課         | 1,460            | 3,524       | △ 2,064 |
| 9   | 家電リサイクル大阪方式推進事業       | 「家電リサイクル大阪方式」の推進に向けて、周知・啓発を図るとともに、大阪方式のリサイクル率の見直し検討の基礎資料として活用するために実証調査を行った。            | 環境農林水産部 | 循環型社会推進室資源循環課         | 494              | 1,164       | △ 670   |
| 10  | 中国江蘇省に対する廃棄物処理技術等研修事業 | 中国江蘇省を対象として、府内民間施設等が有する技術を活用して金属めっき工程に係る廃棄物処理・リサイクル技術等についての研修を実施した。【H20終了】             | 環境農林水産部 | 循環型社会推進室資源循環課         | -                | 2,839       | △ 2,839 |
| 11  | 堺第7-3区フィールド展示開事業      | 堺第7-3区をフィールドとし、NPOと共にリサイクル・地球温暖化対策に資する新技術の実証実験を実施した。                                   | 環境農林水産部 | 循環型社会推進室資源循環課         | -                | 224         | △ 224   |
| 12  | 再生品普及促進事業             | 大阪府循環型社会形成推進条例に基づき、再生品のうち循環的な利用の促進に特に資するもののが普及に努めるため、大阪府リサイクル製品認定制度を運営した。              | 環境農林水産部 | 循環型社会推進室資源循環課         | 2,882            | 3,577       | △ 725   |
| 13  | ウエイストデータバンク整備事業(別掲)   | 施策分野II-2 参照  | 環境農林水産部 | 循環型社会推進室資源循環課<br>(別掲) | -                | -           | -       |
| 14  | 産業廃棄物処理指導監督           | 自動車リサイクル法に係る解体業者等の登録・許可申請の審査業務を行うとともに、使用自動車リサイクル法が適正に処理されるよう事業者の指導・監督等必要な措置を行った。       | 環境農林水産部 | 循環型社会推進室資源循環課         | 1,335            | 232         | 1,103   |
| 15  | 自動車解体業許可等・指導監督事業      | 食品関連事業者や市町村を対象に、食品リサイクル法の普及啓発やリサイクル等の優良事例の紹介を行うことにより、府域における食品循環資源の再生利用等の円滑な推進を図った。     | 環境農林水産部 | 流通対策室                 | 92               | 201         | △ 109   |
| 16  | 食品産業環境対策推進指導事業        | 市場内で発生するごみの減量化を推進するため、コンボスト施設において生ごみを減量化の推進  | 環境農林水産部 | 中央卸売市場                | 219,077          | 209,573     | 9,504   |
| 17  | 大阪府中央卸売市場におけるごみ減量化の推進 | 建設リサイクルを推進し、資源循環型社会の構築を目指した。   | 都市整備部   | 事業管理室                 | -                | -           | -       |
| 18  | 流域下水道維持操作事務補助金(別掲)    | 施策分野II-4 参照  | 都市整備部   | 下水道室                  | -                | -           | -       |
| 19  | 流域下水道維持操作事務補助金(別掲)    | 施策分野II-4 参照  | 都市整備部   | 下水道室                  | -                | -           | -       |
| 20  | 流域下水道事業(別掲)           | 施策分野II-4 参照  | 都市整備部   | 下水道室                  | -                | -           | -       |

| No. | 施策・事業名                        | 施策・事業の内容  |
|-----|-------------------------------|---|
| 21  | 建設リサイクル法に基づく事業の実施             | 建設リサイクル法に基づき、対象建設工事の届出制、解体工事業の登録制度を実施するとともに、建設リサイクルの推進のため必要な業者指導や啓発・普及を実施。  |
| 22  | 建築物の環境配慮制度推進事業(別掲)            | 施策分野Ⅰ－4 参照  |
| 23  | 水道残渣の減量化(天然ガスコーチェネレーション設備の導入) | 村野・大庭浄水場において、高効率型天然ガスコーチェネレーション設備を導入することにより、本設備から供給される熱を利用して水道残渣の乾燥・減量化を実施。 |
| 24  | 水道残渣の有効利用の促進                  | 浄水場内で発生する水道残渣を売却し園芸用土として有効利用。平成21年度より公共間(所、市町村に)無償提供を実施。                    |

### I-2 水循環の再生

| No. | 施策・事業名                | 施策・事業の内容   |
|-----|-----------------------|--|
| 25  | 「おおさかレインボウぶろじぇくと！」の推進 | 雨水を活用したまちづくりを推進するため平成17年度から実施してきたモデル事業の成果雨水利用の普及促進を図り、イベントや出前講座等を通じ、府民への雨水利用の普及促進を図った。 |
| 26  | 健全な水循環の構築に向けた取組み      | 見出川流域水循環再生協議会において、流域内で水循環再生に向けた機運を高める取組みを検討・実施し、地域に合った水循環の再生に向けた計画を策定。                 |
| 27  | 漁民の森づくり活動推進事業(別掲)     | 施策分野Ⅲ－2 参照   |

### I-3 環境に配慮したエネルギー利用の促進

| No. | 施策・事業名                        | 施策・事業の内容  | 部局名      | 担当室課名称         | 21年度決算額(見込み) | 20年度決算額   | 増減       |
|-----|-------------------------------|---|----------|----------------|--------------|-----------|----------|
| 28  | 本庁舎E S C O事業                  | 大阪府庁舎金本館・別館では、E S C O事業を活用した省エネルギー化を実施。   | 総務部      | 庁舎管理課          | 7,700        | 7,700     | 0        |
| 29  | 民間資金活用型E S C O事業の実施           | 民間資金活用型E S C O事業を活用し、省エネルギー設備改修工事を行つた4併民センタービルでは、平成15年度から本格的に省エネサービスを開始。池田・府市合同庁舎(豊能府民センタービル)では、平成16年度から省エネサービスを開始。 | 総務部      | 税務室税政課         | 10,999       | 10,999    | 0        |
| 30  | ソーラーのまち大阪推進事業                 | 太陽光による発電された電気(自家消費分)の環境価値を、「グリーン電力証書」として発行され、仲介事業者を通じて太陽光発電を設置している方に代金を支払うシステムを構築した。                                | 商工労働部    | 新エネルギー産業課      | 3,285        | -         | 8,285    |
| 31  | エコエネルギー都市・大阪計画の推進             | 平成11年度に策定した「エコ・エネルギー都市・大阪計画」に基づき、新エネルギー等の導入促進を図るために、市町村や各種団体と連携し、セミナー等による普及啓発を行うとともに、同計画の進捗状況管理を行つた。                | 商工労働部    | 新エネルギー産業課      | 10,200       | 10,200    | 0        |
| 32  | 燃料電池自動車普及・促進事業                | 平成16年度から府の公認車等として率先導入している燃料電池自動車について、平成21年度も引き続き各種イベント等での紹介や説明会を積極的に実施し、府民等における新エネルギーの普及啓発を促進した。                    | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室地球環境課 | -            | -         | -        |
| 33  | 夏季の適正冷房と軽装勤務普及促進事業            | 夏季における適正冷房の徹底と軽装勤務を職員・市町村・府民に奨励し、一層の定着を図つた。   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室地球環境課 | -            | -         | -        |
| 34  | エコ燃料実用化地域システム実証事業             | 運輸部門の地球温暖化対策の一環として、エコ燃料の広域的な普及に向けて、バイオエタノール3%混合ガソリンの大規模実証を行つた。  | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室地球環境課 | 996,582      | 1,090,945 | △ 94,363 |
| 35  | E S C O事業による大阪府施設の省エネルギー化推進事業 | 民間の資金やノウハウを有効活用して、既存建物の省エネ改修や二酸化炭素排出量の削減を府有建築物に導入し、省エネルギー化による光熱水費の削減を行つた。   | 住宅まちづくり部 | 公共建築室設備課       | -            | -         | -        |
| 36  | 省エネルギー法に基づく届出及び定期報告           | エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、建築物に係る省エネルギー措置の届出及び定期報告の受理及び指導、助言を実施。  | 住宅まちづくり部 | 建築指導室審査指導課     | -            | -         | -        |
| 37  | 太陽光発電設備の設置                    | 村野浄水場、庭窪・三島浄水場に設置した太陽光発電設備で発電した電力を施設内で利用。   | 水道部      | 事業管理室          | -            | -         | -        |
| 38  | 水道施設における未利用エネルギーの活用           | 受水圧力及び水位差エネルギーを有効利用した発電を実施。   | 水道部      | 事業管理室          | -            | -         | -        |

(単位：千円)

| No.                       | 施策・事業名                                | 施策・事業の内容   | 部局名              | 担当室課名称  | 21年度決算額(見込み) | 20年度決算額   | 増減         |
|---------------------------|---------------------------------------|--|------------------|---|--------------|-----------|------------|
| 39                        | 水道残渣の減量化(天然ガスコージェンネレーション設備の導入)(別掲)    | 施策分野I－1参考  | 水道部              | 事業管理室   | (別掲)         | (別掲)      | (単位：千円)    |
| <b>I－4 地球環境保全に資する取り組み</b> |                                       |  |                  |   |              |           |            |
| No.                       | 施策・事業名                                | 施策・事業の内容   | 部局名              | 担当室課名称  | 21年度決算額(見込み) | 20年度決算額   | 増減         |
| 40                        | 民間資金活用型ESCO事業の実施                      | 施策分野I－3参考  | 総務部              | 税務室税政課  | (別掲)         | (別掲)      |            |
| 41                        | 小規模企業者等設備貸与資金貸付金                      | 府内小規模企業者等の創業支援及び経営基盤の強化を図るため、(財)大阪産業振興機構の行う、設備の販売元・リース制度に必要な資金を貸し付けた。(環境対策に必要な設備も対象)   | 商工労働部            | 金融支援課   | [419,954]    | [807,336] | [△387,382] |
| 42                        | 産業デザインセンター運営費                         | 府内中小企業及びデザイン産業の課題解決に資するために、デザイン研究や相談・指導事業、情報サービス事業を実施した。   | 商工労働部            | 商工振興室ものづくり支援課                                       | [6,857]      | [8,179]   | [△1,322]   |
| 43                        | デザイン人材育成事業                            | 中小企業、デザイン分野の先端知識・技術と最新情報の移転、及び「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」に基づき普及・啓発などの対策を実施するため、人材の育成を行つた。環境対策が委嘱している地球温暖化防止活動推進員の活動中の万一の事故等に備えて、ボランティア保険に加入した。                      | 商工労働部            | 商工振興室ものづくり支援課                                       | [804]        | [844]     | [△40]      |
| 44                        | 地球温暖化防止活動推進員の活動支援                     | 地球環境問題の克服を目的として、関西の企業、自治体、消費者団体、学究会等による地球環境西フォーラムへの参加を実行した。  | 環境農林水産部          | みどり・都市環境室地球環境課                                      | 120          | 147       | △ 27       |
| 45                        | 地球環境関西フォーラムへの参加                       | 地球環境問題等で組織する地球環境西フォーラムに参画し、より実践的な取組みや調査・研究を行つた。  | 環境農林水産部          | みどり・都市環境室地球環境課                                      | 300          | 300       | 0          |
| 46                        | 大阪版カーボン・オフセット制度推進事業                   | 温室効果ガス排出削減クレジットの売り手のシールドと買い手のカーボン・オフセット制度を構築し、中小事業者の温室効果ガス排出削減対策を推進。   | 環境農林水産部          | みどり・都市環境室地球環境課                                      | 7,927        | -         | 7,927      |
| 47                        | 民間事業者省CO2設備導入支援事業                     | 大阪府グリーンニューディール基金を活用し、民間事業者の地球温暖化対策を推進。大阪府グリーンニューディール基金を補助する一部を補助することにより、民間事業者の地球温暖化対策を推進。  | 環境農林水産部          | みどり・都市環境室地球環境課<br>循環型社会推進室資源循環課<br>循環型社会推進室産業廃棄物指導課 | 17,749       | -         | 17,749     |
| 48                        | トップ地球温暖化エコ・リレーの実施                     | 毎月のテーマ毎にやさしい行動「エコアクション」を職場や家庭において実践してもらい、その感想などをHPにおいて情報提供し、オフィスや家庭におけるエコアクションを推進した。   | 環境農林水産部          | みどり・都市環境室地球環境課                                      | -            | -         | -          |
| 49                        | 地球温暖化対策地域推進計画の推進                      | 「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、省エネルギー対策の推進、新エネルギーの普及促進などの諸施策を総合的に推進。   | 環境農林水産部          | みどり・都市環境室地球環境課                                      | -            | -         | -          |
| 50                        | 燃料電池自動車普及促進事業(別掲)                     | 施策分野I－3参考  | 商工労働部            | 新エネルギー産業課   | (別掲)         | (別掲)      |            |
| 51                        | 夏季の適正冷房と軽装勤務普及促進事業(別掲)                | 施策分野I－3参考  | 環境農林水産部          | みどり・都市環境室地球環境課                                      | (別掲)         | (別掲)      |            |
| 52                        | 環境配慮の率先行動の推進(別掲)                      | 施策分野IV－5参考   | 環境農林水産部          | みどり・都市環境室地球環境課                                      | (別掲)         | (別掲)      |            |
| 53                        | 国際機関等への支援(別掲)                         | 施策分野IV－7参考   | 環境農林水産部          | みどり・都市環境室地球環境課                                      | (別掲)         | (別掲)      |            |
| 54                        | 「大阪府温暖化の防止等に関する条例」の施行                 | 「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、エネルギーを多く使用する事業者に対する義務付け、必要な指導・助言を行うとともに、他の模範となる特に優れた取組みを行つた事業者を「おおさかストップ温暖化賞」として表彰した。   | 環境農林水産部          | みどり・都市環境室地球環境課<br>環境管理室交通環境課                        | 284          | 329       | △ 45       |
| 55                        | 地域緑化推進事業(別掲)                          | 施策分野III－4参考  | 環境農林水産部          | みどり・都市環境室みどり推進課                                     | (別掲)         | (別掲)      |            |
| 56                        | みどりづくり推進事業(別掲)                        | 施策分野III－4参考  | 環境農林水産部          | みどり・都市環境室みどり推進課<br>総合計画課                            | (別掲)         | (別掲)      |            |
| 57                        | 「みどりの大阪21推進プラン」及び「大阪府広域緑地計画」の改定統合版の作成 | 21世紀に向けた新たなみどりの保全・創出に関する総合的な計画である「みどりの大阪21推進プラン」と、広域的観点から見たみどりの確保目標や配置計画、みどりの大阪21推進計画などを示す「大阪府広域緑地計画」を統合し、市民にわかりやすい形で、「みどりの大阪21終了」として平成21年12月に策定した。[H21終了] | 環境農林水産部<br>都市整備部 | -   | -            | -         | -          |

| No. | 施策・事業名   | 施策・事業の内容  | 部局名      | 担当室課名称           | 21年度決算額(見込み) | 20年度決算額  | 増減     |
|-----|--|---|----------|------------------|--------------|----------|--------|
| 58  | オゾン層破壊物質であるフロンの回収と適正処理を図るため、市町村、事業者と共同で啓発を行った。 | オゾン層破壊物質であるフロンの回収を業として行う者に対する啓発及び指導を行った。  | 環境農林水産部  | 循環型社会推進室産業廃棄物指導課 | -            | -        | -      |
| 59  | 第一種フロン類回収業者登録・指導業務                             | フロン回収破壊法に基づき、業務用冷凍空調機器からフロン類の回収を業として行う者に対する登録及び指導を行った。  | 環境農林水産部  | 循環型社会推進室産業廃棄物指導課 | 667          | 784      | △ 117  |
| 60  | バイオディーゼル燃料利用推進プロジェクト                           | 農空間を保全するとともに、地球温暖化防止に貢献するため、府民、企業等との協働により、資源循環型社会実験のシステムアップを図った。【H21終了】   | 環境農林水産部  | 農政室整備課           | 3,150        | △ 3,150  | -      |
| 61  | 地球温暖化対策技術開発促進事業                                | 農地・ヒートアイランド対策に資する技術の開発と普及を図るために、エコ燃料実用化地域システム実証事業の環境として、「バイオエタノール低コスト・エネルギー収支の改善等に関する実証」及び「E3から次世代型自動車用エコ燃料(E10)への移行に関する検討」を行った。【H20終了】 | 環境農林水産部  | 環境農林水産総合研究所      | 13,542       | △ 13,542 | -      |
| 62  | TDM施策事業  | 道路の渋滞緩和を図ることもに、公共交通の利用促進施策を展開した。  | 都市整備部    | 交通道路室都市交通課       | -            | -        | -      |
| 63  | パークアンドライド事業                                    | 市街地の渋滞緩和やCO2排出量の削減を図るために、駅近くの大規模商業施設の駐車場や公共交通車両等を有効活用し、パークアンドライドを推進した。  | 都市整備部    | 交通道路室都市交通課       | -            | -        | -      |
| 64  | 建築物の環境配慮制度推進事業                                 | 地球温暖化やヒートアイランド現象などを防止し、良好な都市環境の形成を図るために、大阪府温熱環境の防止等に関する条例」に定められた建築物の環境配慮制度に基づく届出の審査や指導助言及び届出の概要の公表等の業務を実施するとともに、優れた取組に対する顕彰や制度の周知を実施。   | 住宅まちづくり部 | 建築指導室審査指導課       | 2,124        | 2,567    | △ 443  |
| 65  | 省エネルギーに関する事業の推進                                | 空調や照明の設備改良工事において、省エネルギー機器の導入を図ることにより、使用電力の低減を推進。  | 水道部      | 事業管理室            | 35,027       | 31,971   | 3,056  |
| 66  | 自然公園のLED等省エネ照明の率先導入事業                          | 明治の森箕面国定公園の中核施設であるビジターセンターにおいて、省エネ効果の高いLED照明器具を率先導入することにより、CO2の排出を削減するとともに、府民への地球温暖化防止の意識啓発に繋げた。  | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室地球環境課   | 5,859        | -        | 5,859  |
| 67  | グリーンニューディール基金融市町村補助事業                          | グリーンニューディール基金融市町村補助事業を活用し、市町村が行う地球温暖化の防止に資する設備の整備、不法投棄等の処理の推進に対する事業に対して補助を行った。  | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室地球環境課   | 76,088       | -        | 76,088 |

(単位 : 千円)

## I-5 ヒートアイランド対策

| No. | 施策・事業名                    | 施策・事業の内容  | 部局名     | 担当室課名称          | 21年度決算額(見込み) | 20年度決算額 | 増減      |
|-----|---------------------------|---|---------|-----------------|--------------|---------|---------|
| 68  | 民間資金活用型ESCO事業の実施(別掲)      | 施策分野I-3参考   | 総務部     | 税務室税政課          | (別掲)         | (別掲)    | -       |
| 69  | デザイントレーニング事業(別掲)          | 施策分野I-4参考   | 商工労働部   | 商工振興室ものづくり支援課   | (別掲)         | (別掲)    | -       |
| 70  | 産業デザインセンター運営費(別掲)         | 施策分野I-4参考   | 商工労働部   | 商工振興室ものづくり支援課   | (別掲)         | (別掲)    | -       |
| 71  | ヒートアイランド対策推進計画の推進         | ヒートアイランド対策の目標、基本方向、先行的に推進する具体策等を定めた「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、総合的かつ計画的に施策を推進した。  | 環境農林水産部 | みどり・都市環境室地球環境課  | -            | -       | -       |
| 72  | ヒートアイランド対策技術の普及促進         | 「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」に基づく対策について着実かつ効果的・効率的な取組みを推進するため、民間企業、大学、試験研究機関、行政、環境NGO・NPOの連携組織である「大阪ヒートアイランダ対策技術ソーシャム」において、対策技術の開発と普及の推進などを行った。 | 環境農林水産部 | みどり・都市環境室地球環境課  | -            | -       | -       |
| 73  | ヒートアイランド対策の導入促進           | 平成19年度に実施したモデル事業等の成果を活用し、「ヒートアイランダ対策ガイドライン」に沿った対策や大阪市中心部のモデル街区における取組みを促進した。   | 環境農林水産部 | みどり・都市環境室地球環境課  | -            | -       | -       |
| 74  | 熱環境管理推進事業                 | 「熱環境マップ」の熱負荷の高い地域の中で、業務街区、商業街区が集積した地区における温熱環境と風況を把握し、平成19年度の成果を踏まえ、風を活用した対策も含め、対策効果について検討した。【H20終了】                                   | 環境農林水産部 | みどり・都市環境室地球環境課  | 6,000        | △ 6,000 | -       |
| 75  | 「大阪府温暖化の防止等に関する条例」の施行(別掲) | 施策分野I-4参考   | 環境農林水産部 | 環境管理室交通環境課      | (別掲)         | (別掲)    | -       |
| 76  | 建築物緑化促進事業                 | 「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」の運用にあたり、制度にかかる事務の一部を市町村に移譲し、事務にかかる交付金を交付。   | 環境農林水産部 | みどり・都市環境室みどり推進課 | 16,356       | 24,424  | △ 8,068 |

| No. | 施策・事業名                   | 施策・事業の内容  | 部局名      | 担当室課名称          | 21年度決算額(見込み) | 20年度決算額 | 増減 |
|-----|--------------------------|---|----------|-----------------|--------------|---------|----|
| 77  | 建築物緑化促進事業                | 「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」の運用にあたり、建築主の建築物等への緑化による府内の都市環境の改善や魅力向上のモデルとなる優れた取組への顕彰を行つた。 | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課 | 343          | 343     | 0  |
| 78  | 公立小学校の芝生化推進事業(別掲)        | 施策分野Ⅲ－4 参照  | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課 |              | (別掲)    |    |
| 79  | 地域緑化推進事業(別掲)             | 施策分野Ⅲ－4 参照  | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課 |              | (別掲)    |    |
| 80  | みどりづくり推進事業(別掲)           | 施策分野Ⅲ－4 参照  | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課 |              | (別掲)    |    |
| 81  | 環境緑化推進事業（公共緑化促進事業）(別掲)   | 施策分野Ⅲ－4 参照  | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課 |              | (別掲)    |    |
| 82  | 都市緑化振興事業(別掲)             | 施策分野Ⅲ－4 参照  | 都市整備部    | 公園課             |              | (別掲)    |    |
| 83  | 建築物の環境配慮制度推進事業(別掲)       | 施策分野Ⅰ－4 参照  | 住宅まちづくり部 | 建築指導室審査指導課      |              | (別掲)    |    |
| 84  | 総合設計制度の活用による公園空地等の確保(別掲) | 施策分野Ⅲ－4 参照  | 住宅まちづくり部 | 建築指導室審査指導課      |              | (別掲)    |    |
| 85  | 府道緑化事業(別掲)               | 施策分野Ⅲ－4 参照  | 都市整備部    | 公園課             |              | (別掲)    |    |

### 環境への負荷が少ない健やかで安心なくらしの確保（健康）

#### II-1 自動車公害の防止

| No. | 施策・事業名  | 施策・事業の内容  | 部局名     | 担当室課名称     | 21年度決算額(見込み) | 20年度決算額 | 増減        |
|-----|---|---|---------|------------|--------------|---------|-----------|
| 86  | 府公用車導入事業  | 府公用車に低公害車を率先導入。   | 総務部     | 庁舎管理課      | 17,411       | 16,963  | 448       |
| 87  | 低公害車等普及促進税制   | 自動車税・自動車取得税の優遇税制。   | 総務部     | 税務室徵稅対策課   | －            | －       | －         |
| 88  | グリーン配達運動の展開   | 環境負荷の少ない車両の使用による配達業務の普及促進を図るため、府が率先的な取り組みを行うとともに、事業者によるグリーン配達の登録制度を活用し取り組みの拡大を図った。  | 環境農林水産部 | 環境管理室交通環境課 | －            | －       | －         |
| 89  | 局地汚染対策が必要な地区等の実態を把握するとともに、平成18年度に立案した個別対策の進行管理を行つた。 | 局地汚染対策が必要な地区等の実態を把握するとともに、平成18年度に立案した個別対策の進行管理を行つた。   | 環境農林水産部 | 環境管理室交通環境課 | 2,798        | 2,814   | △ 16      |
| 90  | 自動車NOx・PM法に基づく事業者指導                                 | 自動車NOx・PM法に基づき、府内の対策地域（37市町）に使用の本拠を有する自動車（軽自動車・特殊自動車及び二輪自動車を除く）を30台以上使用する事業者（自動車運送事業者等）から排出されるNOx・PMを抑制するための計画書や実績報告書の提出を求め、指導を行つた。                 | 環境農林水産部 | 環境管理室交通環境課 | 1,469        | 1,945   | △ 476     |
| 91  | 自動車公害対策事業   | 自動車公害（自動車排ガス・自動車騒音）の改善を図るために、関係32機関で構成する「大阪自動車環境対策推進会議」や「京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会」の活動等を行つた。  | 環境農林水産部 | 環境管理室交通環境課 | 977          | 1,425   | △ 448     |
| 92  | 自動車排出ガス総量削減計画の進行                                    | 大阪府自動車NOx・PM総量削減計画の進行管理を行うとともに、ディーゼル車に重点を置いた自動車排出ガス対策を推進した。   | 環境農林水産部 | 環境管理室交通環境課 | 3,079        | 3,113   | △ 34      |
| 93  | 低公害車普及促進事業  | 低公害車の普及促進を図るため、天然ガス急速充填所の運営等を行つた。   | 環境農林水産部 | 環境管理室交通環境課 | 12,471       | 204,032 | △ 191,561 |
| 94  | 整備不良ディーゼル車府民通報事業                                    | ディーゼル車の府民モニターによる通報制度を実施した。  | 環境農林水産部 | 環境管理室交通環境課 | 54           | 311     | △ 257     |
| 95  | 流入車対策推進事業   | NO <sub>2</sub> 及びSPMによる環境基準の確実な達成を図るため、生活環境の健全等に関する条例の規定に基づき、流入車規制を平成21年1月から実施している。大阪府対策地域内に発着する適合車の使用及びステッカーの表示を義務付けており、本規制の効力を確保するため、立ち入り検査を行つた。 | 環境農林水産部 | 環境管理室交通環境課 | 17,550       | 145,615 | △ 128,065 |

(単位：千円)

| No. | 施策・事業名              | 施策・事業の内容  | 部局名     | 担当室課名称             | 21年度決算額(見込み) | 20年度決算額      | 増減          |
|-----|---------------------|---|---------|--------------------|--------------|--------------|-------------|
| 96  | 府公用車の計画的な低公害化の推進    | 府自らが自動車の使用を抑制するとともに、率先して低公害化を推進するため、「公用車の低公害車化」に基づき、公用車の低公害車化を図った。                                  | 環境農林水産部 | 環境管理室交通環境課         | 464          | 1,408        | △ 944       |
| 97  | パークアンドライド事業(別掲)     | 施策分野Ⅰ－4 参照  | 都市整備部   | 交通道路室都市交通課<br>(別掲) | 7,500        | 9,373        | △ 1,873     |
| 98  | バス運行対策費補助金          | バス車両のICカード導入に要する費用の一部に補助を行い、バスと鉄道の乗継利便性の向上を図り、広域的な公共交通ネットワークを充実させることにより、マイカーから公共交通への利用転換を促した。       | 都市整備部   | 交通道路室都市交通課         | 7,500        | 9,373        | △ 1,873     |
| 99  | めいわく駐車追放のための広報・啓発   | 憲法駐車の問題を解消するため、すべての府民に「めいわく駐車をしない、させない」意図の高揚を図るために広報啓発・府民運動を展開した。                                   | 都市整備部   | 交通道路室道路環境課         | 0            | [509]        | [△509]      |
| 100 | 交通安全施設等の整備          | 道路交通の安全・円滑を確保するため、「大阪府歩道整備計画(案)」に基づき歩道等の整備・充実や事故危険箇所等における交差点改良等を推進した。                               | 都市整備部   | 交通道路室道路環境課         | [4,396,238]  | [4,753,500]  | [△57,262]   |
| 101 | 大阪市地下鉄建設費補助金        | 府民の交通利便性向上のため、大阪市交通局に対し、市域延伸等に要する建設費の一部を補助した。   | 都市整備部   | 交通道路室都市交通課         | 195,351      | 194,764      | 587         |
| 102 | 西大阪延伸線整備促進事業        | 西大阪延伸線(阪神なんば線)の整備により、神戸・大阪・奈良を結ぶ広域的な鉄道ネットワークを形成するとともに、阪神電鉄と近畿日本鉄道との相互直通運転により、府民の利便性の向上を図った。         | 都市整備部   | 交通道路室都市交通課         | 80,003       | 2,577,224    | △ 2,497,221 |
| 103 | 中之島新線整備促進事業         | 中之島新線(中之島線)の整備により、中之島西部地区の車開発に伴い発生する輸送需要への対応とともに、公共交通の広域的な利便性の向上を図った。                               | 都市整備部   | 交通道路室都市交通課         | 222,102      | 2,960,897    | △ 2,738,795 |
| 104 | TDM施策事業(別掲)         | 施策分野Ⅰ－4 参照  | 都市整備部   | 交通道路室都市交通課<br>(別掲) | 675,985      | 972,496      | △ 296,511   |
| 105 | 大阪外環状線鉄道建設促進事業      | 既存貨物線を旅客線として整備し、府民の利便性の向上及び都心ターミナルの混雑緩和を図った。  | 都市整備部   | 交通道路室都市交通課         | 675,985      | 972,496      | △ 296,511   |
| 106 | 貨物車交通マネジメント施策       | 効率的で環境にやさしい都市物流システムの構築を実現するため、ITS(高度道路情報システム)の活用等、新たな対策などを検討した。                                     | 都市整備部   | 交通道路室道路整備課         | 42,600       | 19,783       | 22,817      |
| 107 | モノレール道整備事業          | モノレールにより公共交通の利便性が向上し、自動車利用の抑制を図り大気汚染物質の排出を抑制できる。また、モノレールの安全で安心な運行を確保するため、営業区間において耐震対策を実施した。         | 都市整備部   | 交通道路室都市交通課         | [550,642]    | [601,133]    | [△50,491]   |
| 108 | 街路事業                | 都市交通を円滑にし、都市計画道路の整備を進めた。  | 都市整備部   | 交通道路室道路整備課         | [25,684,001] | [17,313,517] | [8,370,484] |
| 109 | 阪神高速道路建設協力          | 大阪都市再生環状道路を構成する阪神高速大和川線、淀川左岸線の建設等を推進し、大阪経済の再生を図るため、日本高速道路保有機構に出資した。                                 | 都市整備部   | 交通道路室道路整備課         | [1,733,500]  | [2,082,500]  | [△289,000]  |
| 110 | 総合都市交通体系調査事業        | 自動車交通のみならず公共交通機関も含めた適切な交通体系の実現及び維持のため、交通実態の調査、各種施策の検討・提案・施策推進を行った。                                  | 都市整備部   | 交通道路室都市交通課         | [4,515]      | [3,783]      | [732]       |
| 111 | 新名神高速道路等の広域幹線道路網の整備 | 国土軸の強化及び大阪、関西圏の交通ネットワークの強化に大きく寄与することから、建設に必要な事業調整支援を継続し事業の促進を図った。                                   | 都市整備部   | 交通道路室道路整備課         | 0            | [250]        | [△250]      |
| 112 | 道路施設整備事業            | 府内の道路網の骨格を形成する一般幹線道路を整備し、渋滞の解消・緩和を推進した。   | 都市整備部   | 交通道路室道路整備課         | [15,584,270] | [11,362,788] | [4,221,482] |
| 113 | するつと交差点対策           | 朝の通勤時間帯のバス路線や昼間の業務交通が集中する渋滞交差点に着目して、右折レーンの設置や路面標示の変更などのハード整備と交通管理者の信号表示時刻の調整などのシフト面の整備を組み合わせ対策を講じた。 | 都市整備部   | 交通道路室道路環境課         | [1,704,055]  | [1,382,190]  | [321,865]   |
| 114 | 沿道環境改善事業            | 低騒音舗装等による沿道環境の改善を図った。   | 都市整備部   | 交通道路室道路環境課         | [642,000]    | [872,000]    | [△230,000]  |
| 115 | クリアウェイセンターの運用       | レッカーモーテル車両の保管・返還業務等の駐車違反の処理を一括して行う施設と体制を整備したクリアウェイセンター(キタ・ミナミ)を運用し、都心部の駐車実態に即応した効率的な取締りを実施した。       | 警察本部    | 交通部駐車対策課           | 29,420       | 18,694       | 10,726      |
| 116 | 違法駐車取締りの推進          | 危険性・迷惑性の高い駐車違反に重点指向した指導取締活動を推進した。   | 警察本部    | 交通部駐車対策課           | 155,522      | 232,291      | △ 76,769    |
| 117 | 適正な駐車規制の実施          | 地域の特性、道路形態、駐車が他の交通に及ぼす影響、路外駐車場の整備状況などを総合的に多角的に勘案した合理的な駐車規制を実施した。                                    | 警察本部    | 交通部駐車対策課           | 436,944      | 416,005      | 20,939      |

| No.           | 施策・事業名  | 施策・事業の内容   | 部局名              | 担当室課名称                | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減         |
|---------------|---|--|------------------|-----------------------|------------------|-------------|------------|
| 118           | 高度道路交通システム（ITS）の推進  | 光ビーコンの整備・拡充、新交通管理の最適化等による交通管理の最適化を図った。   | 警察本部             | 交通部交通規制課              | 381, 893         | 512, 397    | △ 130, 504 |
| 119           | 道路交通の円滑化対策の推進   | 幹線道路における交通規制等交通規制等交通規制の効果的な分散化等の効率化を図り、交通処理能力を高め、交通渋滞の原因となる交差点において進行するため、歩行者の改良及び運用改善等を図り、交通処理能力を確保するため、信号機等の機能を高度化するとともに、老朽化した信号機等の更新を推進した。 | 警察本部             | 交通部交通規制課              | 1, 073, 775      | 1, 239, 046 | △ 165, 271 |
| 120           | 信号機等の高度化・更新対策の推進  | 道路交通の安全と円滑を確保するため、信号機等の機能を高度化するとともに、老朽化した信号機等の更新を推進した。   | 警察本部             | 交通部交通規制課              | 2, 336, 009      | 2, 076, 394 | 259, 615   |
| 121           | その他交通安全施設等整備事業の推進   | 道路における危険を防ぎ、交通安全の実態に応じた効果的な交通規制・管制を実施した。   | 警察本部             | 交通部交通規制課              | 482, 378         | 208, 816    | 273, 562   |
| 122           | 駐車取締り新制度の効果的な運用   | これまで大阪市域内27警察署に配置していく駐車監視員を平成21年度中に大阪市域外の警察署にも拡大配置して活用するとともに、駐車管理センターにおいて放置違反金関係事務を一括管理し、駐車取締り新制度の効果的な運用を図った。                                | 警察本部             | 交通部駐車対策課              | 1, 780, 261      | 1, 825, 341 | △ 45, 080  |
| (単位：千円)       |   |  |                  |                       |                  |             |            |
| II-2 廃棄物の適正処理 |   |  |                  |                       |                  |             |            |
| No.           | 施策・事業名  | 施策・事業の内容   | 部局名              | 担当室課名称                | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減         |
| 123           | 一般廃棄物処理施設等（浄化槽）の維持管理指導設（浄化槽）の維持管理状況について、立入検査を実施し、屎尿処理施設及び淨化槽の維持管理状況について、「浄化槽法」及び「浄化槽法」に基づき、屎尿処理施設及び淨化槽の維持管理を指導した。 | 健康医療部  | 環境衛生課            | 938                   | 978              | △ 40        |            |
| 124           | ウェイストデータバンク整備事業   | 廃棄物に関する各種情報（産業廃棄物情報システム）を巡回して、廃棄物の減量化・適正処理を推進するため、ウェイストデータバンク（産業廃棄物情報システム）を運用した。   | 環境農林水産部          | 循環型社会推進室産業廃棄物指導課      | 2, 413           | 2, 551      | △ 138      |
| 125           | 監視体制強化事業  | 廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止と、早期発見・是正を目的に、監視パトロールや啓発などの不適正処理防止事業を行った。   | 環境農林水産部          | 循環型社会推進室産業廃棄物指導課      | 7, 889           | 4, 851      | 3, 038     |
| 126           | 放置自動車対策を推進するため、府が所有し、または管理する土地において放置自動車の放置自動車対策を推進するため、府が所有し、または管理する土地において放置自動車の抑制や迅速な処理を行った。                     | 環境農林水産部  | 循環型社会推進室産業廃棄物指導課 | 242                   | 163              | 79          |            |
| 127           | 再生品普及促進事業（別掲）   | 施策分野Ⅰ－1 参照   | 環境農林水産部          | 循環型社会推進室資源循環課<br>(別掲) | 77, 430          | 116, 389    | △ 38, 959  |
| 128           | 堺第7-3区管理事業  | 産業廃棄物処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行った。   | 環境農林水産部          | 循環型社会推進室資源循環課         | 8, 286           | 12, 482     | △ 4, 196   |
| 129           | 産業廃棄物処理指導監督   | 産業廃棄物処理業者の許可及び建設系産業廃棄物排出事業者等に対する立ち入検査を実施し、指導監督を行った。また、産業廃棄物管理責任者の設置を促進するとともに自家産業廃棄物の保管を行う事業者に対し、届出等の指導を行った。                                  | 環境農林水産部          | 循環型社会推進室資源循環課         | 296              | 296         | 0          |
| 130           | 広域廃棄物処分場整備促進  | 「広域臨海環境整備センター法」に基づく大阪湾地域処理場設立促進等に係る生活環境影響評価委員会と協力し、その促進に努めた。   | 環境農林水産部          | 循環型社会推進室資源循環課         | 225              | 225         | 0          |
| 131           | 魚腸骨処理対策事業   | 魚あらの適正処理及びサイクリルを推進するため、府・市町村で構成する「大阪府魚腸骨処理対策議会」を通じ、魚あらの処理を委託した。  | 環境農林水産部          | 循環型社会推進室資源循環課         | 2, 342           | 2, 342      | △ 2, 342   |
| 132           | 堺第7-3区護岸管理事業  | 堺第7-3区産業廃棄物処分場の護岸の管理を行った。【H20終了】   | 環境農林水産部          | 循環型社会推進室資源循環課         | 398              | 671         | △ 273      |
| 133           | 廃棄物処理対策推進等事業  | 廃棄物処理施設等に係る生活環境影響評価委員会を運営した。   | 環境農林水産部          | 環境管理室事業所指導課           | 139, 012         | 139, 012    | 0          |
| 134           | PCB廃棄物適正処理推進事業  | PCB廃棄物の適正処理促進のため、中小事業者支援のための基金に拠出。府保有のPCB廃棄物の集中管理を行った。   | 環境農林水産部          | 環境管理室事業所指導課           | 850              | 672         | 178        |
| 135           | 微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業   | グリーンニューディール基金を活用して、微量PCB汚染廃電気機器等の保有数量を調査するとともに、保有者の負担軽減を図るため、当該機器等保有者に対してPCB測定費用を補助した。   | 環境農林水産部          | 環境管理室事業所指導課           | 1, 632           | -           | 1, 632     |
| 136           | 広域廃棄物受入監視事業   | 埋立処分場（大阪沖・神戸沖）及び周辺の環境保全のため、搬入予定排出事業所への立入り、検体採取・分析を行い、適正受入協議会において審査。  | 環境農林水産部          | 環境管理室事業所指導課           | 850              | 672         | 178        |
| 137           | 産業廃棄物排出事業所に対する適正処理指導  | 産業廃棄物排出事業者に対する適正処理を行っており、自家産業廃棄物の保管を実施するとともに、産業廃棄物等の適正処理の指揮を実施。また、産業廃棄物等の交付の徹底や産業廃棄物の適正処理の推進を図り、法律の周知・啓発やPCB廃棄物の適正処理を指導。                     | 環境農林水産部          | 環境管理室事業所指導課           | 6, 169           | 8, 723      | △ 2, 554   |

| No. | 施策・事業名                 | 施策・事業の内容  |
|-----|------------------------|---|
| 138 | 産業廃棄物減量化・適正処理対策事業      | 産業廃棄物の減量化や適正処理の推進を図るため、多量排出事業所に対し処理実績の報告を求め、必要な指導を行うとともに、関係団体を通じて法律の周知などを実施。        |
| 139 | 水道残渣の有効利用の促進（別掲）       | 施策分野Ⅰ－1 参照  |
| 140 | 良好な生活環境等を確保するための諸対策の推進 | 府民の体感治安を改善し、真に平穏な府民生活とするために、ヤミ金融事犯、廃棄物不法投棄事犯、風俗事犯等の取締り等、府民の良好な生活環境等を確保するための対策を推進した。 |

## II-3 大気環境の保全

| No. | 施策・事業名                 | 施策・事業の内容   | 部局名     | 担当室課名称      | 21年度決算額（見込み） | 20年度決算額 | 増減       |
|-----|------------------------|--|---------|-------------|--------------|---------|----------|
| 141 | 大気汚染防止計画推進事業           | 「大阪府自動車N0×・PM総量削減計画」策定時に設定した大阪府全域の目標をめざして、工場・事業場からのN0×やPMの排出削減動向を把握するとともに、大気汚染物質全般の排出抑制を推進した。                            | 環境農林水産部 | 環境管理室事業所指導課 | 930          | 1,888   | △ 958    |
| 142 | 悪臭防止規制指導事業             | 悪臭防止法の円滑な施行を図るため、市町村に対し、悪臭の測定方法、排出防止技術等の指導、助言を行った。   | 環境農林水産部 | 環境管理室事業所指導課 | 210          | 348     | △ 138    |
| 143 | 大気汚染・水質汚濁関係苦情相談処理事業    | 大気汚染、悪臭、水質汚濁等の府民からの苦情を適切に処理するため、発生源の工場・事業場への立入指導等を行うとともに、市町村に対し助言・指導等を行った。   | 環境農林水産部 | 環境管理室事業所指導課 | 552          | 642     | △ 90     |
| 144 | 大気汚染発生源常時監視システム整備・運営事業 | 府内の大規模発生源における窒素酸化物等の排出量をシステムにより把握するため、大気汚染・水質汚濁発生源常時監視システムを運用（平成20年11月まで）【H20終了】   | 環境農林水産部 | 環境管理室事業所指導課 | 1,811        | 1,811   | △ 1,811  |
| 145 | 大気汚染防止規制指導事業           | 大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準等の遵守徹底を図るため、工場・事業場に対する飛散防止を図るために、大気汚染防止法及び府生活環境建築物の解体等に関するアスベクトの飛散防止を収集し、規制指導等を行った。    | 環境農林水産部 | 環境管理室事業所指導課 | 2,376        | 2,937   | △ 561    |
| 146 | アスベスト飛散防止対策等の推進        | 建築物の解体等に関する条例に基づき、規制指導等を行った。   | 環境農林水産部 | 環境管理室事業所指導課 | 939          | 1,498   | △ 559    |
| 147 | 関西国際空港周辺大気汚染状況解析       | （財）関西空港調査会から委託を受け、大気汚染物質測定機器の運転管理を行いうどもとに、泉州地域の大気汚染測定データを収集し、規制指導等を行った。  | 環境農林水産部 | 環境農林水産総合研究所 | 2,793        | 2,793   | 0        |
| 148 | 国設四條畷自動車交通環境測定所        | 環境省から委託を受け、国設四條畷自動車交通環境測定所における窒素酸化物・浮遊粒子状物質等の濃度測定、管理運営を行った。  | 環境農林水産部 | 環境農林水産総合研究所 | 5,991        | 6,090   | △ 99     |
| 149 | 国設大気汚染測定網（環境省）管理       | 環境省から委託を受け、全国大気汚染測定網大阪測定所において開設する窒素酸化物・浮遊粒子状物質並びに発ガス等が懸念される有害大気汚染物質「大気汚染物質」に対して大気汚染防止法により規定されている大気汚染物質等の濃度測定・管理体制を行った。   | 環境農林水産部 | 環境農林水産総合研究所 | 11,264       | 14,001  | △ 2,737  |
| 150 | 大気汚染常時監視               | 大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、大気汚染の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握した。また、汚染状況に基づいて光化学スマog注警報等の緊急時発令を行った。                            | 環境農林水産部 | 環境農林水産総合研究所 | 128,600      | 130,500 | △ 1,900  |
| 151 | 大気汚染測定期間調整備            | 大気汚染の状況を適正に監視するため、耐用年数が経過し、老朽化が著しい大気汚染測定機器等の更新を行った。  | 環境農林水産部 | 環境農林水産総合研究所 | 6,914        | 8,904   | △ 1,990  |
| 152 | 大気検査業務                 | 法令等に基づく規制指導及び苦情案件に係る検査分析や外部委託に係る精度管理調査並びに未規制物質等の分析法の開発等を実施した。  | 環境農林水産部 | 環境農林水産総合研究所 | 28,640       | 39,225  | △ 10,585 |
| 153 | 浮遊粒子状物質環境調査            | 自動車排ガス中の微小粒子状物質削減対策に資するため、浮遊粒子状物質（SPM）の成分分析を行い、府内の汚染状況の実態把握、発生源寄与率の解説及び対策の効果確認を行った。また、環境基準が設定されたPM2.5について質量濃度や成分の分析を行つた。 | 環境農林水産部 | 環境農林水産総合研究所 | 5,713        | 5,288   | 425      |
| 154 | 有害大気汚染物質モニタリング事業       | 長期曝露により人への健康被害が懸念される有害大気汚染物質のうち、環境基準が設定されておりベンゼン等環境基準が指定する19物質について、府内9地点においてモニタリングを実施した。                                 | 環境農林水産部 | 環境農林水産総合研究所 | 16,456       | 20,272  | △ 3,816  |
| 155 | 環境情報の管理運営              | 「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を通して、環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動を促進した。  | 環境農林水産部 | 環境農林水産総合研究所 | 53,224       | 58,571  | △ 5,347  |
| 156 | 大気汚染状況の解析              | 光化学オキシダント、粒子状物質等の経年的な濃度特性の変化・高濃度事象の解説並びに東アジアの大気汚染移流についてライダーシステムや大気環境観測衛星データによる広域的な把握手法の開発を国立環境研究所と共同で行つた。                | 環境農林水産部 | 環境農林水産総合研究所 | -            | -       | -        |

| No. | 施策・事業名            | 施策・事業の内容   | 部局名                   | 担当室課名称             | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額   | 増減        |
|-----|-------------------|--|-----------------------|--------------------|------------------|---------------|-----------|
| 157 | 光化学スモッグ対策事業       | 光化学スモッグ発令時における府民への周知、緊急時対象工場へのばい煙量等削減要請や各種調査を行った。                                    | 環境農林水産部<br>環境管理室環境保全課 |                    | 729              | 818           | △ 89      |
| 158 | するつと交差点対策(別掲)     | 施策分野Ⅱ－1 参照   | 都市整備部                 | 交通道路室環境課<br>(別掲)   |                  |               |           |
| 159 | パークアンドライド事業(別掲)   | 施策分野Ⅰ－4 参照   | 都市整備部                 | 交通道路室都市交通課<br>(別掲) |                  |               |           |
| 160 | TDM施策事業(別掲)       | 施策分野Ⅰ－4 参照   | 都市整備部                 | 交通道路室都市交通課<br>(別掲) |                  |               |           |
| 161 | 貨物車交通マネジメント施策(別掲) | 施策分野Ⅱ－1 参照   | 都市整備部                 | 交通道路室道路整備課<br>(別掲) |                  |               |           |
| 162 | 連続立体交差事業          | 鉄道を連続して高架化又は地下化し、一挙に陸切をなくすことにより、自動車交通渋滞を解消し、大気汚染物質の排出を減少させることを目的とした。運営立体交差事業の推進に努めた。 | 都市整備部                 | 交通道路室都市交通課         | [8, 069, 874]    | [7, 953, 196] | [16, 678] |

(単位：千円)

## II-4 水環境の保全

| No. | 施策・事業名                            | 施策・事業の内容   | 部局名                   | 担当室課名称               | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減       |
|-----|-----------------------------------|--|-----------------------|----------------------|------------------|-------------|----------|
| 163 | 一般廢棄物処理施設等(し尿処理施設・浄化槽)の維持管理指導(別掲) | 施策分野Ⅱ－2 参照   | 健康医療部                 | 環境衛生課<br>(別掲)        |                  |             |          |
| 164 | 検査研究用備品整備費                        | 近年頻發する健康危機被害等に対応するため、検査研究用機器を計画的に更新・整備し、府民の健康を守るために科学的・技術的中核機関の役割を果たした。  | 健康医療部                 | 公衆衛生研究所              | 8, 997           | 9, 302      | △ 305    |
| 165 | 小型合併処理浄化槽整備促進事業                   | 小型合併処理浄化槽は、し尿及び生活雑排水も処理できる効的な環境保全設備であることから、その計画的な整備を図るため、市町村が実施する「浄化槽設置整備事業」及び「浄化槽市町村整備促進事業」に対して助成した。                | 健康医療部                 | 環境衛生課                | 28, 311          | 30, 628     | △ 2, 317 |
| 166 | 下水道終末処理施設の維持管理指導事業                | 下水道終末処理場の適正な維持管理を確保するため、その維持管理について指導を行つた。  | 健康医療部                 | 環境衛生課                | 292              | 305         | △ 13     |
| 167 | 浄化槽関係事業                           | 浄化槽の適正な維持管理を図るため、浄化槽保守点検業者の登録・立入検査・指導並びに検査水の安全で安定した供給を確保するため、上水道・簡易水道・専用雨水道等の水道事業者等に対する指導・監督を行つた。                    | 健康医療部                 | 環境衛生課                | 165              | 174         | △ 9      |
| 168 | 水道水の安全性確保事業                       | 飲料水の安全で安定した供給等販売水道・飲用井戸設置者等に対し、適切な維持管理について指導・監督を行つたとともに、水道水源等の水質監視を行つた。  | 健康医療部                 | 環境衛生課                | 6, 034           | 6, 391      | △ 357    |
| 169 | 温泉に関する許可・指導等                      | 温泉法に基づく温泉掘削、動力装置、利用の許可等と大阪府環境審議会温泉部会の運営を行つた。   | 健康医療部                 | 環境衛生課                | 8, 701           | 9, 158      | △ 457    |
| 170 | 生活排水対策推進事業                        | 下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の効率的かつ計画的な整備促進や、家庭における生活排水の浸透により、河川や大阪湾等の水質改善を図るため、大阪府生活排水水対策推進会議による運営とともに、府民に対する取組みの呼びかけを行つた。 | 環境農林水産部<br>環境管理室環境保全課 | 環境管理室事業所指導課          | 303              | 360         | △ 57     |
| 171 | 大阪湾の再生                            | 大阪湾の再生を目指し、大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾再生協議会」において、大阪湾の環境保全を普及啓発するとともに、「大阪湾再生推進会議」に参画し、水質調査を実施した。                              | 環境農林水産部               | 環境管理室環境保全課           |                  | -           | -        |
| 172 | 河川の水質管理                           | 河川の適切な水質管理のため、河川の水質改善について検討を行つた。   | 環境農林水産部               | 環境管理室環境保全課           | 793              | 998         | △ 205    |
| 173 | 総量削減計画の策定及び進行管理                   | 閉鎖性水域である大阪湾の水質改善を図るために、平成19年6月に策定した第6次総量削減計画にに基づき、汚漏物質である化学的酸素要求量(COD)、窒素、リンの府域での発生量の削減を推進するとともに、同計画の進行管理を行つた。       | 環境農林水産部               | 環境管理室環境保全課           | 1, 734           | 2, 258      | △ 524    |
| 174 | 指定地域特定施設水質汚濁防止規制指導事業              | 水質汚濁防止法に基づく排水基準等の遵守徹底を図るため、指定地域特定施設(201-500人槽)に対し立入検査や届出審査及び改善指導等を行つた。   | 環境農林水産部<br>健康医療部      | 環境管理室事業所指導課<br>環境衛生課 | 1, 356           | 2, 257      | △ 901    |
| 175 | 水質汚濁常時監視事業                        | 水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準の遵守徹底などを実現するため、大規模発生源のCOD排出量を常時監視し、改善指導等を行つた。(平成20年11月まで)[H20終了]                   | 環境農林水産部               | 環境管理室事業所指導課          |                  | -           | -        |
| 176 | 水質汚濁防止規制指導事業                      | 水質汚濁防止規制の指導を図るため、対象工場や事業場に対し、立入検査や改善指導等を行つた。   | 環境農林水産部               | 環境管理室事業所指導課          | 2, 738           | 6, 362      | △ 3, 624 |

| No.                    | 施策・事業名  | 施策・事業の内容               | 部局名  | 担当室課名称     | 21年度決算額(見込み) | 20年度決算額   | 増減          |
|------------------------|---|------------------------|------|------------|--------------|-----------|-------------|
| 177 水質総量規制推進事業         | 水質汚濁防止法に基づく総量規制基準の遵守徹底を図るため、対象工場・事業場に対し立入検査や届出審査及び改善指導等を行った。  | 環境農林水産部<br>環境省理室事業所指導課 |      | 1,282      | 1,349        | 215       | △ 67        |
| 178 農薬に係る水質監視事業        | 大阪府ゴルフ場農業適正使用等指導要綱に基づき、ゴルフ場からの農薬等の流出を監視するため水質検査及び立入指導を行った。  | 環境農林水産部<br>環境省理室事業所指導課 |      | 215        | 215          | 0         | 0           |
| 179 大阪エコ農業総合推進対策事業     | 環境への負荷低減に配慮した普及を図り、府民が求める安心な農産物を生産することを基本に、農業基本法に基づいた農業環境機能を活かしながら、地域環境の保全に寄与していく大阪エコ農業を推進した。                                     | 環境農林水産部<br>農政室推進課      |      | 15,666     | 16,795       | 1,129     | △ 1,129     |
| 180 沿岸漁場整備開発事業         | 漁獲量の増大を図るために、魚介類の産卵期、稚仔魚の育成場である繁殖場を造成した。  | 環境農林水産部<br>水産課         |      | 83,435     | 89,600       | 6,165     | △ 6,165     |
| 181 漁場保全対策事業(漁場環境美化事業) | 魚介類の生息環境(漁場)を保全し漁場生産力の回復を図るために、漁場の浮遊ごみの除去を実施した。   | 環境農林水産部<br>水産課         |      | 1,512      | 1,512        | 0         | 0           |
| 182 漁場保全対策事業(漁場監視事業)   | 赤潮、有毒プランクトン、油濁等による漁業被害を防止するため、漁場の水質監視や赤潮発生等の情報収集・防除措置を行った。  | 環境農林水産部<br>水産課         |      | 3,222      | 3,767        | 545       | △ 545       |
| 183 漁場環境保全創造事業(堆積物除去)  | 漁業生産や漁業環境等の障害となる海床堆積物を回収除去して、漁場の水質監視や漁業操業の効率化を行った。  | 環境農林水産部<br>水産課         |      | 11,691     | 12,600       | 909       | △ 909       |
| 184 内水面振興対策推進事業        | 内水面漁業の振興を図るために、漁業権河川のクリーンアップ、河川利用者に対するマナー等の巡回指導を実施した。   | 環境農林水産部<br>水産課         |      | 424        | 424          | 0         | 0           |
| 185 魚庭(なにわ)の海づくり大会     | 様々なイベントを通じて、美しく豊かな大阪湾を府民一人ひとりの手で取り戻す活動への取組みを呼びかけた。  | 環境農林水産部<br>水産課         |      | -          | -            | -         | -           |
| 186 公共用水域常時監視          | 水質汚濁防止法に基づいて、河川及び海域における水質等の常時監視の実態を広域的かつ統一的に把握するための巡回監視を行い、環境基準の達成状況を把握した。  | 環境農林水産部<br>環境農林水産総合研究所 |      | 27,204     | 49,823       | 22,619    | △ 22,619    |
| 187 広域総合水質調査国庫委託事業     | 大阪湾を含む瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を把握するための調査の実施及び外部委託による精査を行った。   | 環境農林水産部<br>環境農林水産総合研究所 |      | 1,520      | 1,626        | 106       | △ 106       |
| 188 水質検査業務             | 法令等に基づく河川、海水、地下水等の水質分析、苦情、事故等緊急検体に係る検査分析及び外部委託による精査を行った。  | 環境農林水産部<br>環境農林水産総合研究所 |      | 20,325     | 23,370       | 3,045     | △ 3,045     |
| 189 地下水質常時監視事業         | 水質汚濁防止法に基づき、地下水質の常時監視を行ったため、府内の地下水質の概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査を実施した。  | 環境農林水産部<br>環境省管轄室環境保全課 |      | 1,926      | 2,263        | 337       | △ 337       |
| 190 河川環境整備事業(別掲)       | 施設分野Ⅲ－3 参照  | 都市整備部<br>河川室河川環境課      | (別掲) |            |              |           |             |
| 191 流域下水道維持操作事務補助金     | 生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全を効率的に行うため、市町村において管理する公共下水道により排水された下水を幹線に集め、水みらいセンターにおいて処理を行った。また、流域下水道と公共下水道が一体となって、効率的、経済的下水汚泥の堆持管理を行った。 | 都市整備部<br>下水道室          |      | 47,091     | 48,399       | 1,308     | △ 1,308     |
| 192 流域下水道事業            | 生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全を行ったため、市町村において管理する公共下水道により排水された下水を幹線に集め、水みらいセンターにおいて処理を行った。また、流域下水道と公共下水道が一体となって、効率的、経済的下水汚泥の堆持管理を行った。    | 都市整備部<br>下水道室          |      | 39,119,816 | 48,089,187   | 8,969,371 | △ 8,969,371 |
| 193 流域下水汚泥処理事業         | 流域下水道と公共下水道とが一体となって、効率的、経済的に下水汚泥の広域処理を行つた。とともに、資源化再利用を促進するために必要な施設の建設、維持管理を行つた。   | 都市整備部<br>下水道室          |      | 4,072,117  | 4,688,535    | 616,418   | △ 616,418   |

(単位 : 千円)

| No.                | 施策・事業名   | 施策・事業の内容              | 部局名  | 担当室課名称 | 21年度決算額(見込み) | 20年度決算額 | 増減    |
|--------------------|--|-----------------------|------|--------|--------------|---------|-------|
| 194 地盤沈下規制指導事業     | 地盤沈下を未然防止するため、地盤沈下量の常時監視、地下水採取事業場に対する指導、地下水採取量の把握等を行つた。                    | 環境農林水産部<br>環境省理室環境保全課 |      | 2,760  | 3,327        | 567     | △ 567 |
| 195 土壌・地下水汚染対策推進事業 | 地下水汚染による府民への健康影響の防止を図るために、水質汚濁防止法及び生活環境の保全等に土壌汚染対策等の措置等を行うための指針等による指導を行つた。 | 環境農林水産部<br>環境省理室環境保全課 |      | 464    | 667          | 203     | △ 203 |
| 196 地下水質常時監視事業(別掲) | 施設分野Ⅱ－4 参照   | 環境農林水産部<br>環境省理室環境保全課 | (別掲) |        |              |         |       |

| No. | 施策・事業名                  | 施策・事業の内容<br>(見込み) | 部局名 | 担当室課名称 | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減        |
|-----|-------------------------|-------------------|-----|--------|------------------|-------------|-----------|
| 197 | 地下水の代替としての工業用水道を安定的に供給。 | 水道部<br>事業監理室      |     |        | 7,286,902        | 4,805,631   | 2,481,271 |

## II-6 騒音・振動の防止

| No. | 施策・事業名                    | 施策・事業の内容  | 部局名     | 担当室課名称      | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減        |
|-----|---------------------------|---|---------|-------------|------------------|-------------|-----------|
| 198 | 関西国際空港環境監視機構運営事業          | 大阪府と泉州9市4町で設立した「関西国際空港監視機構」により、関西国際空港及びその周辺施設が環境に及ぼす影響について監視した。                                     | 政策企画部   | 空港戦略室       | 1,578            | 4,771       | △ 3,193   |
| 199 | 空港周辺整備機構助成事業（民家防音工事への助成等） | 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づき設立した「空港周辺整備機構」が行う民家防音工事助成事業に対し補助を行うとともに、固有事業について資金の一部を貰いかけた。    | 政策企画部   | 空港戦略室       | 41,608           | 155,575     | △ 113,967 |
| 200 | 空港周辺整備事業                  | 大阪府道路環境対策連絡会議が平成9年3月に策定した「大阪府域の沿道環境対策を推進。また、エコバリア（低層遮音壁）の設置を道路管理者に働きかけた。                            | 政策企画部   | 空港戦略室       | 146,144          | 349,780     | △ 203,636 |
| 201 | 沿道環境対策の推進                 | 大阪府道路環境対策連絡会議が平成9年3月に策定した「大阪府域の沿道環境対策を推進。また、エコバリア（低層遮音壁）の設置を道路管理者に働きかけた。                            | 環境農林水産部 | 環境管理室交通環境課  | -                | -           | -         |
| 202 | 関西国際空港周辺における航空機騒音実態調査事業   | 関西国際空港周辺において、航空機騒音の実態調査を行い、航空機騒音による環境基準の達成状況を把握。  | 環境農林水産部 | 環境管理室交通環境課  | 1,870            | 1,880       | △ 10      |
| 203 | 市町村環境担当職員騒音・振動研修          | 市町村の騒音・振動担当職員の事務・技術能力の向上を図るため、研修会を開催。   | 環境農林水産部 | 環境管理室交通環境課  | 55               | 58          | △ 3       |
| 204 | 法・条例に基づく規制指導              | 工場・事業場や建設作業等の騒音・振動に關する規制・指導権限を有している市町村に対して、事業者を指導。  | 環境農林水産部 | 環境管理室交通環境課  | 690              | 752         | △ 62      |
| 205 | 騒音振動モニタリング                | 自動車騒音の常時監視を行うとともに、自動車騒音の著しい道路（区間）を抽出し、現状を把握。事業場や建設作業等の騒音・振動や助言をを行うとともに、航空機による商業宣伝放送の規制等について、事業者を指導。 | 環境農林水産部 | 環境管理室交通環境課  | 7,910            | 8,267       | △ 357     |
| 206 | 音の常時監視等                   | 大阪国際空港周辺における航空機騒音の状況を把握し、航空機公害対策の基礎資料を得るため、航空機騒音の常時監視及び関係市と連携した随時測定を実施。                             | 環境農林水産部 | 環境管理室交通環境課  | 4,867            | 5,228       | △ 361     |
| 207 | 低周波音問題に対する技術指導            | 「低周波音問題対応の手引書」（平成16年6月環境省）に基づく苦情対応において、市町村で技術的に対応困難な騒音・振動、低周波音の検査分析等を実施。                            | 環境農林水産部 | 環境管理室交通環境課  | -                | -           | -         |
| 208 | 鉄軌道騒音・振動対策の促進             | 沿線自治体との連携のもと、新幹線鉄道及び在来線鉄道の事業者による騒音・振動対策を促進。   | 環境農林水産部 | 環境管理室交通環境課  | -                | -           | -         |
| 209 | 貨物車交通マネジメント施策(別録)         | 施策分野Ⅱ-1 参照  | 都市整備部   | 交通安全路・道路整備課 |                  |             | (別録)      |

## II-7 有害化学物質による環境リスクの低減・管理

| No. | 施策・事業名  | 施策・事業の内容  | 部局名        | 担当室課名称            | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減       |
|-----|---|---|------------|-------------------|------------------|-------------|----------|
| 210 | PRT法（特定化学物質の環境へ法に基づく排出量、移動量の届出を受け付けるとともに、データの集計・公表や事業者に対する助言等を行った。また、当該事務の一部を移譲している市町村に対し、移譲事務交付金を交付した。 | 環境農林水産部   | 環境管理室環境保全課 | 6,206             | 259              | 5,947       |          |
| 211 | 化学物質対策推進事業  | 化学物質に関する情報提供に努めるとともに、平成18年度に改正した大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、平成21年度から事業者による化学物質管理計画の策定・届出や化学物質の年間取扱量等の届出を新たに開始し、化学物質の自主的管理を促進した。 | 環境農林水産部    | 環境管理室環境保全課、事業所指導課 | 295              | -           | 295      |
| 212 | ダイオキシン類対策事業（発生源対策）  | ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、対象工場・事業場に対する立入検査、改善指導等を行った。  | 環境農林水産部    | 環境管理室事業所指導課       | 738              | 978         | △ 240    |
| 213 | ダイオキシン類常時監視   | ダイオキシン類対策特別措置法の常時監視を行い、府内の汚染状況を把握するとともに、追跡調査や排出手管理、排出規制に係る測定を行った。   | 環境農林水産部    | 環境農林水産総合研究所       | 73,151           | 85,967      | △ 12,816 |
| 214 | 化学物質環境汚染実態調査等国庫委託事業   | 環境省からの要請で、有害化学物質の分析法の開発、環境調査やモニタリング、特に毒性の強いものについての特別調査等を実施した。   | 環境農林水産部    | 環境農林水産総合研究所       | 4,267            | 4,267       | 0        |

| No.                    | 施策・事業名   | 施策・事業の内容            |
|------------------------|--|---------------------|
| 216<br>有害化学物質に関する調査研究  | 環境中の微量有害化学物質の分析法を検討し大阪府内における汚染状況を把握するとともに未知物質の検索手法を検討した。   | 環境農林水産部 環境農林水産総合研究所 |
| 216<br>酸性雨モニタリング土壤植生調査 | 日本の代表的な森林における土壤及び森林のベースラインデータの確立及び酸性雨による生態系への影響を早期に把握するため、森林モニタリング調査を実施した。                       | 環境農林水産部 環境農林水産総合研究所 |
| 217<br>府有施設吹アスベスト対策事業  | アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付けアスベストの除去対策工事を進めるとともに、空気環境測定等の定期点検を実施した。                      | 住宅まちづくり部 公共建築室計画課   |
| 218<br>民間建築物アスベスト対策の促進 | アスベストによる健康被害を防ぐため、民間建築物に使用されている吹付けアスベストについて、劣化等による有害となる恐れがある場合には、建築基準法に基づき、所有者等に対して除去等の必要な措置を指導。 | 住宅まちづくり部 建築指導室建築安全課 |

II-8 環境保健対策及び公害紛争処理 (単位 : 千円)

| No.                             | 施策・事業名  | 施策・事業の内容            | 部局名    | 担当室課名称 | 21年度決算額(見込み) | 20年度決算額 | 増減 |
|---------------------------------|---|---------------------|--------|--------|--------------|---------|----|
| 219<br>環境保健サーベイランス調査受託事業        | 全国的に実施されている大気汚染濃度と呼吸器症状等の関係を示す調査の一環として大阪府の現状を把握した。                              | 健康医療部 環境衛生課         | 2,069  | 2,069  | 0            |         |    |
| 220<br>輸入食品の安全性評価事業             | 食品安全法により、食品安全の許容限度が定められており、国内産のみならず輸入農産物や加工物の安全性向上に寄与した。                        | 健康医療部 公衆衛生研究所       | 7,498  | 9,400  | △ 1,902      |         |    |
| 221<br>食品、容器包装等のPCB汚染調査         | 府内に流通している魚介類、肉卵類、乳・乳製品について、PCB汚染の実態調査を実施。                                       | 健康医療部 食の安全推進課       | 490    | 529    | △ 39         |         |    |
| 222<br>苦情の処理                    | 公害紛争処理法に基づき、府及び府内市町村へ寄せられた公害に関する苦情の処理状況を調査し、取りまとめた。                             | 環境農林水産部 環境管理室環境保全課  | -      | -      | -            |         |    |
| 223<br>公害に係る健康被害救済制度等の円滑な実施     | 大阪府及び目標指定7市が行う健康被害救済制度等について、調査を実施した。  | 環境農林水産部 環境管理室環境保全課  | -      | -      | -            |         |    |
| 224<br>公害健康被害対策事業               | 公害病の認定患者が死亡した際、その遺族の申請に基づき見舞金を給付した。【H20終了】                                      | 環境農林水産部 環境管理室環境保全課  | 14,400 | 14,400 | △ 14,400     |         |    |
| 225<br>公害審査会の運営                 | 公害に係る民事上の紛争が発生した場合に、あわせん、調停、仲裁により、その迅速かつ適正な解決を図った。                              | 環境農林水産部 環境管理室環境保全課  | 12     | 118    | △ 106        |         |    |
| 226<br>大阪府生活環境の保全等に関する条例委任事務交付金 | 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく公害防止に係る事務の適正な執行を行ったため、同条例の規定により、事務の処理を行つた市町村長に対し、交付金を交付した。 | 環境農林水産部 環境管理室環境保全課  | 73,054 | 71,546 | 1,508        |         |    |
| 227<br>有線テレビ放送施設に係る手続きの円滑な実施    | 電波障害対策の一環としての有線テレビジョン放送送信施設の設置及び変更手続きに伴う国からの意見照会等に関する事務を円滑に行つた。                 | 環境農林水産部 環境管理室環境保全課  | -      | -      | -            |         |    |
| 228<br>石綿健康被害救済促進事業             | 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく石綿健康被害救済基金に対し、救済制度の円滑な運用に資するため、拠出した。                    | 環境農林水産部 環境管理室事業所指導課 | 47,000 | 47,000 | 0            |         |    |

## 豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現（共生・魅力）

| No.                          | 施策・事業名  | 施策・事業の内容                | 部局名   | 担当室課名称 | 21年度決算額(見込み) | 20年度決算額 | 増減 |
|------------------------------|---|-------------------------|-------|--------|--------------|---------|----|
| 229<br>ビオトープ（野生生物の生息空間）の普及啓発 | 野生生物と共に生きる環境づくりの推進に資するため、生きものの生息空間を確保するビオトープの考え方の普及促進を行つた。                                      | 環境農林水産部 みどり・都市環境室みどり推進課 | -     | -      | -            |         |    |
| 230<br>希少野生動植物種保護増殖事業        | 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）による国内希少野生動植物種に指定されたイタセンバラ（淀川生息）について、その保護増殖を目的とした事業を国から受託し、実施した。 | 環境農林水産部 みどり・都市環境室みどり推進課 | 500   | 1,500  | △ 1,000      |         |    |
| 231<br>多奈川ビオトープエコアップ事業       | 豊岡町多奈川地区多目的公園（関西空港探勝地）内に整備されたビオトープにおける生きものの生育、生息環境の向上、設備充実をすることを目的に交付金を活用してエコアップ事業を実施した。        | 環境農林水産部 みどり・都市環境室みどり推進課 | 1,436 | -      | 1,436        |         |    |
| 232<br>いきいき水路整備事業（別掲）        | 施策分野Ⅲ－2 参照  | 環境農林水産部 農政室整備課          | (別掲)  |        |              |         |    |

| No.                  | 施策・事業名   | 施策・事業の内容        | 部局名             | 担当室課名称 | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減   |
|----------------------|--|-----------------|-----------------|--------|------------------|-------------|------|
| 233 オアシス整備事業(別掲)     | 施策分野Ⅲ－2 参照   | 環境農林水産部 農政室整備課  |                 |        |                  |             | (別掲) |
| 234 まちづくり水路整備事業(別掲)  | 施策分野Ⅲ－2 参照   | 環境農林水産部 農政室整備課  |                 |        |                  |             | (別掲) |
| 235 地域総合オアシス整備事業(別掲) | 施策分野Ⅲ－2 参照   | 環境農林水産部 農政室整備課  |                 |        |                  |             | (別掲) |
| 236 関空周辺海域採捕禁止区域管理事業 | 海藻が繁茂し、魚介類の成育場となる関西国際空港周辺海域の保護を図るために、採捕禁止区域の普及啓発を実施した。   | 環境農林水産部 水産課     | 環境農林水産部 水産課     | 8,441  | 7,945            | 496         |      |
| 237 大阪府民牧場の管理運営      | 牧場が持つみどり豊かな自然の中で、家畜とのふれあい等を通じて、府民に潤いを提供する府民牧場の管理運営を行なった。また、酪農振興を図るため、府内酪農家の乳用牛の育成を行った。   | 環境農林水産部 動物愛護畜産課 | 環境農林水産部 動物愛護畜産課 | 80,426 | 84,002           | △ 3,576     |      |
| 238 狸猫の適正化事業         | 野生鳥獣の違法な捕獲を防止し、豊かな自然環境を創造するために、狩猟免許更新者等に対する講習や啓発のバトロールを行った。  | 環境農林水産部 動物愛護畜産課 | 環境農林水産部 動物愛護畜産課 | 6,753  | 2,341            | 4,412       |      |
| 239 動物愛護管理事業         | 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養を推進するため、動物取扱業者への指導を徹底し、府民の動物に対する愛護精神の育成及び公衆衛生の向上を図った。  | 環境農林水産部 動物愛護畜産課 | 環境農林水産部 動物愛護畜産課 | 38,204 | 42,029           | △ 3,825     |      |
| 240 外来生物対策事業         | 野生鳥獣の保護管理を図るために、鳥獣保護事業計画等に基づき、市町村と連携したアライグマ対策等を実施し、生態系の保全に努めた。   | 環境農林水産部 動物愛護畜産課 | 環境農林水産部 動物愛護畜産課 | 449    | 544              | △ 95        |      |
| 241 鳥獣保護管理事業         | 野生鳥獣の保護管理を図るために、鳥獣保護区や特定獣具使用禁止区域の指定、鳥獣保護員の任命等を行った。   | 環境農林水産部 動物愛護畜産課 | 環境農林水産部 動物愛護畜産課 | 17,747 | 19,380           | △ 1,633     |      |
| 242 動物愛護の拠点機能の調査検討事業 | すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、人と動物が共生していく社会能の調査検討を行った。   | 環境農林水産部 動物愛護畜産課 | 環境農林水産部 動物愛護畜産課 | －      | －                | －           |      |
| 243 所有者のいないねこの適正管理事業 | 地域に生息する所有者のいないねこの適正管理事業において、地城住民とえさを与える人の合意形成により、えさやりや譲掃等のルールを定めるなどして、生活環境被害の削減等と所有者のいないねこの減少を図るため、所有者のいないねこの適正管理ガイドラインの骨格を作成した。 | 環境農林水産部 動物愛護畜産課 | 環境農林水産部 動物愛護畜産課 | －      | －                | －           |      |
| 244 港湾建設事業（環境）       | 港湾における環境改善を図るために、港島や海生物の生息環境の形成場や水質浄化を図るために人工干潟を開拓した。  | 都市整備部 港湾局       | 都市整備部 港湾局       | 35,000 | 90,000           | △ 55,000    |      |

(単位 : 千円)

### III-2 自然環境の保全・回復・創出

| No.                          | 施策・事業名  | 施策・事業の内容                | 部局名                      | 担当室課名称 | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減   |
|------------------------------|---|-------------------------|--------------------------|--------|------------------|-------------|------|
| 245 府立青少年海洋センターの管理運営         | 施策分野Ⅲ－3 参照  | 政策企画部 青少年・地域安全室青少年課     |                          |        |                  |             | (別掲) |
| 246 府立総合青少年野外活動センターの管理運営(別掲) | 施策分野Ⅲ－3 参照  | 政策企画部 青少年・地域安全室青少年課     |                          |        |                  |             | (別掲) |
| 247 みどりのボランティア造成事業           | 緑化の推進や府樹に残された重なる自然環境を保全するトラスト運動に取り組むボランティア(みどり)のトラスト協会に対して助成した。   | 環境農林水産部 みどり・都市環境室みどり推進課 | 環境農林水産部 みどり・都市環境室みどり推進課  | 1,238  | 1,238            | 0           |      |
| 248 府立自然公園構想推進事業（泉州西部地区）     | 泉州西部地区的景観の保全と活用を図るために、府立自然公園の指定に向けて地元との協議を行った。  | 環境農林水産部 みどり・都市環境室みどり推進課 | 環境農林水産部 みどり・都市環境室みどり推進課  | －      | －                | －           |      |
| 249 共生の森づくり活動支援事業            | 堺第7－3区産業廃棄物最終処分場跡地において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、市民・NPO・企業等多様な主体との協働による森づくり活動を支援。                              | 環境農林水産部 みどり・都市環境室みどり推進課 | 環境農林水産部 みどり・都市環境室みどり推進課  | 6,481  | 4,357            | 2,124       |      |
| 250 自然環境保全活動推進事業             | 府内に残された貴重な自然環境を保全するため、大阪府自然環境保全地域、三草山などの大阪府縁地環境保全地域、国の天然記念物である和泉葛城山フナ林等で(財)大阪みどりのトラスト協会が行う保全管理事業に対して助成した。 | 環境農林水産部 みどり・都市環境室みどり推進課 | 環境農林水産部 みどり・都市環境室みどりの推進課 | 31,443 | 53,016           | △ 21,573    |      |
| 251 自然環境保全指導事業               | 大坂付近の貴重な自然環境が残る地域の保全のため、自然環境保全指導員による巡回活動(指導、報告及び関係機関への通報)等の実施。  | 環境農林水産部 みどり・都市環境室みどり推進課 | 環境農林水産部 みどり・都市環境室みどりの推進課 | 6,434  | 8,547            | △ 2,113     |      |
| 252 自然環境教育推進事業               | NPOと協力して小学生を主な対象として、環境指標となる生物の生息数や生息環境について学習する環境学習を主眼に置いた自然環境モニタリング調査を実施。                                 | 環境農林水産部 みどり・都市環境室みどり推進課 | 環境農林水産部 みどり・都市環境室みどりの推進課 | －      | －                | －           |      |

| No.                            | 施策・事業名  | 施策・事業の内容 | 部局名                  | 担当室課名称  | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減 |
|--------------------------------|---|----------|----------------------|---------|------------------|-------------|----|
| 253 治山事業                       | 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から府民の生命財産を保全した。  | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課      | 713,414 | 763,295          | △ 49,881    |    |
| 254 種苗養成事業                     | 優良な山林を造成するため、府の気候や土壤等の条件にあった生育の良好な母樹を指定し、優良種子の採取を行った。   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課      | 420     | 450              | △ 30        |    |
| 255 森林計画事業                     | 森林資源の保証基準と森林生産力の増大を図るため、地域森林計画の基礎資料として森林区域の現況調査、資料整理等を行った。  | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課      | 3,673   | 3,796            | △ 123       |    |
| 256 森林造成事業                     | 山地災害の防止や水源のかん養を図るため、荒廢森林を整備する森林所有者や森林組合に森林の効率化を図るためにより多様な公益的機能を高めに発揮する森林の育成を行った。  | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課      | 78,846  | 78,894           | △ 48        |    |
| 257 府営林整備事業                    | 民有地に地上権を設定した「府営林」において、森林の保育管理を行うことに対して補助した。   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課      | 50,420  | 53,115           | △ 2,695     |    |
| 258 林道開設改良事業                   | 森林管理の効率化を図るため、林道開設や林道改良を実施する市町・村に対して補助した。防災上の観点等から、森林の中でも府が重要度の高い地域を選定し、その地域内で森林の管理度が低く放置された森林を対象に、優先的に森林管理対策を推進した。       | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課      | -       | 5,500            | △ 5,500     |    |
| 259 放置森林対策事業費                  | 防災上の観点等から、森林の中でも府が重要度の高い地域を選定し、その地域内で森林の管理度が低く放置された森林を対象に、優先的に森林管理対策を推進した。  | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課      | -       | -                | -           |    |
| 260 自然海浜保全地区管理事業               | 府域に残された貴重な自然海浜(岬町)を保全し、その適正利用を図るため、岬町とともに、自然海浜保全地区内の清掃やごみの回収等を行った。  | 環境農林水産部  | 環境管理室(環境保全課)         | 1,488   | 1,561            | △ 73        |    |
| 261 大阪湾の再生(別掲)                 | 施策分野Ⅱ－4 参照  | 環境農林水産部  | 環境管理室(環境保全課)<br>(別掲) | 10,541  | 11,723           | △ 1,182     |    |
| 262 農作物鳥駆除対策事業                 | 野生鳥駆による農作物被害を防ぐため、農業者団体等に対し防護柵設置経費を助成。農業用水路の改修により農業用水の確保、雨水の排水といった基本的な機能の保全を図ることともに、安全なまちづくり、水と綠豊かな水辺づくりの観点から、多面的な整備を行つた。 | 環境農林水産部  | 農政室推進課               | 139,649 | 123,898          | 15,751      |    |
| 263 いきいき水路整備事業                 | 農業用水路を農業用施設として総合的に整備を行つた。都市にうるおいとやすらぎを与える地域の重要な環境資源として総合的に整備を行つた。   | 環境農林水産部  | 農政室整備課               | 58,660  | 47,563           | 11,097      |    |
| 264 オアシス整備事業                   | 5月を「ため池愛護月間」と定め、ため池の維持管理の万全を図り、災害の未然防止に努めるとともに、水辺空間を保全活用した。   | 環境農林水産部  | 農政室整備課               | -       | -                | -           |    |
| 265 ため池愛護月間の実施                 | 継続的に展開する農業用水路が持つ多面的な機能を有効に活用し、安全で快適なまちづくりを進めるとともに、親水施設や防災施設の整備を行つた。   | 環境農林水産部  | 農政室整備課               | 204,011 | 198,718          | 5,293       |    |
| 266 まちづくり水路整備事業                | 都市化の進展に伴い、家庭庭排水が農業用水路等に流入し農業用水が著しく汚濁している地区において、用排水路の分離や水質の改善を行い、水質汚濁による被害を除去した。   | 環境農林水産部  | 農政室整備課               | 39,900  | 68,711           | △ 28,811    |    |
| 267 水質保全対策事業                   | ため池が広範圍に点在している地域において、ため池を群として老朽化したため池の改修、関連水路の整備のほか、オアシス整備等の多面的な機能を活かした総合整備を行つた。  | 環境農林水産部  | 農政室整備課               | 2,993   | 6,614            | △ 3,621     |    |
| 268 地域総合オアシス整備事業               | 農業団体が保有する農業水利施設(ため池・水路等)の維持管理を支援するため、農業団体が施設の維持修理を行う際に必要な事業費の3割について大阪府土地改良事業団体連合会に補助した。                                   | 環境農林水産部  | 農政室整備課               | 8,304   | 8,505            | △ 201       |    |
| 269 土地改良事業指導費(維持管理適正化資金廻出事業補助) | 地域住民が主体となるつて、地域ごとの特色や課題を踏まえた、良好な農空間を中心としたまちづくりを保全・創造するためのプラン策定を支援した。  | 環境農林水産部  | 農政室整備課               | 2,500   | 2,224            | 276         |    |
| 270 農空間づくりプラン推進事業              | 施策分野Ⅰ－4 参照  | 環境農林水産部  | 農政室整備課<br>(別掲)       | 80,105  | 128,000          | △ 47,895    |    |
| 271 バイオディーゼル燃料利用推進プロジェクト(別掲)   | 大阪府の都市農業・農空間を府民協働により守り育て、公益性を發揮させていくため、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に定めた農空間保全地域制度を推進し、農地の遊休化を未然に防止することもに、遊休農地の利用の促進を行つた。  | 環境農林水産部  | 農政室整備課               | 666     | 1,331            | △ 665       |    |
| 272 農空間保全地域制度推進事業              | 施策分野Ⅱ－4 参照  | 環境農林水産部  | 水産課<br>(別掲)          |         |                  |             |    |
| 273 沿岸漁場整備開発事業(別掲)             | 大阪湾を豊かな漁場として育むため、森・川・海を一体としてとらえ、漁業者・府・市町村・森林関係者・ボランティアが連携を図りつつ府内河川上流域の森林への植樹・育林活動を通じ組織的に漁民の森づくりを行ふことを支援した。                | 環境農林水産部  | 水産課                  |         |                  |             |    |
| 274 漁民の森づくり活動推進事業              |   |          |                      |         |                  |             |    |

| No. | 施策・事業名                           | 施策・事業の内容  | 部局名                             | 担当室課名称  | 21年度決算額(見込み) | 20年度決算額   | 増減      |
|-----|----------------------------------|---|---------------------------------|---------|--------------|-----------|---------|
| 275 | 栽培漁業推進事業                         | 漁業生産の向上を図るため、栽培漁業推進協議会を開催し、栽培漁業基本計画を策定するなどとともに、栽培漁業センターにより栽培対象魚介類の種苗生産・放流を行い、栽培漁業を推進した。                                 | 環境農林水産部<br>水産課                  |         | 350          | 3,275     | △ 2,925 |
| 276 | 環境・生態系保全活動支援調査・実証事業              | 漁業者と地域住民、NPO等が連携して藻場や干潟の保全を進める上で必要な活動内容体制、経費等を検証するため、試行的な保全活動を阪南2区人工干潟で実施した。【H20終了】                                     | 環境農林水産部<br>水産課                  |         | 3,000        | △ 3,000   |         |
| 277 | 環境教育事業（こどもエコクラブ・サポーター等支援講習等）（別掲） | 施策分野IV－2 参照   | 環境農林水産部<br>環境農林水産総合研究所<br>(別掲)  |         | 3,000        | 3,000     |         |
| 278 | 水と緑豊かな渓流砂防事業の推進                  | 親水性をもった渓流保全工を整備。  | 都市整備部<br>河川室ダム砂防課               | 147,411 | 328,526      | △ 181,115 |         |
| 279 | 生駒山系グリーンベルト整備事業の推進               | 生駒山系において緑を活かした砂防施設等を整備。   | 都市整備部<br>河川室ダム砂防課               | 444,787 | 450,537      | △ 5,750   |         |
| 280 | 自然環境に配慮した急傾斜地崩壊対策事業の推進           | 緑を活かした斜面対策の実施。  | 都市整備部<br>河川室ダム砂防課               | 43,382  | 97,453       | △ 54,071  |         |
| 281 | 「水の都大阪」再生に向けた河川環境整備（別掲）          | 施策分野III－4 参照  | 都市整備部<br>河川室河川整備課、河川環境課<br>(別掲) | 301,655 | 548,367      | △ 246,712 |         |
| 282 | 河川環境整備事業（別掲）                     | 施策分野III－3 参照  | 都市整備部<br>河川室河川環境課<br>(別掲)       |         |              |           |         |
| 283 | ふるさとの川整備事業の推進                    | 治水上の安全性を確保しつつ、河川本来の自然環境の保全・創出や周辺環境との調和を図ることとともに、地域整備ヒート一体となつた河川改修を行ひ、良好な水辺空間の形成を図った。                                    | 都市整備部<br>河川室河川整備課<br>(別掲)       |         |              |           |         |
| 284 | 公園維持管理事業（別掲）                     | 施策分野III－4 参照  | 都市整備部<br>公園課<br>(別掲)            |         |              |           |         |
| 285 | 公園緑地整備事業（別掲）                     | 施策分野III－4 参照  | 都市整備部<br>公園課<br>(別掲)            |         |              |           |         |
| 286 | 港湾建設事業（環境）（別掲）                   | 施策分野III－1 参照  | 都市整備部<br>港湾局<br>(別掲)            |         |              |           |         |
| 287 | 箕面森町（水と緑の健康都市）事業（別掲）             | 施策分野III－4 参照  | 都市整備部<br>市街地整備課<br>(別掲)         |         |              |           |         |
| 288 | 森林病害虫等防除事業                       | 森林病害虫等の防止を図るために、被害調査の実施や森林病害虫防除の命令、要請等を実施した。  | 環境農林水産部<br>みどり・都市環境室みどり推進課      | 7,173   | 8,996        | △ 1,823   |         |
| 289 | 森林保全管理事業（森林国営保険受託）               | 森林災害による森林所有者の被害を補填するため、保安林・府営森林などの森林病害虫等に基づく開発行為の規制を通じて、保安林・府営森林が零細な荒廢保安林の整備を行い、保安林の持つ国土の保全等公益的機能の回復及び維持・増進を行つた。【H20終了】 | 環境農林水産部<br>みどり・都市環境室みどり推進課      | 1,740   | 1,813        | △ 73      |         |
| 290 | 森林保全管理事業                         | 規模が零細な荒廢保安林の整備を行い、保安林の持つ国土の保全等公益的機能の回復及び維持・増進を行つた。  | 環境農林水産部<br>みどり・都市環境室みどり推進課      | 15,144  | 18,232       | △ 3,088   |         |
| 291 | 保安林整備緊急対策事業                      | 林業普及指導員による林業技術や林業経営に関する普及指導を行うとともに、地域が行う組合い手育成や啓発活動への支援を行つた。  | 環境農林水産部<br>みどり・都市環境室みどり推進課      | 35,439  | 35,439       |           |         |
| 292 | 保安林整備推進事業                        | 府内の林業経営の振興を目的とした大阪府林業経営協議会の費用を負担した。   | 環境農林水産部<br>みどり・都市環境室みどり推進課      | 34,595  | -            | 34,595    |         |
| 293 | 林業改良普及指導事業                       | 林業普及指導員による林業技術や林業経営に関する普及指導を行つた。  | 環境農林水産部<br>みどり・都市環境室みどり推進課      | 6,453   | 6,071        | 382       |         |
| 294 | 林業振興助成事業                         | 府内の林業経営の振興を目的とした大阪府林業経営協議会の費用を負担した。   | 環境農林水産部<br>みどり・都市環境室みどり推進課      | 170     | 220          | △ 50      |         |
| 295 | 林業振興助成事業（大阪府治山治水協会補助）            | 林業を実施する技術者の技術力の向上、事業実施に不可欠な国への要望、情報収集等巡回指導等を行う大阪府治山治水協会に対する助成した。  | 環境農林水産部<br>みどり・都市環境室みどり推進課      | -       | -            | -         |         |
| 296 | 林業労働安全衛生管理改善対策事業                 | 林業労働災害防止の徹底を図り、林業者等の就労環境の向上に資するため、事業体の安全巡回指導等を行う林業木材製造労働災害防止協会大阪府支部に対して助成した。  | 環境農林水産部<br>みどり・都市環境室みどり推進課      | 250     | 321          | △ 71      |         |
| 297 | 林業労働力確保支援センター推進事業                | 事業主の雇用管理の改善及び事業の合理化並びに林業への就業を総合的に支援することにより、林業労働力の確保を図る大阪府林業労働力確保支援センターに対して助成した。   | 環境農林水産部<br>みどり・都市環境室みどり推進課      | 438     | 381          | 57        |         |

| No. | 施策・事業名                     | 施策・事業の内容  | 部局名     | 担当室課名称          | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減     |
|-----|----------------------------|---|---------|-----------------|------------------|-------------|--------|
| 298 | 企業との連携による冒險の森づくり事業         | 企業が主体となつて実施する、森林を利用する子どもを育てる「冒險の森づくり」の取組みに対し、プログラムの提供、活動場所のあつせん等の支援を行った。        | 環境農林水産部 | みどり・都市環境室みどり推進課 | -                | -           | -      |
| 299 | 林業・木材産業構造改革事業(政策)          | 間伐材等の搬出・積込作業を円滑に進めるために作業道の開設や林業機械の導入等により、林業経営の低コスト化、効率化を図った。                    | 環境農林水産部 | みどり・都市環境室みどり推進課 | 8,775            | 7,168       | 1,607  |
| 300 | 未整備森林緊急公的整備導入モデル事業         | 施業意欲の低下による放置森林対策として、森林所有者の時効負担を伴わずに実施する間伐等をモデル的に実施した。【H20終了】                    | 環境農林水産部 | みどり・都市環境室みどり推進課 | 32,300           | △ 32,300    | -      |
| 301 | 条件不利森林公的整備緊急特別対策事業         | 施業意欲の低下による放置森林対策として、森林所有者の時効負担を伴わずに実施する間伐等をモデル的に実施した。                           | 環境農林水産部 | みどり・都市環境室みどり推進課 | 80,000           | -           | 80,000 |
| 302 | 森林吸収源としての里山天然林情報収集対策緊急整備対策 | 里安林指定の拡大を進めため、国・森林情報緊急整備対策事務を活用して里山天然林情報収集地を調査し森林簿及び森林計画図に反映し、整備した。             | 環境農林水産部 | みどり・都市環境室みどり推進課 | 472              | 674         | △ 202  |
| 303 | 花屏風整備の推進                   | 大阪市の市街地から見渡せる生駒山系を屏風に見立て、府民との協働で花木や紅葉の美しい木を植えることにより、府民に愛される自然資源として整備した。         | 環境農林水産部 | みどり・都市環境室みどり推進課 | 7,329            | -           | 7,329  |
| 304 | 森林整備加速化・林業再生事業             | 荒廃森林を再生することとともに、森の循環機能を高め、将来にわたる適切な維持により府域の自然環境の保全を図るために、森の利用を図る取り組みに対する支援を行った。 | 環境農林水産部 | みどり・都市環境室みどり推進課 | 55,052           | -           | 55,052 |

(単位：千円)

### III-3 自然とのふれあいの場の活用

| No. | 施策・事業名               | 施策・事業の内容  | 部局名     | 担当室課名称          | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減        |
|-----|----------------------|---|---------|-----------------|------------------|-------------|-----------|
| 305 | 府立青少年海洋センターの管理運営     | 海を通じて、青少年に自然と親しむ健康で文化的なレクリエーション活動の場を提供し、青少年に自然と親しむ健康で文化的なレクリエーション活動の場を提供し、青少年に自然と親しむ健康的な管理運営を図った。                     | 政策企画部   | 青少年・地域安全室青少年課   | [138,614]        | [159,424]   | [△20,810] |
| 306 | 府立総合青少年野外活動センターの管理運営 | キャンプ等の共同生活を通じて、青少年に自然と親しむ健康で文化的なレクリエーション活動の場を提供し、もつて青少年の健全な育成を図る総合的な野外活動施設として、平成18年度から導入した指定管理者制度により、効果的効率的な管理運営を図った。 | 政策企画部   | 青少年・地域安全室青少年課   | [125,232]        | [140,528]   | [△15,296] |
| 307 | 自然公園管理事業             | 長距離自然歩道や自然公園施設の維持・管理等を行うとともに、自然公園内において、ゴミの不法投棄の防止や森林美化意識の向上を図ることにより、自然景観と貴重な動植物の生息環境を保持した。                            | 環境農林水産部 | みどり・都市環境室みどり推進課 | 61,747           | 66,116      | △ 4,369   |
| 308 | 自然公園整備事業             | 明治の森箕面国定公園及び金剛生駒紀泉国定公園を保全するとともに、府民に憩いの場を提供するため、施設の整備、改良を行った。  | 環境農林水産部 | みどり・都市環境室みどり推進課 | 71,704           | 44,279      | 27,425    |
| 309 | 府民の森管理事業             | 府民に自然とのふれあいの場を提供し、自然環境に対する意識の高揚を図るため、大阪府民の森（9園地）の維持・管理を行った。   | 環境農林水産部 | みどり・都市環境室みどり推進課 | 242,594          | 261,150     | △ 18,556  |
| 310 | 府民の森保全整備事業           | 府民の森の利用促進を図るため、各園地の特性を活かした施設整備や安全性の確保を図り、府民に自然とのふれあいの場を提供した。  | 環境農林水産部 | みどり・都市環境室みどり推進課 | 124,843          | 166,266     | △ 41,423  |
| 311 | 府立花の文化園の管理運営         | 「花に憩い、花に学び、花で交流する」を基本方針に花とみどりの街づくりをすすめいでいく拠点植物園として整備した「花の文化園」の管理運営を（財）大阪府みどり公社に委託した。                                  | 環境農林水産部 | 農政室推進課          | 154,840          | 160,182     | △ 5,342   |
| 312 | いきいき水路整備事業(別掲)       | 施策分野Ⅲ－2 参照  | 環境農林水産部 | 農政室整備課          | (別掲)             | (別掲)        |           |
| 313 | オアシス整備事業(別掲)         | 施策分野Ⅲ－2 参照  | 環境農林水産部 | 農政室整備課          | (別掲)             | (別掲)        |           |
| 314 | まちづくり水路整備事業(別掲)      | 施策分野Ⅲ－2 参照  | 環境農林水産部 | 農政室整備課          | (別掲)             | (別掲)        |           |
| 315 | 棚田・ふるさと保全事業          | 市民が棚田のもつ多面的機能に対する理解を深め、失われつつある棚田地域を保全するため、棚田基金を設置し、基金を用いて棚田・ふるさとファンクラブの運営や府民による保全活動を支援した。                             | 環境農林水産部 | 農政室整備課          | 957              | 744         | 213       |
| 316 | 地域総合オアシス整備事業(別掲)     | 施策分野Ⅲ－2 参照  | 環境農林水産部 | 農政室整備課          | (別掲)             | (別掲)        |           |
| 317 | ふれあい漁港漁村整備事業         | 府民が気軽に海と接することのできるふれあいとゆとりの場や漁業者と府民の交流の場を整備した。   | 環境農林水産部 | 水産課             | 160,430          | 197,000     | △ 36,570  |

| No.                               | 施策・事業名                     | 施策・事業の内容  | 部局名      | 担当室課名称             | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減        |
|-----------------------------------|----------------------------|---|----------|--------------------|------------------|-------------|-----------|
| 318                               | 夏休みこども体験教室(別掲)             | 施策分野Ⅳ－2参照   | 環境農林水産部  | 環境農林水産総合研究所<br>公園課 |                  |             | (別掲)      |
| 319                               | 公園維持管理事業(別掲)               | 施策分野Ⅲ－4参照   | 都市整備部    |                    |                  |             | (別掲)      |
| 320                               | 公園緑地整備事業(別掲)               | 施策分野Ⅲ－4参照   | 都市整備部    | 公園課                |                  |             | (別掲)      |
| 321                               | 水と緑豊かな渓流砂防事業の推進(別<br>掲)    | 施策分野Ⅲ－2参照   | 都市整備部    | 河川室・ダム砂防課          |                  |             | (別掲)      |
| 322                               | 河川環境整備事業                   | 地域住民のやすらぎ、憩いの場として、河川高水敷の遊歩道整備、自然環境再生として干<br>潟の再生、水質悪化やダイオキシン類による底質の汚染対策のため、浄化浸漬や浄化施設<br>の設置を行った。  | 都市整備部    | 河川室・河川環境課          | 662,353          | 760,625     | △ 98,272  |
| 323                               | 樹立少年自然の家における自然体験<br>事業(別掲) | 施策分野Ⅳ－2参照   | 教育委員会事務局 | 市町村教育室地域教育振興課      |                  |             | (別掲)      |
| (単位 : 千円)                         |                            |   |          |                    |                  |             |           |
| <b>III-4 潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用</b> |                            |   |          |                    |                  |             |           |
| No.                               | 施策・事業名                     | 施策・事業の内容  | 部局名      | 担当室課名称             | 21年度決算<br>(見込み)  | 20年度<br>決算額 | 増減        |
| 324                               | 公立小学校の芝生化推進事業              | 市街地緑化の推進や、学校を支える地域づくり等にも資する芝生化を推進するため、地域<br>と学校が一体となって行う芝生づくり等にかかる経費の一部を補助。   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課    | 254,579          |             | - 254,579 |
| 325                               | 地域の芝生化シンボル校事業              | 地域の芝生化シンボル校として、市町村を含む地域の活動団体が参画実施する、概ね3,000平方メートルを超える大規模な芝生化に対する助成した。   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課    | 28,236           |             | - 28,236  |
| 326                               | 芝生化アシスト事業                  | 大規模な芝生化を実施した団体を対象に、効率的な芝生の管理に必要な、乗用式芝刈機等<br>を無償貸与し、地域活動の取組みを支援した。   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課    | 1,695            |             | - 1,695   |
| 327                               | 環境緑化推進事業(公共緑化促進事<br>業)     | 緑豊かな面白いあるまちづくりを図るため、府民が協働して行う緑化活動に緑化苗木の配<br>付を行った。  | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課    | 1,261            | 1,915       | △ 654     |
| 328                               | 地域緑化推進事業                   | 市街地の緑被率向上を図るためにモデルとなる民間施設の緑化事業や住民参加によ<br>る緑化活動に対して助成を行った。   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課    | 18,689           | 18,723      | △ 34      |
| 329                               | みどりづくり推進事業                 | 市街地緑化の推進を効果的に進めるためにモデルとなる民間施設の緑化事業や住民参加によ<br>る緑化活動に対して助成を行った。   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課    | 12,498           | 18,000      | △ 5,532   |
| 330                               | 建築物緑化促進事業(別掲)              | 施策分野Ⅰ－5参照   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課    |                  |             | (別掲)      |
| 331                               | 建築物緑化促進頭髄事業(別掲)            | 施策分野Ⅰ－5参照   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課    |                  |             | (別掲)      |
| 332                               | ため池愛護月間の実施(別掲)             | 施策分野Ⅲ－2参照   | 環境農林水産部  | 農政室整備課             |                  |             | (別掲)      |
| 333                               | ため池防災事業                    | 老朽化したため池や水路の改修を行うことにより、農業用水の確保と決壇及び溢水による<br>溢害を未然に防止する。また、大規模地震が発生した場合に、甚大な2次被害を引き起こ<br>す恐れのある土地改良施設の耐震調査を実施し、耐震性の不足している施設に対しては、<br>耐震補強工事を実施。                    | 環境農林水産部  | 農政室整備課             | 665,926          | 770,153     | △ 104,227 |
| 334                               | 地域ぐるみため池防災機能増進事業           | ため池における農業上、防災上の維持管理を適正に行うことができるよう、地域において<br>複数のため池の管理者が連携してため池防災協議会を設立し、ため池の監視や水操作<br>等の維持管理活動を協働して実施できる体制づくりを行った。  | 環境農林水産部  | 農政室整備課             | -                | 6,335       | △ 6,335   |
| 335                               | 地域的魅力・顔づくりプロジェクト           | 日常生活の中で誰もが利用する「駅」周辺を、行政・地域住民を含めた多様な関係者(鉄<br>道・バス・事業者、商店街、学校等)が協働して、美しく個性がきらめき魅力ある空間に<br>再生し、まちの活性化を図ることで、駅周辺から大阪の活性化を目指す。大阪府はコー<br>ディネーターとしてプロジェクトの立ち上げと自立支援を行った。 | 都市整備部    | 市街地整備課             | 651              | 1,221       | △ 570     |
| 336                               | まちづくり交付金事業                 | 地域のまちづくりの課題を解決するため、市町村が複数の事業者と組み合わせ<br>て取り組む事業に対し、指導・調整等を行うことで、地域が主となりまちづくりを<br>促進した。   | 都市整備部    | 市街地整備課             | 4,777            | 429         | 4,348     |
| 337                               | 治水緑地の整備                    | 裏屋川流域では、5つの治水緑地を計画しており、うち3治水緑地(打上川、裏屋川、花<br>園)については、供用開始後、平常時は公園等に活用しておらず、池底の掘削を行った。<br>現在、恩智川治水緑地においても同様の整備を進めています。  | 都市整備部    | 河川室・河川整備課          | 1,413,839        | 2,202,985   | △ 789,146 |

| No. | 施策・事業名                      | 施策・事業の内容  | 部局名      | 担当室課名称          | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減          |
|-----|-----------------------------|---|----------|-----------------|------------------|-------------|-------------|
| 338 | スーパーフィールドの整備                | 河川と街が一体となった親水性の高い空間の創出。   | 都市整備部    | 河川室・河川整備課       | -                | -           | -           |
| 339 | 「水の都大阪」再生に向けた河川環境整備         | 平成15年3月に公募協働して取り組む指針として策定した「水の都大阪再生構想」に基づき、親水護岸、遊歩道整備や船着場、背後地の施設と一体となつた水辺の拠点づくりを進めめた。また、あわせて舟運の振興を図るために、水上交通ルール等に利用促進に向けた検討を行った。              | 都市整備部    | 河川室・河川整備課、河川環境課 | 626,999          | 367,281     | 259,718     |
| 340 | 水の回廊ライドアップ事業                | 「大阪ミュージアム構想」のコンセプトのもと、大阪が世界に誇りうる都心部の「水の回廊」など、既存資源の魅力を世界に発信するため、桜川アイツアップ等に効果的な光の演出を行った。  | 都市整備部    | 河川室・河川整備課       | 113,683          | 48,150      | 65,533      |
| 341 | 公園維持管理事業                    | 府民が併用公園を常に安心・安全で快適に利用できるよう、また、府営公園に生育・生息・利用する生物とふれあえるよう、公園の適切な維持管理を実施した。  | 都市整備部    | 公園課             | 2,810,512        | 3,742,056   | △ 931,544   |
| 342 | 公園緑地整備事業                    | 快適な環境の創造や都市景観の向上、災害時ににおける広域避難地の機能確保のため、府営公園の整備を進めた。   | 都市整備部    | 公園課             | 2,438,425        | 2,570,691   | △ 132,266   |
| 343 | 都市緑化振興事業                    | 緑豊かで良好な住環境を備えた都市を創造するため、多様な主体の参画による公園や緑地の保全・育成・創出を図った。  | 都市整備部    | 公園課             | 125,110          | 1,177       | 123,933     |
| 344 | 府道緑化事業                      | 都市の景観形成や環境改善など多様な役割を果たす街路樹を、良好な状態に維持管理するとともに、防災や福祉の視点に立った街路樹の再整備を行い、良好な道路環境の推進に努めた。   | 都市整備部    | 港湾局             | 744,468          | 658,240     | 86,228      |
| 345 | 海岸高潮対策事業（海岸高潮対策事業、海岸調査事業）   | 津波や高潮等の自然災害から堤防背後地の府民の生命・財産を防護するため、海岸保全施設の新設、改良を行った。  | 都市整備部    | 港湾局             | 534,332          | 733,464     | △ 199,132   |
| 346 | 環境整備事業                      | 港湾区域の清掃や油もれ回収などのほか、区域内の緑地、公園などの施設の維持管理を行った。   | 都市整備部    | 港湾局             | 181,365          | 169,413     | 11,952      |
| 347 | 阪南スカイタウン開発事業                | 関西国際空港及びりんくうタウンの埋立用土砂採取跡地を有効に利用し、「住み、憩う、働く」という3つの機能を複合させた都市の形成を図った。   | 都市整備部    | 住宅まちづくり部        | [246,070]        | [85,041]    | [161,029]   |
| 348 | 市街地再開発補助                    | 公共施設を含めた都市の総合的な整備を行う市街地再開発組合等に対して指導・助成等を行うことにより、土地の高度利用と都市機能の更新を図った。  | 都市整備部    | 市街地整備課          | [1,496,576]      | [1,496,216] | [68,360]    |
| 349 | 土地区画整理補助                    | 都市計画道路等の整備を行なう土地区画整理組合等に対し、指導・助成等を行うことにより、健全な市街地の形成を図った。  | 都市整備部    | 市街地整備課          | [854,649]        | [945,118]   | △ 90,469    |
| 350 | 農住組合推進事業                    | 農住組合が行なう基盤整備などの事業計画に対する設立認可を実施した。   | 都市整備部    | 市街地整備課          | -                | -           | -           |
| 351 | 幹線道路沿道まちづくり促進事業             | 幹線道路沿道の乱闊発を防止し、計画的なまちづくりを促進するため、土地利用者(企業)ある街並みの形成を図った。【H20終了】   | 都市整備部    | 市街地整備課          | -                | -           | -           |
| 352 | 大阪府インナーエリア再生指針に基づく事業の推進(別掲) | 施策分野Ⅲ－5参照   | 住宅まちづくり部 | 居住企画課           | [2,993]          | [△2,993]    | -           |
| 353 | まちづくり推進事業(別掲)               | 施策分野Ⅲ－5参照   | 都市整備部    | 市街地整備課          | (別掲)             | (別掲)        | -           |
| 354 | 住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)(別掲)      | 施策分野Ⅲ－5参照   | 住宅まちづくり部 | 居住企画課           | (別掲)             | (別掲)        | -           |
| 355 | 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)(別掲) | 施策分野Ⅲ－5参照   | 住宅まちづくり部 | 居住企画課           | (別掲)             | (別掲)        | -           |
| 356 | 総合設計制度の活用による公開空地等の確保        | 総合設計制度により、建物敷地内における公開空地の確保や、屋上緑化を普及。  | 住宅まちづくり部 | 建築指導室審査指導課      | -                | -           | -           |
| 357 | 箕面森町（水と緑の健康都市）事業            | 豊かな自然環境や地域特性を活かし、「多世代共生」、「環境共生」をまちづくりのテーマとして、世代を超えて誰もがいきいきと暮らせる新しい都市を建設を進めました。恵まれた自然環境を有するとともに、新名神高速道路や国道423号バイパスの整備により交通利便性の高い地域となることが見込まれる。 | 都市整備部    | 市街地整備課          | [5,778,238]      | [3,040,338] | [2,737,900] |
| 358 | 流域下水道維持操作事務補助金(別掲)          | 施策分野II－4参照  | 都市整備部    | 下水道室            | (別掲)             | (別掲)        | -           |

| No.       | 施策・事業名                         | 施策・事業の内容   | 部局名      | 担当室課名称                       | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減          |
|-----------|--------------------------------|--|----------|------------------------------|------------------|-------------|-------------|
| 359       | 流域下水道事業(別掲)                    | 施策分野Ⅱ－4 参照   | 都市整備部    | 下水道室                         |                  |             | (別掲)        |
| 360       | 水都大阪200事業(別掲)                  | 施策分野Ⅲ－5 参照   | 府民文化部    | 都市魅力創造局都市魅力課                 |                  |             | (別掲)        |
| (単位 : 千円) |                                |  |          |                              |                  |             |             |
| No.       | 施策・事業名                         | 施策・事業の内容   | 部局名      | 担当室課名称                       | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減          |
| 361       | 水都大阪200事業                      | 大阪の誇るべき都市資産である「水の回廊」において、「水と光のまち大阪」を国内外に発信するとともに、市民による街づくり運動を活性化することを目的に、水都大阪200を開催。                                   | 府民文化部    | 都市魅力創造局都市魅力課                 | [170, 000]       | [130, 000]  | [40, 000]   |
| 362       | 棚田・ふるさと保全事業(別掲)                | 施策分野Ⅲ－3 参照   | 環境農林水産部  | 農政室整備課                       |                  |             | (別掲)        |
| 363       | 土地改良事業指導費（維持管理適正化資金拠出事業補助）(別掲) | 施策分野Ⅲ－2 参照   | 環境農林水産部  | 農政室整備課                       |                  |             | (別掲)        |
| 364       | 農空間づくりプラン推進事業(別掲)              | 施策分野Ⅲ－2 参照   | 環境農林水産部  | 農政室整備課                       |                  |             | (別掲)        |
| 365       | 農空間保全地域制度推進事業(別掲)              | 施策分野Ⅲ－2 参照   | 環境農林水産部  | 農政室整備課                       |                  |             | (別掲)        |
| 366       | 電線共同溝整備事業                      | 現在、道路上にある電柱や電線類を、道路の歩行空間を利用して地中化することにより、通行空間の確保、都市景観の向上、都市防災の強化を図った。   | 都市整備部    | 交通道路室道路環境課                   | [390, 000]       | [628, 000]  | [△238, 000] |
| 367       | めいわく駐車追放のための広報・啓発              | 違法駐車の問題を解消するため、すべての市民に「めいわく駐車をしない、させない」意識を強く浸透させるための広報啓発・市民運動を展開した。  | 都市整備部    | 交通道路室道路環境課                   | [0]              | [509]       | [△509]      |
| 368       | 水の回廊ライトアップ事業(別掲)               | 施策分野Ⅲ－4 参照   | 都市整備部    | 河川室河川整備課、河川環境課               |                  |             | (別掲)        |
| 369       | 公園維持管理事業(別掲)                   | 施策分野Ⅲ－4 参照   | 都市整備部    | 公園課                          |                  |             | (別掲)        |
| 370       | 公園緑地整備事業(別掲)                   | 施策分野Ⅲ－4 参照   | 都市整備部    | 公園課                          |                  |             | (別掲)        |
| 371       | 都市緑化振興事業(別掲)                   | 施策分野Ⅲ－4 参照   | 都市整備部    | 公園課                          |                  |             | (別掲)        |
| 372       | 府道緑化事業(別掲)                     | 施策分野Ⅲ－4 参照   | 都市整備部    | 公園課                          |                  |             | (別掲)        |
| 373       | 大阪府インナーエリア再生指針に基づく事業の推進        | 密集市街地の再生において、「幹線道路と沿道市街地の一体的整備」等の具体化を図るために「大阪府インナーエリア再生指針」を策定。公民連携のもと、多様な事業手法等を総合的に推進するとともに、制度の拡充や特段の財源措置について、国に働きかけた。 | 住宅まちづくり部 | 居住企画課                        | -                | -           | -           |
| 374       | 地区計画を活用した計画的な整備等の推進            | 地域特性に応じた良好な市街地の計画的整備と保全を図るため、地区計画の策定を推進した。   | 都市整備部    | 総合計画課<br>居住企画課<br>建築指導室審査指導課 | -                | -           | -           |
| 375       | まちづくり推進事業                      | 市民の理解と協力を得て、その積極的な参加のもとに創意と工夫を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、「まちづくり功労者表彰」を実施した。  | 都市整備部    | 市街地整備課                       | -                | -           | -           |
| 376       | 幹線道路沿道まちづくり促進事業(別掲)            | 施策分野Ⅲ－4 参照   | 都市整備部    | 市街地整備課                       |                  |             | (別掲)        |
| 377       | りんくうタウン整備事業(別掲)                | 施策分野Ⅳ－5 参照   | 住宅まちづくり部 | タウン推進室誘致分譲課、整備課              |                  |             | (別掲)        |
| 378       | 建築協定制度推進事業                     | 良好な居住環境の形成を図るため、府内市町村で構成する大阪府建築協定行政運営協議会と各協定制度の普及・啓発活動等を実施。  | 住宅まちづくり部 | 建築指導室建築企画課                   | -                | 170         | △ 170       |
| 379       | 広告物指導監督                        | 良好な景観の形成を図るため、屋外広告物法及び大阪府屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の撤去の許可、違法屋外広告物の撤去、屋外広告業者の登録審査事務等を行った。  | 住宅まちづくり部 | 建築指導室建築企画課                   | 10, 882          | 12, 777     | △ 1, 895    |
| 380       | 阪南スカイタウン開発事業(別掲)               | 施策分野Ⅲ－4 参照   | 住宅まちづくり部 | タウン推進室誘致分譲課、整備課              |                  |             | (別掲)        |

| No. | 施策・事業名                    | 施策・事業の内容   | 部局名      | 担当室課名称          | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減         |
|-----|---------------------------|--|----------|-----------------|------------------|-------------|------------|
| 381 | 都市における美観創出事業              | 美しい景観づくりに対する府民意識の向上を図るため、景観計画に基づく規制誘導等を行った。  | 住宅まちづくり部 | 建築指導室建築企画課      | -                | -           | -          |
| 382 | 美しい景観づくり推進事業（景観法・景観条例の施行） | 府内の景観の向上を図るために、景観計画に基づく規制誘導等を行った。  | 住宅まちづくり部 | 建築指導室建築企画課      | 370              | 2,852       | △ 2,482    |
| 383 | 美しい景観づくり推進事業（大阪府会議への参画）   | 市町村による景観づくりを促進するため、市町村とともに大阪府景観形成誘導推進協議会に参画し、また、都道府県及び政令市と全国景観会議に参画し、研修会や情報交換等を行うと共に国や関係団体等への要望活動を行った。 | 住宅まちづくり部 | 建築指導室建築企画課      | 127              | 60          | 67         |
| 384 | 土地区画整理補助（別掲）              | 施策分野Ⅲ－4 参照   | 都市整備部    | 市街地整備課          |                  |             | （別掲）       |
| 385 | 市街地再開発補助（別掲）              | 施策分野Ⅲ－4 参照   | 都市整備部    | 市街地整備課          |                  |             | （別掲）       |
| 386 | 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）   | 木造密集市街地において、老朽住宅の除却・建替え、公共施設の整備等を行うことにより、防災性を向上させ良好な住環境の形成を図った。  | 住宅まちづくり部 | 居住企画課           | [136, 881]       | [150, 000]  | [△13, 119] |
| 387 | 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）        | 既成市街地における低未利用地等を活用した拠点開発による良質な住宅供給とあわせて、周辺の公共施設を一体的に整備する事業に対し、指導・調整等を行うことにより都市の再生を図った。                 | 住宅まちづくり部 | 居住企画課           | -                | -           | -          |
| 388 | 農住組合推進事業（別掲）              | 施策分野Ⅲ－4 参照   | 都市整備部    | 市街地整備課          |                  |             | （別掲）       |
| 389 | 総合設計制度の活用による公開空地等の確保（別掲）  | 施策分野Ⅲ－4 参照   | 住宅まちづくり部 | 建築指導室審査指導課      |                  |             | （別掲）       |
| 390 | 花屏風整備の推進（別掲）              | 施策分野Ⅲ－2 参照   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課 |                  |             | （別掲）       |

(単位：千円)

### III-6 歴史的文化的環境の形成

| No. | 施策・事業名                           | 施策・事業の内容   | 部局名      | 担当室課名称   | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減        |
|-----|----------------------------------|--|----------|----------|------------------|-------------|-----------|
| 391 | 狭山池博物館の運営                        | 狭山池の治水及びかんがいに関する資料等を収集、保管しこれらを展示して府民の利用に供し、土木事業の歴史的役割について府民に理解を深めることともに、府民の文化的向上に資するため、大阪府立狭山池博物館を運営した。                  | 都市整備部    | 河川室ダム砂防課 | 94, 607          | 93, 166     | 1, 441    |
| 392 | 指定有形文化財等保存事業（法人所有）               | 府指定文化財所有者のうち法人等を対象として保存修理等に補助金支援を行った。  | 教育委員会事務局 | 文化財保護課   | 2, 080           | 8, 839      | △ 6, 759  |
| 393 | 指定有形文化財等保存事業（市町村所有）              | 国指定文化財のうち市町村が事業主体となるものを対象として、史跡整備事業に補助金支援を行った。【H20終了】  | 教育委員会事務局 | 文化財保護課   |                  | 16, 837     | △ 16, 837 |
| 394 | 指定文化財等管理事業（重文所有者等の防災施設点検・小規模修理等） | 重要文化財等の所有者が行う年2回の防災設備の点検並びに小規模な保存修理等に対して補助した。  | 教育委員会事務局 | 文化財保護課   | 3, 272           | 3, 544      | △ 272     |
| 395 | 日本民家集落博物館運営費補助事業                 | （財）大阪府文化財センターが運営する府営服部公園内の「日本民家集落博物館」に対する、管理運営費の支援を行った。  | 教育委員会事務局 | 文化財保護課   | 8, 958           | 11, 524     | △ 2, 566  |
| 396 | 府立近つ飛鳥博物館・近つ飛鳥風土記の丘の運営           | 《府立近つ飛鳥博物館》わが国古代国家の成立と当時の国際交流をテーマとした「近つ飛鳥博物館」の管理運営権を指定管理者制度により行つた。<br>《府立近つ飛鳥風土記の丘》府立近づ飛鳥風土記の丘の管理は（財）大阪府文化財センターに委託して行つた。 | 教育委員会事務局 | 文化財保護課   | 168, 438         | 168, 355    | 83        |
| 397 | 府立泉北考古資料館の運営                     | 泉北ニュータウン建設に伴う発掘調査で出土した膨大な量の須恵器等を保存・管理するとともに、我が国で唯一の須恵器に関する専門博物館として、府民の利用に供する展示・公開施設である府立泉北考古資料館の運営を行つた。                  | 教育委員会事務局 | 文化財保護課   | 3, 134           | 3, 580      | △ 446     |
| 398 | 府立弥生文化博物館の運営                     | わが国で唯一の弥生文化に関する総合的博物館である「弥生文化博物館」の管理運営を指定管理者制度により行つた。  | 教育委員会事務局 | 文化財保護課   | 143, 746         | 148, 647    | △ 4, 901  |
| 399 | 文化財資料等整備事業（文化財調査事業所年報刊行事業）       | 調査事務所で実施している事業を広く公開することにより、文化財の周知を図るとともに、府内の文化財を保存・活用する一助とした。  | 教育委員会事務局 | 文化財保護課   | 259              | 272         | △ 13      |
| 400 | 埋蔵文化財緊急調査事業（国庫補助事業）              | 主に府境農林水産部が実施する農地基盤整備事業に伴い必要となる発掘調査事業を実施した。   | 教育委員会事務局 | 文化財保護課   | 550              | 917         | △ 367     |

| No.                         | 施策・事業名                  | 施策・事業の内容   | 部局名      | 担当室課名称          | 21年度決算額(見込み) | 20年度決算額 | 増減       |
|-----------------------------|-------------------------|--|----------|-----------------|--------------|---------|----------|
| 401                         | 埋蔵文化財緊急調査事業（受託事業）       | 公園等からの発掘調査を受託し実施した。  | 教育委員会事務局 | 文化財保護課          | -            | -       | -        |
| 402                         | 埋蔵文化財緊急調査事業（府単独事業）      | 文化財保護法に基づき、届出が義務付けられている埋蔵文化財包藏地内での開発行為についての入力委託業務を行った。   | 教育委員会事務局 | 文化財保護課          | 5,332        | 7,274   | △ 1,942  |
| 403                         | 文化財観光・活用振興事業（府単独事業）     | 府の観光施策及び文化財保護の推進を図るため、痛みが激しく公開できない府内の国指定文化財の修復・整備、及び観光資源としての公開・活用に対する補助を行った。   | 教育委員会事務局 | 文化財保護課          | 10,882       | 16,973  | △ 6,091  |
| すべての主体が積極的に参加し行動する社会の実現（参加） |                         |  |          |                 |              |         |          |
| IV-1 パートナーシップによる環境保全活動の促進   |                         |  |          |                 |              |         |          |
| No.                         | 施策・事業名                  | 施策・事業の内容   | 部局名      | 担当室課名称          | 21年度決算額(見込み) | 20年度決算額 | 増減       |
| 404                         | 環境保全基金の運営               | 環境保全に関する知識の普及や、環境保全活動を推進するため、環境保全基金に寄附金を積み立て、その運営を行った。   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室地球環境課  | 2,441        | 13,284  | △ 10,843 |
| 405                         | みどりのボランティア養成事業（別掲）      | 施策分野Ⅲ－2 参照   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課 | (別掲)         |         |          |
| 406                         | 共生の森づくり活動支援事業（別掲）       | 施策分野Ⅲ－2 参照   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課 | (別掲)         |         |          |
| 407                         | 多奈川ビオトープエコアップ事業（別掲）     | 施策分野Ⅲ－1 参照   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課 | (別掲)         |         |          |
| 408                         | 自然公園管理事業（別掲）            | 施策分野Ⅲ－3 参照   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課 | (別掲)         |         |          |
| 409                         | 府民の森管理事業（別掲）            | 施策分野Ⅲ－3 参照   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課 | (別掲)         |         |          |
| 410                         | 環境・生態系保全活動支援調査・実証事業（別掲） | 施策分野Ⅲ－2 参照   | 環境農林水産部  | 水産課             | (別掲)         |         |          |
| 411                         | 魚庭（なにわ）の海づくり大会（別掲）      | 施策分野Ⅱ－4 参照   | 環境農林水産部  | 水産課             | (別掲)         |         |          |
| 412                         | エコアクション促進事業             | エコアクション（省エネなど地球にやさしい行動）に対する府民の理解を深め、その活動の拡大を図るために、府民・事業者・NPO等の参加による環境会計簿などを利用した実践型のCO2削減事業を実施した。   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室地球環境課  | -            | -       | -        |
| 413                         | 環境キャラクターを活用した環境教育学習事業   | 市町村や民間事業者が開催する各種イベントの場において、府の環境キャラクター（モツちゃん、キットちゃん）を活用し、子供から大人まで幅広く環境配慮行動の必要性を呼びかけた。また、府の取組みにイベント主催者やボランティアが参加することにより、環境教育リーダーとしての資質の向上を図った。 | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室地球環境課  | -            | -       | -        |
| 414                         | 環境情報プラザ管理運営事業（別掲）       | 施策分野Ⅳ－2 参照   | 環境農林水産部  | 環境農林水産総合研究所     | (別掲)         |         |          |
| 415                         | ボランティア支援事業              | 道路、河川、公園等公共空間でのボランティア活動を継続かつ活性化するため、これらの活動団体から要望の高い、花苗・苗木等の養成により、ボランティア団体の支援となるリーダー等の養成により、ボランティア団体の支援を行った。                                  | 都市整備部    | 事業監理室           | -            | -       | -        |
| 416                         | アドブト・リバー・プログラムの推進       | 府内管理河川の特定区間を、地域の団体や継続的な活動を実施するることで、人や自然にやさしい河川づくり、美化による地域環境の改善、不法投棄の防止等を目指した。  | 都市整備部    | 河川室河川環境課        | 1,186        | 935     | 251      |
| 417                         | 河川の清掃活動の支援              | 市町村、地元自治会、河川愛護団体等が実施する河川の清掃活動に対し、清掃用具の貸出しゃ職員の派遣等の支援を行った。   | 都市整備部    | 河川室河川環境課        | 3,903        | 3,826   | 77       |
| 418                         | 河川愛護月間啓発事業の推進           | 7月の月間中、河川愛護功績者への感謝状交付や河川見学会等を実施し、河川に対する府民の理解と関心を深めるとともに、河川愛護思想を広く府民に周知した。  | 都市整備部    | 河川室河川環境課        | 110          | 806     | △ 696    |
| 419                         | 水都大阪2009事業（別掲）          | 施策分野Ⅲ－5 参照   | 府民文化部    | 都市魅力創造局都市魅力課    | (別掲)         |         |          |

| No. | 施策・事業名                               | 施策・事業の内容  | 部局名      | 担当室課名称                  | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減      |
|-----|--------------------------------------|---|----------|-------------------------|------------------|-------------|---------|
| 420 | ローカルアジェンダ21推進事業                      | 大阪府環境基本条例による体制整備の一環として設置した、「豊かな環境づくり大阪府民会議」の運営など、大阪府域において議論を踏まえ、大阪府「実践活動」「行動の支援」と要請等に関する事業を実施。  | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室地球環境課          | 3,311            | 2,574       | 737     |
| No. | 施策・事業名                               | 施策・事業の内容  | 部局名      | 担当室課名称                  | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減      |
| 421 | 府立青少年海洋センターの管理運営                     | 施策分野Ⅲ－3参考   | 政策企画部    | 青少年・地域安全室青少年課<br>(別掲)   |                  |             |         |
| 422 | 府立総合青少年野外活動センターの管理運営(別掲)             | 施策分野Ⅲ－3参考   | 政策企画部    | 青少年・地域安全室青少年課<br>(別掲)   |                  |             |         |
| 423 | 総合的環境資源情報提供システム構築事業                  | 環境イベント情報、施設情報、環境教育プログラム教材情報、人材情報などの環境資源情報をデータベース化し、環境教育に取り組もうとする者が効率よく情報にアクセスできるようインターネット上にポータルサイトを構築し、府域の環境教育の取組みを支援。  | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室地球環境課          | 2,058            | －           | 2,058   |
| 424 | みどりのボランティア養成事業(別掲)                   | 施策分野Ⅲ－2参考   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課<br>(別掲) |                  |             |         |
| 425 | 共生の森づくり活動支援事業(別掲)                    | 施策分野Ⅲ－2参考   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課<br>(別掲) |                  |             |         |
| 426 | 多奈川ビオトープエコアップ事業(別掲)                  | 施策分野Ⅲ－1参考   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課<br>(別掲) |                  |             |         |
| 427 | 自然公園管理事業(別掲)                         | 施策分野Ⅲ－3参考   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課<br>(別掲) |                  |             |         |
| 428 | 府民の森管理事業(別掲)                         | 施策分野Ⅲ－3参考   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課<br>(別掲) |                  |             |         |
| 429 | 木になる夢銀行推進事業                          | 子どもたちが集めたドングリから苗を育て植樹等を行う仕組みづくりにより、自然とのふれあいを大切にしながら、自然環境学習やまちのみどりづくりなどの取組みを進めた。   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室みどり推進課         | 2,918            | 3,572       | △ 654   |
| 430 | 環境教育事業（こどもエコクラブ・サポートー等支援講習等）         | 子どももエコクラブの活性化を図るために、こども達の指導的役割を担うサポートー等を対象に、活動に関する知識や技能を一層向上させる講習会を開催した。  | 環境農林水産部  | 環境農林水産総合研究所             | 300              | 300         | 0       |
| 431 | 環境情報プラザ管理運営事業                        | 環境情報プラザにおいて環境関連図書・ビデオ・パネル・チラシ等の環境情報を提供するとともに、研修室・実験室等の施設を活動の場として提供し、府域における環境活動の拠点施設として管理運営した。さらに、webページ「かけはし」においてNPO、自治体、団体等による環境活動情報の交流を図るとともに、交流会やセミナー等を開催した。 | 環境農林水産部  | 環境農林水産総合研究所             | 1,935            | 4,826       | △ 2,891 |
| 432 | 夏休みこども体験教室                           | 環境農林水産総合研究所が有する4試験研究機関において、夏休みに小中学生を対象にそれぞの特色を活かした体験イベントを実施し環境学習を推進した。  | 環境農林水産部  | 環境農林水産総合研究所             | －                | －           | －       |
| 433 | 環境キャラクターを活用した環境教育学習事業(別掲)            | 施策分野Ⅳ－1参考   | 環境農林水産部  | みどり・都市環境室地球環境課<br>(別掲)  |                  |             |         |
| 434 | 府立高等学校における環境に関する総合学科や環境に関するコースの設置・運営 | 府立高等学校における環境に関する総合学科や環境に関するコースの設置・運営  | 教育委員会事務局 | 教育振興室高等学校課              | －                | －           | －       |
| 435 | 府立少年自然の家における自然体験事業                   | 体験型学習施設として、学校、家庭、職場からの自然体験を行った。   | 教育委員会事務局 | 市町村教育室地域教育振興課           | 74,309           | 77,084      | △ 2,775 |
| 436 | 教職員の研修(総合研修、課題別研修、教科等研修)             | 教職員の資質向上を図るため、教育センター等において研修を実施した。   | 教育委員会事務局 | 教育センター<br>教育振興室高等学校課    | 14,220           | 18,065      | △ 3,845 |
| 437 | 地域への愛着学習プラン                          | 小学生を中心とした府民に対する出前講座・体験学習・見学会・発表会を通じ、まちに対する愛着・愛情の醸成や生きる力の育成を目指した。  | 都市整備部    | 事業管理室                   | －                | －           | －       |
| 438 | 水と緑豊かな渓流砂防事業の推進                      | 水と緑豊かな渓流砂防事業の推進   | 都市整備部    | 河川室ダム砂防課<br>(別掲)        |                  |             |         |

| No. | 施策・事業名         | 施策・事業の内容   | 部局名   | 担当室課名称 | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減           |
|-----|----------------|------------|-------|--------|------------------|-------------|--------------|
| No. | 施策・事業名         | 施策・事業の内容   | 部局名   | 担当室課名称 | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減           |
| 439 | ボランティア支援事業(別掲) | 施策分野Ⅳ－1 参照 | 都市整備部 | 事業監理室  | 1,451            | 1,379       | △ 72<br>(別掲) |

IV-3 総合的な環境情報システムの整備・環境情報の提供 (単位：千円)

| No. | 施策・事業名   | 施策・事業の内容   | 部局名     | 担当室課名称      | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減           |
|-----|----------|--|---------|-------------|------------------|-------------|--------------|
| No. | 施策・事業名   | 施策・事業の内容   | 部局名     | 担当室課名称      | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減           |
| 440 | 環境白書等の作成 | 環境基本条例に基づき議会に対して報告した府域の環境の状況及び府の環境施策を取りまとめ、「おおさかの環境」を作成し、広く府民等へ周知した。 | 環境農林水産部 | 環境農林水産総合研究所 | 1,451            | 1,379       | △ 72<br>(別掲) |

IV-4 環境監視及び調査研究 (単位：千円)

| No. | 施策・事業名                      | 施策・事業の内容  | 部局名     | 担当室課名称        | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減        |
|-----|-----------------------------|---|---------|---------------|------------------|-------------|-----------|
| No. | 施策・事業名                      | 施策・事業の内容  | 部局名     | 担当室課名称        | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減        |
| 441 | 技と知の出会い創出支援事業               | 優れた技術を有する府内のものづくり中小企業（「技」の集団）の情報を、「全国の大企業の研究開発部門（「知」の集団）を中心にWEBサイトを通して発信すること」で、府内ものづくり企業の全国展開を支援する。また、府立試験研究機関が、府内ものづくり中小企業等が求める新技術を研究開発し、広く技術移転した。 | 商工労働部   | 商工振興室ものづくり支援課 | [13, 337]        | [14, 609]   | △ 1, 272  |
| 442 | 大阪湾における環境保全と水産業振興に関する調査研究   | 大阪湾の環境保全や水産業振興を図り、環境改善手法、資源管理、耕作漁業、モニタリング等による課題研究などを実施した。   | 環境農林水産部 | 環境農林水産総合研究所   | 6, 489           | 15, 072     | △ 8, 583  |
| 443 | 大気水質調査研究事業                  | 有事物質及び酸性雨調査等、地域及び地球レベルで問題となっている物質に関する調査を実施した。   | 環境農林水産部 | 環境農林水産総合研究所   | 5, 601           | 5, 899      | △ 298     |
| 444 | 農林・生物系技術試験研究の推進             | 特産農畜産物を中心として、安心・安全で豊かな食を提供するための技術開発を行うとともに、環境の保全・再生・創造を支える技術開発・試験研究や自然資源の多様な機能の発揮に向けた調査研究を実施した。   | 環境農林水産部 | 環境農林水産総合研究所   | 173, 160         | 136, 989    | 36, 171   |
| 445 | 有機フッ素化合物の発生源、汚染実態解明、処理技術の開発 | 環境省から受けた委託で、国や近隣府県等と連携して、河川や大気環境等における汚染の実態調査及び事業所が取り組む有機フッ素化合物の削減対策の効果の確認等を行った。   | 環境農林水産部 | 環境農林水産総合研究所   | [1, 437]         | [865]       | △ 572     |
| 446 | 水辺環境と水生生物の保全・再生に関する調査研究     | 水都大阪の豊かな水辺の自然環境を守り残していくため、河川・池沼・水路など水辺環境の実態と問題点を把握するとともに、絶滅の恐れのある希少種の保護や在来生態系に影響を与える外来種・魚病等についての調査研究を実施した。  | 環境農林水産部 | 環境農林水産総合研究所   | 5, 913           | 16, 172     | △ 10, 259 |

IV-5 事業活動における環境への配慮 (単位：千円)

| No. | 施策・事業名  | 施策・事業の内容   | 部局名     | 担当室課名称         | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減            |
|-----|---|--|---------|----------------|------------------|-------------|---------------|
| No. | 施策・事業名  | 施策・事業の内容   | 部局名     | 担当室課名称         | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減            |
| 447 | 産業デザインセンター運営費(別掲)                                 | 施策分野Ⅰ－4 参照   | 商工労働部   | 商工振興室ものづくり支援課  | [191, 317]       | 223, 787    | 32, 470       |
| 448 | 行政文書管理システムの運用                                     | 事務の効率化・迅速化、情報共有化、ペーパレス化を目的として、行政文書のライフサイクル（取得・作成・流通・保管・廃棄）全般を管理するシステムを運用。  | 府民文化部   | 府政情報室          | 223, 787         | 191, 317    | -             |
| 449 | 環境への配慮も評価対象とする総合評価システムのための建設工事等の設置運営（建設工事）        | 価格及び技術力等を総合的に評価して、最も優れた案を提示した者を落札者とする総合評価方式による一般競争入札を実施するための、建設工事等の設置運営。一部の大型建設工事等においては、騒音や振動、粉塵対策等、建設工事期間中の「周辺環境への配慮」も評価項目として、良好な環境を維持。 | 総務部     | 契約局建設工事契約課     | 426              | 640         | △ 214         |
| 450 | 環境への配慮も評価対象とする総合評価委員会による総合評価方式による総合評価委員会の設置運営（委託） | 総合建設工事等の評価項目として、「公共性評価」として「環境への配慮」も評価項目とする総合評価方式による総合評価委員会の設置運営。   | 総務部     | 契約局委託物品契約課     | 71               | 286         | △ 215         |
| 451 | 市町村施設整備資金貸付                                       | 市町村の公害防止等の取組に対する財政支援。  | 総務部     | 市町村課           | [2, 000, 000]    | -           | [2, 000, 000] |
| 452 | 環境配慮の率先行動の推進                                      | あらゆる事務事業に環境への配慮を徹底することをめざして、平成17年9月に策定した「大阪府環境エコアクションプラン」に基づき、これまでの取組みの異なる拡大を図った。  | 環境農林水産部 | みどり・都市環境室地球環境課 | -                | -           | -             |
| 453 | 環境マネジメントシステム（EMMS）普及・啓発事業                         | 環境マネジメントシステム（EMMS）に関する基礎的情報、導入手法、関係法令、関係機関等を取りまとめたポータルサイトを運用するとともに、関係団体と連携して中小企業向のEMMS普及セミナーを実施した。                                       | 環境農林水産部 | みどり・都市環境室地球環境課 | -                | 156         | △ 156         |
| 454 | 環境影響評価制度運営事業                                      | 「環境影響評価法」及び「大阪府環境影響評価条例」に基づき環境アセスメント事業を行った。  | 環境農林水産部 | 環境管理室環境保全課     | 978              | 1, 325      | △ 347         |

| No.                        | 施策・事業名  | 施策・事業の内容                       | 部局名            | 担当室課名称         | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減  |
|----------------------------|---|--------------------------------|----------------|----------------|------------------|-------------|-----|
| 455 大阪湾圏域広域処理環境保全推進事業      | 地域住民の生活環境の保全を図るため、府、大阪市、堺市、東大阪市で設立した「大阪府環境環境保全協議会」により大阪湾圏域広域処理環境整備事業（フェニックス事業）に対して、環境農林水産部 環境管理室環境保全課 |                                |                |                | 120              | 122         | △ 2 |
| 456 公害防止組織の整備              | 特定工場内において、事業者自身が公害防止を目的とする人の組織を設置するなど、公害の発生を未然に防ぐための自主的な取り組みを要請。                                      | 環境農林水産部 環境管理室事業所指導課            |                |                | -                | -           | -   |
| 457 戰略的環境アセスメント検討事業        | 事業に先立つ計画や施策の策定段階における環境配慮を促進するため、戦略的環境アセスメントの制度化等に向けて、斤内關係課で構成する検討会において調査及び検討を行った。<br>【H20終了】          | 環境農林水産部 環境管理室環境保全課             |                |                | -                | -           | -   |
| 458 りんくうタウン整備事業            | 関西国際空港の対岸部において埋立を行い、空港機能の支援・補完と大阪湾及び地域の環境改善。地域の振興を図った。  | 住宅まちづくり部 タウン推進室誘致分譲課、整備課       | [1, 562, 974]  | [2, 867, 259]  | [△1, 304, 285]   |             |     |
| 459 水道事業と工業用水道事業の環境会計の公表   | 水道事業と工業用水道事業の環境会計の公表による効果を、その活動により得られた効果を、貿易単位や物量単位で定量的に把握・分析し、パンフレットやインターネットを活用して、広く府民に公表する。         | 水道部 経営企画課                      |                |                | -                | -           | -   |
| 460 情報処理基盤の整備              | 情報通信ネットワークの整備・充実、情報処理システムの効率化を図った。  | 警察本部 総務部情報管理課                  | [184, 259]     | [221, 719]     | [△37, 460]       |             |     |
| 461 府営住宅の建設                | 狭小で老朽化が著しく最低居住水準未満世帯の多い住宅及び耐震性の低いラーメン構造の住宅に耐震改修工事を実施し、これにより、良質・多様な耐震住宅の建設を進めるとともに、防災性の高い良好な居住環境を整備。   | 住宅まちづくり部 住宅経営室住宅整備課            | [21, 102, 656] | [19, 501, 730] | [1, 600, 926]    |             |     |
| 462 民活による府営住宅の建替え          | 府営住宅ストックの円滑な更新のため、府営住宅の建替え及び建替えによる活用用地の生み出しとその活用について事業コンペ等により民間事業者が提案・事業化を実施。                         | 住宅まちづくり部 住宅経営室施設保全課            | [9, 959, 735]  | [6, 469, 877]  | [3, 489, 858]    |             |     |
| 463 府営住宅の維持修繕              | 府営住宅の良好な環境の維持・保全のために一般修繕及び計画修繕等を実施。   | 住宅まちづくり部 住宅経営室住宅整備課            | [14, 333, 420] | [12, 465, 847] | [1, 927, 573]    |             |     |
| 464 環境マネジメントシステムの推進        | 環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証を返上し、これまで蓄積したノウハウを活かし、独自のシステムに移行した。                                       | 環境農林水産部 みどり・都市環境室地球環境課         | -              | -              | -                | -           | -   |
| 465 ストップ地球温暖化エコ・リレーの実施(別掲) | 施策分野Ⅰ－4参照   | 環境農林水産部 みどり・都市環境室地球環境課<br>(別掲) |                |                |                  |             |     |

(単位 : 千円)

| No.                      | 施策・事業名  | 施策・事業の内容           | 部局名 | 担当室課名称 | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額   | 増減             |
|--------------------------|---|--------------------|-----|--------|------------------|---------------|----------------|
| 466 低公害車等普及促進の優遇税制(別掲)   | 施策分野Ⅱ－1参照   | 総務部 税務室徵税対策課       |     |        | (別掲)             |               |                |
| 467 技と知の出会い創出支援事業(別掲)    | 施策分野IV－4参照  |                    |     |        | (別掲)             |               |                |
| 468 制度融資（中小企業チャレンジ型融資資金） | 中小企業者が経営革新や新たな事業にチャレンジするために必要な資金を供給した。（公社、環境対策、緩和対策、融資原資のための設備資金やISO取得費用なども対象）    | 商工労働部 金融支援課        |     |        | (別掲)             |               |                |
| 469 中小企業事業資金融資資金貸付金      | 府内中小企業者に対する事業資金を府が金融機関に融資原資の一部を貰い受け、金融機関の実質利回りを確保することにより、低利の融資制度を実施した。<br>【H20終了】 | 商工労働部 金融支援課        |     |        | [3, 036, 000]    | [4, 878, 000] | [△1, 842, 000] |
| 470 ふるさと雇用再生・緊急雇用創出基金事業  | 《ふるさと雇用再生基金事業》待及び市町村が、地域の実情や創意工夫に基づき、地域内の求職者等を雇い入れる事業を実施して、雇用機会を創出した。<br>【H21新規】  | 商工労働部 就用推進室労政課     |     |        | [5, 684, 463]    | -             | [5, 684, 463]  |
| 471 中小企業公害防止資金特別融資促進事業   | 府内中小企業者による公害防止対策を支援するため、過年度に融資制度を利用したものに對し、利子補給等を実施した。                            | 環境農林水産部 環境管理室環境保全課 |     |        | 12, 654          | 44, 220       | △ 31, 566      |
| 472 環境金融の取組みの推進          | 環境配慮型金融商品ホームページで紹介する。また金融機関との意見交換の場を設けるなど環境配慮をかけていく。                              | 環境農林水産部 環境農林水産総務課  |     |        | -                | -             | -              |

| No. | 施策・事業名        | 施策・事業の内容  |
|-----|---------------|---|
| 473 | 環境技術コーディネート事業 | 大阪が抱える環境課題の克服に役立つ技術をを中心に、府の関係機関等と連携して、環境関連産業・普及に対する研究開発の普及、技術情報の普及、環境技術の評価面・普及を行った。 |

#### IV-7 國際協力の推進

| No. | 施策・事業名           | 施策・事業の内容  |
|-----|------------------|---|
| 474 | アジア主要都市間ネットワーク事業 | 「アジア主要都市間ネットワーク」参加都市との間で環境・防災スタディエクスチエンジ」を実施するなど、ネットワーク強化に努め、大阪の成長につながる自治体交流を推進。              |
| 475 | 2010年上海万博出展準備    | 2010年に開催される上海万博の「ベストシティ実践区」に大阪として出展し、大阪と中国の友好関係を一層強化するとともに、大阪の都市魅力や環境先進技術を中国をはじめ世界にアピール。      |
| 476 | アジア地域トップロモーション事業 | 大阪との関係強化が期待されるアジアの主要都市への知事のトッププロモーションをきっかけにして、経済・観光・環境等のテーマを定めた相互協力の協定等を締結し、大阪企業との交流の拡大をめざした。 |
| 477 | 国際機関等への支援        | 地球環境問題の解決を図るため、開発途上国に対する技術移転や環境に関する調査研究等を行う（財）地球環境センター（REC）に対し、補助を行った。                        |
| 478 | JICAとの連携         | 独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、開発途上国から研修員を受け入れ、法令等の講義、分析実習等の研修を実施した。                                  |

#### IV-8 計画的な環境施策の推進

| No. | 施策・事業名               | 施策・事業の内容   |
|-----|----------------------|--|
| 479 | 環境総合計画の推進            | 平成14年3月に策定した「大阪21世紀の環境総合計画」に基づき、豊かな環境の保全及び創生に寄与する施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、毎年度、計画に掲げられていくなど、講じようとする施策及び講じようとする施策について取りまとめ府議会に報告するなど、適切な運営管理を行う。 |
| 480 | 府の機関相互の連携による施策の推進    | 府の環境に関する重要な方針決定や意見交換等を行う場として設定した「大阪府環境行政推進会議」の円滑な運営により、府内関係機関相互の緊密な連携及び施策の調整を行った。  |
| 481 | 公害防止計画に基づく各種事業の円滑な推進 | 環境基本法に基づき策定した大阪地域公害防止計画の推進及び進行管理を行った。  |

(単位：千円)

| No. | 部局名     | 担当室課名称      | 21年度決算額<br>(見込み) | 20年度<br>決算額 | 増減    |
|-----|---------|-------------|------------------|-------------|-------|
|     | 環境農林水産部 | 環境農林水産総合研究所 | 4,288            | 2,085       | 2,203 |

- 注)
- 1つの事業で複数の施策分野に効果が期待できる事業については、主な施策分野以外は事業名に（別掲）と記し、決算額の欄も（別掲）としている。
  - 複数の事業をまとめて予算措置している場合は、主たる事業に合計の決算額を示し、それ以外の事業の決算額の欄には〔 〕を付して示している。
  - 「豊かな環境の保全」と創造」以外の施策分野が期待でき、環境に係る決算額のみを分離できない場合は、当該決算額の欄に〔 〕を付して示している。
  4. 決算額の欄の斜線は終了した施策事業。

## 2 環境保全目標

環境保全目標は、府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いています。

なお、専門家による検討結果など新たな知見が得られたときは、それを踏まえ、環境保全目標について必要な改訂を行います。

### 1 大気汚染

| 項目         | 目標値   | 対象地域   |
|------------|---|--|
| 二酸化窒素      | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること   | 府内全域<br>ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない |
| 光化学オキシダント  | 1時間値が0.06ppm以下であること、また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること |  |
| 浮遊粒子状物質    | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること          |  |
| 二酸化硫黄      | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること   |  |
| 一酸化炭素      | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること                                     |  |
| ベンゼン       | 1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること  |  |
| トリクロロエチレン  | 1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること  |  |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること  |  |
| ジクロロメタン    | 1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること   |  |
| 微小粒子状物質    | 1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること                  |  |
| ダイオキシン類    | 1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること  | 府内全域   |
| 悪臭         | 大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度  |  |

- (注) 1 二酸化窒素、微小粒子状物質（1日平均値に係る目標値）に係る評価は、年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（1日平均値の年間98%値）で評価を行う。
- 2 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素に係る評価は以下の方法による。
- ・短期的評価は、連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。
  - ・長期的評価は、年間における1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価を行う。  
ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱はしない。

## 2 水質汚濁

### ① 健康項目（河川、海域、湖沼等）

| 項目               | 目標値           | 対象水域                       |
|------------------|---------------|----------------------------|
| カドミウム            | 0.01 mg/L以下   | 全<br>公<br>共<br>用<br>水<br>域 |
| 全シアン             | 検出されないこと      |                            |
| 鉛                | 0.01 mg/L以下   |                            |
| 六価クロム            | 0.05 mg/L以下   |                            |
| 砒素               | 0.01 mg/L以下   |                            |
| 総水銀              | 0.0005 mg/L以下 |                            |
| アルキル水銀           | 検出されないこと      |                            |
| P C B            | 検出されないこと      |                            |
| ジクロロメタン          | 0.02 mg/L以下   |                            |
| 四塩化炭素            | 0.002 mg/L以下  |                            |
| 1, 2-ジクロロエタン     | 0.004 mg/L以下  |                            |
| 1, 1-ジクロロエチレン    | 0.1 mg/L以下    |                            |
| シスー1, 2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L以下   |                            |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1 mg/L以下      |                            |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L以下  |                            |
| トリクロロエチレン        | 0.03 mg/L以下   |                            |
| テトラクロロエチレン       | 0.01 mg/L以下   |                            |
| 1, 3-ジクロロプロペン    | 0.002 mg/L以下  |                            |
| チウラム             | 0.006 mg/L以下  |                            |
| シマジン             | 0.003 mg/L以下  |                            |
| チオベンカルブ          | 0.02 mg/L以下   |                            |
| ベンゼン             | 0.01 mg/L以下   |                            |
| セレン              | 0.01 mg/L以下   |                            |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素    | 10 mg/L以下     |                            |
| ふつ素              | 0.8 mg/L以下    |                            |
| ほう素              | 1 mg/L以下      |                            |
| 1, 4-ジオキサン       | 0.05 mg/L以下   |                            |
| ダイオキシン類          | 1pg-TEQ/L以下   |                            |

- (注) 1 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びP C Bについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって目標達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は(注) 4のとおり。
- 2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値が0.0005 mg/Lを超える検体数が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする(昭和49年12月23日付け環水管第182号)。

②生活環境項目

ア 河 川

| 類型<br>利用目的<br>の適応性<br>項 目 | AA  | A   | B   | C   | D   | E                                      |
|---------------------------|---|---|---|---|---|--|
| 目標<br>値                   | 水道 1 級<br>自然環境保全<br>及び A 以下の<br>欄に掲げるも<br>の | 水道 2 級<br>水産 1 級<br>水浴及び B 以<br>下の欄に掲げ<br>るもの | 水道 3 級<br>水産 2 級<br>及び C 以下<br>の欄に掲げる<br>もの | 水産 3 級<br>工業用水 1 級<br>及び D 以下<br>の欄に掲げる<br>もの | 工業用水 2 級<br>農業用水<br>及び E の欄に<br>掲げるも<br>の | 工業用水 3 級<br>環 境 保 全                    |
|                           | 水素イオン濃度<br>(pH)                             | 6.5 以上<br>8.5 以下                              | 6.5 以上<br>8.5 以下                            | 6.5 以上<br>8.5 以下                              | 6.0 以上<br>8.5 以下                          | 6.0 以上<br>8.5 以下                       |
|                           | 生物化学的酸素<br>要求量 (BOD)                        | 1 mg/L 以下                                     | 2 mg/L 以下                                   | 3 mg/L 以下                                     | 5 mg/L 以下                                 | 8 mg/L 以下                              |
|                           | 浮遊物質量<br>(SS)                               | 25 mg/L 以下                                    | 25 mg/L 以下                                  | 25 mg/L 以下                                    | 50 mg/L 以下                                | 100 mg/L 以下<br>ごみ等の浮遊<br>が認められな<br>いこと |
|                           | 溶存酸素量<br>(DO)                               | 7.5 mg/L 以上                                   | 7.5 mg/L 以上                                 | 5 mg/L 以上                                     | 5 mg/L 以上                                 | 2 mg/L 以上                              |
| 大腸菌群数                     |   | 50 MPN<br>/100mL 以下                           | 1,000 MPN<br>/100mL 以下                      | 5,000 MPN<br>/100mL 以下                        | —   | —                                      |
| 対象水域等                     |   | 対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする                 |   |   |   |  |

- (注) 1 目標値は、日間平均値とする。  
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。  
 3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 4 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
     水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
     水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 5 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
     水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
     水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 6 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
     工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
     工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの  
 7 環境保全：府民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

| 項目<br>類型 | 水生生物の生息状況の適応性   | 目 標 値        | 対象水域等   |
|----------|---|--------------|---|
|          |   | 全 亜 鉛        |   |
| 生物 A     | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                            | 0.03 mg/L 以下 |   |
| 生物特A     | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域        | 0.03 mg/L 以下 |   |
| 生物 B     | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                               | 0.03 mg/L 以下 |   |
| 生物特B     | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03 mg/L 以下 | 対象水域及びそ<br>の水域が該当す<br>る水域類型は別<br>表のとおりとす<br>る |

(注) 目標値は、年間平均値とする。

## イ 海 域

| 類型<br>利用目的<br>の適応性<br>項目 | A<br>水産1級<br>水浴<br>自然環境保全<br>及びB以下の欄に掲げるもの | B<br>水産2級<br>工業用水<br>及びCの欄に掲げるもの | C<br>環境保全      |                |
|--------------------------|--|----------------------------------|----------------|----------------|
| 目標値                      | 水素イオン濃度<br>(pH)                            | 7.8以上<br>8.3以下                   | 7.8以上<br>8.3以下 | 7.0以上<br>8.3以下 |
|                          | 化学的酸素要求量<br>(COD)                          | 2 mg/L以下                         | 3 mg/L以下       | 8 mg/L以下       |
|                          | 溶存酸素量<br>(DO)                              | 7.5 mg/L以上                       | 5 mg/L以上       | 2 mg/L以上       |
|                          | 大腸菌群数                                      | 1,000 MPN/100mL以下                | —              | —              |
|                          | ノルマルヘキサン<br>抽出物質(油分等)                      | 検出されないこと                         | 検出されないこと       | —              |
| 対象水域等                    |  | 対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする    |                |                |

- (注) 1 目標値は、日間平均値とする。  
 2 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100 mL 以下とする。  
 3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 4 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 5 環境保全：府民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

| 項目<br>類型<br>△ | 利用目的の適応性                                   | 目 標 値      |             | 対象水域等 |
|---------------|--|------------|-------------|-------|
|               |  | 全窒素        | 全りん         |       |
| I             | 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの<br>(水産2種及び3種を除く)      | 0.2 mg/L以下 | 0.02 mg/L以下 |       |
| II            | 水産1種<br>水浴及びIII以下の欄に掲げるもの<br>(水産2種及び3種を除く) | 0.3 mg/L以下 | 0.03 mg/L以下 |       |
| III           | 水産2種及びIVの欄に掲げるもの<br>(水産3種を除く)              | 0.6 mg/L以下 | 0.05 mg/L以下 |       |
| IV            | 水産3種、工業用水、生物生息環境保全                         | 1 mg/L以下   | 0.09 mg/L以下 |       |

- (注) 1 目標値は、年間平均値とする。  
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 3 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 4 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

| 項目<br>類型<br>△ | 水生生物の生息状況の適応性                                     | 目 標 値        |  | 対象水域等                          |
|---------------|---|--------------|--|--------------------------------|
|               |   | 全亜鉛          |  |                                |
| 生物A           | 水生生物の生息する水域                                       | 0.02 mg/L 以下 |  | 対象水域及びその水域が該当する水域類型はまだ指定されていない |
| 生物特A          | 生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）<br>又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.01 mg/L 以下 |  |                                |

- (注) 目標値は、年間平均値とする。

(別表) 対象水域及びその水域が該当する水域類型

○河川

| 区分     | 河川名      | 範囲               | 該当類型 |        |
|--------|----------|------------------|------|--------|
|        |          |                  | BOD等 | 水生生物保全 |
| 淀川水域   | 淀川下流(1)  | (京都府界から長柄堰まで)    | B    | 生物B    |
|        | 淀川下流(2)  | (長柄堰より下流)        | C    | 生物B    |
|        | 船橋川      | (全域)             | B    | 生物B    |
|        | 穂谷川      | (全域)             | B    | 生物B    |
|        | 檜尾川      | (全域)             | B    | 生物B    |
|        | 天野川      | (奈良県界より下流)       | B    | 生物B    |
|        | 芥川(1)    | (京都府界から塚脇橋まで)    | A    | 生物A    |
|        | 芥川(2)    | (塚脇橋より下流)        | A    | 生物B    |
|        | 水無瀬川     | (全域)             | A    | 生物A    |
| 神崎川水域  | 神崎川      | (安威川、猪名川を除く神崎川)  | B    | 生物B    |
|        | 安威川上流    | (茨木市取水口より上流)     | A    | 生物A    |
|        | 安威川下流(1) | (茨木市取水口から戸伏まで)   | A    | 生物B    |
|        | 安威川下流(2) | (戸伏から大正川合流点まで)   | A    | 生物B    |
|        | 安威川下流(3) | (大正川合流点より下流)     | B    | 生物B    |
|        | 佐保川及び茨木川 | (全域)             | A    | 生物B    |
|        | 大正川      | (全域)             | A    | 生物B    |
|        | 勝尾寺川     | (全域)             | A    | 生物B    |
|        | 猪名川上流    | (箕面川合流点より上流)     | A    | 生物B    |
|        | 猪名川下流(2) | (藻川分岐点から藻川合流点まで) | D    | 生物B    |
|        | 箕面川(1)   | (箕面川取水口より上流)     | A    | 生物A    |
|        | 箕面川(2)   | (箕面川取水口から兵庫県界まで) | A    | 生物B    |
|        | 余野川      | (全域)             | A    | 生物A    |
| 寝屋川水域  | 千里川      | (全域)             | A    | 生物B    |
|        | 田尻川      | (兵庫県界より上流)       | A    | 生物A    |
|        | 一庫・大路次川  | (京都府界から兵庫県界まで)   | A    | 生物A    |
|        | 山辺川      | (全域)             | A    | 生物A    |
|        | 寝屋川(1)   | (住道大橋より上流)       | C    | 生物B    |
|        | 寝屋川(2)   | (住道大橋より下流)       | D    | —      |
|        | 恩智川      | (全域)             | D    | —      |
| 大阪市内河川 | 古川       | (全域)             | D    | —      |
|        | 第二寝屋川    | (全域)             | D    | —      |
|        | 平野川分水路   | (全域)             | D    | —      |
|        | 平野川      | (全域)             | D    | —      |
|        | 大川       | (大川全域及び城北川全域)    | B    | 生物B    |
|        | 堂島川      | (全域)             | B    | 生物B    |
|        | 土佐堀川     | (全域)             | C    | 生物B    |
|        | 道頓堀川     | (全域)             | B    | 生物B    |
|        | 正蓮寺川     | (全域)             | B    | 生物B    |
|        | 六軒家川     | (全域)             | B    | 生物B    |

| 区分    | 河川名    | 範囲                | 該当類型 |        |
|-------|--------|-------------------|------|--------|
|       |        |                   | BOD等 | 水生生物保全 |
| 大和川水域 | 石川     | (全域)              | B    | 生物B    |
|       | 千早川    | (全域)              | A    | 生物B    |
|       | 天見川    | (全域)              | B    | 生物B    |
|       | 石見川    | (全域)              | A    | 生物A    |
|       | 飛鳥川    | (全域)              | C    | 生物B    |
|       | 梅川     | (全域)              | A    | 生物B    |
|       | 佐備川    | (全域)              | C    | 生物B    |
|       | 大和川中流  | (桜井市初瀬取入口から浅香山まで) | C    | 生物B    |
|       | 大和川下流  | (浅香山より下流)         | D    | 生物B    |
| 泉州諸河川 | 東除川    | (全域)              | C    | 生物B    |
|       | 西除川(1) | (狭山池流出端より上流)      | B    | 生物B    |
|       | 西除川(2) | (狭山池流出端より下流)      | D    | —      |
|       | 石津川    | (全域)              | D    | —      |
|       | 和田川    | (全域)              | C    | 生物B    |
|       | 大津川上流  | (泉大津市高津取水口より上流)   | B    | 生物B    |
|       | 大津川下流  | (泉大津市高津取水口より下流)   | D    | —      |
|       | 牛滝川    | (全域)              | B    | 生物B    |
|       | 松尾川    | (全域)              | B    | 生物B    |
|       | 横尾川    | (全域)              | B    | 生物B    |
| 河内諸河川 | 父鬼川    | (全域)              | A    | 生物B    |
|       | 春木川    | (全域)              | D    | —      |
|       | 津田川    | (全域)              | E    | —      |
|       | 近木川上流  | (柵谷川合流点より上流)      | B    | 生物B    |
|       | 近木川下流  | (柵谷川合流点より下流)      | D    | —      |
|       | 見出川    | (全域)              | E    | —      |
|       | 佐野川    | (全域)              | E    | —      |
|       | 樫井川上流  | (兎田橋より上流)         | B    | 生物B    |
|       | 樫井川下流  | (兎田橋より下流)         | E    | —      |
|       | 男里川    | (全域)              | A    | 生物B    |

(注) 「—」は類型指定がされていないことを表す

平成21年11月30日改定

(別表つづき)

○海 域

・ COD

| 水域類型指定 |      |
|--------|------|
| 水 域    | 該当類型 |
| 大阪湾(1) | C    |
| 大阪湾(2) | B    |
| 大阪湾(3) | A    |
| 大阪湾(4) | A    |
| 大阪湾(5) | A    |
| 尾崎港    | C    |
| 淡輪港    | C    |
| 深日港    | C    |

・全窒素、全りん

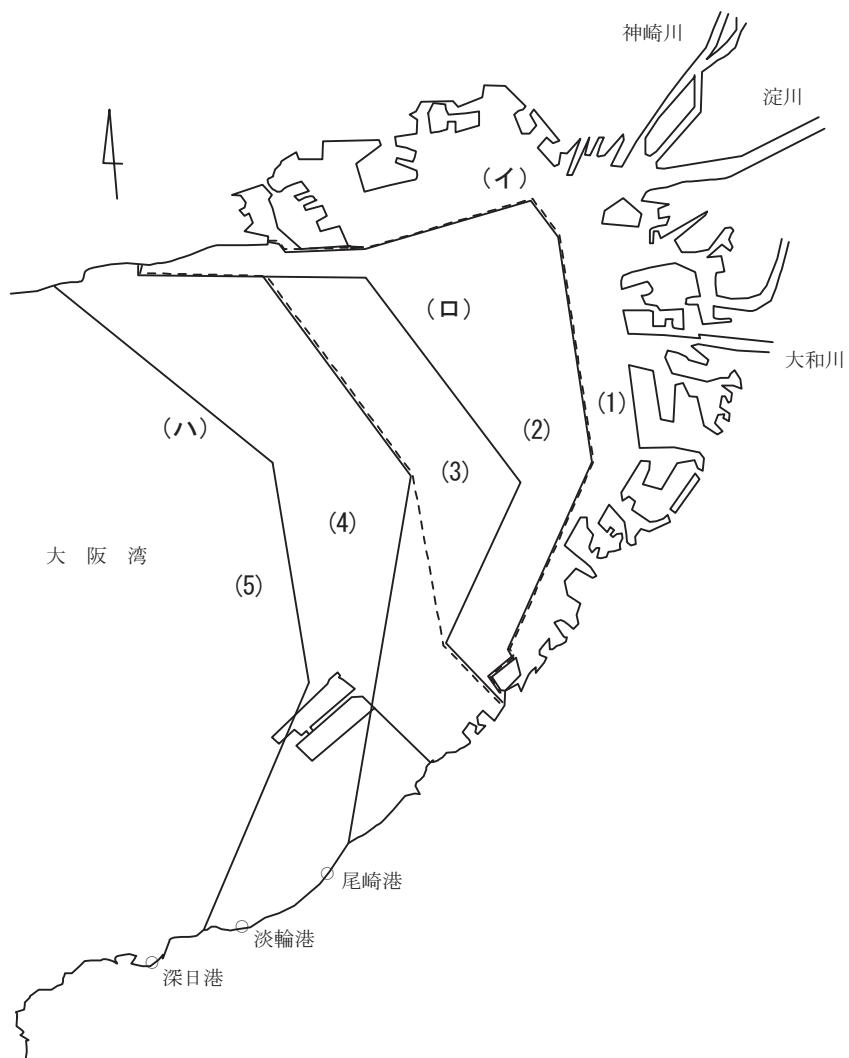
| 水域類型指定 |      |
|--------|------|
| 水 域    | 該当類型 |
| 大阪湾(イ) | IV   |
| 大阪湾(ロ) | III  |
| 大阪湾(ハ) | II   |

・全亜鉛

類型指定は行われていません。

(注) 尾崎港、淡輪港及び深日港の区域は、  
いずれも防波堤の先端を結ぶ線で囲  
まれた海域をいう。

大阪湾水域類型



(注) ----- は全窒素、全磷に係る水質環境基準の水域を表す。

③ 特殊項目

ア 河 川

| 対象水域<br>項 目   | 上水道水源水域      | その他の水域<br>(水域類型C以上の河川) |
|---------------|--------------|------------------------|
| フ ェ ノ 一 ル 類   | 0.005 mg/L以下 | 0.01 mg/L以下            |
| 銅             | 0.05〃        | 0.05〃                  |
| 溶 解 性 鉄       | 0.3〃         | 1.0〃                   |
| 溶 解 性 マ ン ガ ン | 0.05〃        | 1.0〃                   |
| 全 ク ロ ム       | 0.05〃        | 1.0〃                   |
| アンモニア性窒素      | 0.1〃         | 1.0〃                   |
| 陰イオン界面活性剤     | 0.5〃         | 0.5〃                   |
| ノルマルヘキサン抽出物質  | 0.01〃        | 0.01〃                  |

イ 海 域

| 対象水域<br>項 目 | 大 阪 湾<br>(3) (4) (5) | 大 阪 湾 (2)   | 大 阪 湾 (1)<br>尾崎港、淡輪港、深日港 |
|-------------|----------------------|-------------|--------------------------|
| フ ェ ノ 一 ル 類 | 0.01 mg/L以下          | 0.01 mg/L以下 | 0.01 mg/L以下              |
| 銅           | 0.02〃                | 0.02〃       | 0.02〃                    |
| 亜 鉛         | 0.1〃                 | 0.1〃        | 0.1〃                     |
| 鉄           | 0.1〃                 | 0.2〃        | 0.5〃                     |
| 全 ク ロ ム     | 1.0〃                 | 1.0〃        | 1.0〃                     |
| 陰イオン界面活性剤   | 0.1〃                 | 0.1〃        | 0.1〃                     |

④ 底 質

ア 河 川

| 項 目     | 環境保全目標       | 対象水 域  |
|---------|--------------|--------|
| P C B   | 10 mg/kg     | 全公共用水域 |
| 水 銀     | 25 mg/kg     | 〃      |
| ダイオキシン類 | 150 pg-TEQ/g | 〃      |

イ 海 域

| 項 目     | 環 境 保 全 目 標  | 対象水 域  |
|---------|--|--------|
| P C B   | 10 mg/kg   | 全公共用水域 |
| 水 銀     | 「底質の暫定除去基準について」(昭和50年10月28日環水管第119号<br>水質保全局長通知)に定める基準に該当しないこと | 〃      |
| ダイオキシン類 | 150pg-TEQ/g  | 〃      |

3 地盤環境

① 地盤沈下

| 項 目   | 環 境 保 全 目 標 | 対象地 域   |
|-------|-------------|---------|
| 地 盤 高 | 地盤沈下を進行させない | 府 内 全 域 |

② 地下水質

水質汚濁に係る環境保全目標・健康項目に塩化ビニルモノマー(0.002mg/L以下)を追加。  
シスー1, 2-ジクロロエチレンは1, 2-ジクロロエチレンに読み替える。

### ③ 土壌汚染

| 項目              | 目標値  | 対象地域 |
|-----------------|--|------|
| カドミウム           | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地において米1kgにつき1mg未満であること           |      |
| 全シリコン           | 検液中に検出されないこと   |      |
| 有機りん            | 検液中に検出されないこと   |      |
| 鉛               | 検液1Lにつき0.01mg以下であること                                     |      |
| 六価クロム           | 検液1Lにつき0.05mg以下であること                                     |      |
| 砒素              | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壤1kgにつき15mg未満であること |      |
| 総水銀             | 検液1Lにつき0.0005mg以下であること                                   |      |
| アルキル水銀          | 検液中に検出されないこと   |      |
| PVC             | 検液中に検出されないこと   |      |
| 銅               | 農用地（田に限る）において、土壤1kgにつき125mg未満であること                       |      |
| ジクロロメタン         | 検液1Lにつき0.02mg以下であること                                     |      |
| 四塩化炭素           | 検液1Lにつき0.002mg以下であること                                    |      |
| 1,2-ジクロロエタン     | 検液1Lにつき0.004mg以下であること                                    |      |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 検液1Lにつき0.02mg以下であること                                     |      |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.04mg以下であること                                     |      |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 検液1Lにつき1mg以下であること  |      |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 検液1Lにつき0.006mg以下であること                                    |      |
| トリクロロエチレン       | 検液1Lにつき0.03mg以下であること                                     |      |
| テトラクロロエチレン      | 検液1Lにつき0.01mg以下であること                                     |      |
| 1,3-ジクロロプロパン    | 検液1Lにつき0.002mg以下であること                                    |      |
| チウラム            | 検液1Lにつき0.006mg以下であること                                    |      |
| シマジン            | 検液1Lにつき0.003mg以下であること                                    |      |
| チオベニカルブ         | 検液1Lにつき0.02mg以下であること                                     |      |
| ベンゼン            | 検液1Lにつき0.01mg以下であること                                     |      |
| セレン             | 検液1Lにつき0.01mg以下であること                                     |      |
| ふつ素             | 検液1Lにつき0.8mg以下であること                                      |      |
| ほう素             | 検液1Lにつき1mg以下であること  |      |
| ダイオキシン類         | 土壤1gにつき1,000pg-TEQ以下であること                                |      |

府内全域

(注) 1 検液とは土壤（重量）の10倍の水（容量）で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。

2 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び廃棄物の埋立地その他の場所であって外部から適切に区分されている施設に係る土壤については適用しない。

## 4 騒音・振動

### ① 環境騒音

#### ア 一般地域

| 地域の類型 | 目標値                 |                        | 対象地域  |
|-------|---------------------|------------------------|---|
|       | 昼間<br>午前6時から午後10時まで | 夜間<br>午後10時から翌日の午前6時まで |   |
| AA    | 50 デシベル以下           | 40 デシベル以下              | 富田林市大字甘南備<br>大阪府立金剛コロニーの敷地  |
| A     | 55 デシベル以下           | 45 デシベル以下              | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域                               |
| B     | 55 デシベル以下           | 45 デシベル以下              | 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。） |
| C     | 60 デシベル以下           | 50 デシベル以下              | 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）                                  |

#### イ 道路に面する地域

| 地域の区分  | 目標値                 |                        |
|--|---------------------|------------------------|
|  | 昼間<br>午前6時から午後10時まで | 夜間<br>午後10時から翌日の午前6時まで |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域                           | 60 デシベル以下           | 55 デシベル以下              |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域<br>及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下           | 60 デシベル以下              |

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の目標値の欄に掲げるとおりとする。

| 目標値                 |                        |
|---------------------|------------------------|
| 昼間<br>午前6時から午後10時まで | 夜間<br>午後10時から翌日の午前6時まで |
| 70 デシベル以下           | 65 デシベル以下              |

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。

注 (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

①道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）

②①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

② 航空機騒音

| 地域の類型 | 目 標 値      | 対 象 地 域   |
|-------|------------|---|
| I     | 70WECPNL以下 | 都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域。ただし、次に掲げる地域を除く。<br>1 関西国際空港及び八尾空港の敷地<br>2 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域以外の地域である地域 |
| II    | 75WECPNL以下 | 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。   |

③ 新幹線鉄道騒音

| 地域の類型 | 目 標 値    | 対 象 地 域  |
|-------|----------|--|
| I     | 70デシベル以下 | 地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域 |
| II    | 75デシベル以下 | 地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域   |

(注) 「地域類型の当てはめをする地域」とは、大阪市及び吹田市の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ300メートル以内の地域並びに摂津市、高槻市、茨木市及び島本町の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ400メートル以内の地域(河川敷を除き、橋りょうに係る部分については別途図面で表示する地域を含む。)をいう。

④ 鉄軌道騒音、建設作業騒音、小規模飛行場騒音、振動、低周波音

| 項 目                     | 目 標 値                    | 対 象 地 域                               |
|-------------------------|--------------------------|---------------------------------------|
| 鉄 軌 道 騒 音<br>(新幹線鉄道を除く) |                          |                                       |
| 建 設 作 業 騒 音             | 大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度 | 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域 |
| 小 規 模 飛 行 場 騒 音*        |                          |                                       |
| 振 動                     |                          |                                       |
| 低 周 波 音                 |                          |                                       |

\*… 1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場を対象とする。